

平成22年第4回

大泉町議会定例会会議録

第 1 号

(9月2日)

平成 2 2 年第 4 回大泉町議会定例会会議録第 1 号

平成 2 2 年 9 月 2 日（木曜日）

議事日程 第 1 号

平成 2 2 年 9 月 2 日（木曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 2 号 平成 2 1 年度大泉町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第 5 報告第 3 号 平成 2 1 年度大泉町一般会計継続費精算報告書について
- 第 6 議案第 4 4 号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について
- 第 7 議案第 4 5 号 平成 2 2 年度大泉町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 8 議案第 4 6 号 平成 2 2 年度大泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 9 議案第 4 7 号 平成 2 2 年度大泉町老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 0 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 1 議案第 4 9 号 平成 2 2 年度大泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 2 議案第 5 0 号 平成 2 1 年度大泉町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 3 議案第 5 1 号 平成 2 1 年度大泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 4 議案第 5 2 号 平成 2 1 年度大泉町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 5 議案第 5 3 号 平成 2 1 年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 6 議案第 5 4 号 平成 2 1 年度大泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 7 議案第 5 5 号 平成 2 1 年度大泉町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 8 議案第 5 6 号 平成 2 1 年度大泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 9 議案第 5 7 号 平成 2 1 年度大泉町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	田邊信雄君	2番	山口将君
3番	浅野正己君	4番	津久井明人君
5番	新井典夫君	6番	青木満君
7番	河田敏勝君	8番	渡邊明君
9番	平田昌利君	10番	森昌彦君
11番	金井茂夫君	12番	村山俊明君
13番	村山博茂君	14番	安田博敏君
15番	引間サチ子君	16番	川島洋君
17番	久保田一郎君	18番	金子光国君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	斉藤直身君	副町長	太田吉易君
教育長	千葉優君	総務部長	入谷祐司君
企画部長	大塚勝美君	財務部長兼 会計管理者	築比地正昭君
社会福祉部長	大塚治男君	健康推進部長	持田健司君
住民経済部長	大野節雄君	都市建設部長	神谷隆夫君
生活環境部長	川島正一君	教育部長	都丸隆君
総務部長 安全安心課長	井達房一君	企画部長 企画課長	宮永孝雄君
財務部長 会計課長	安野英夫君	社会福祉部長 福祉課長	岡田輝美君
健康推進部 国民健康保険課長	峯崎平弥君	住民経済部長 農政課長	石井勝美君
都市建設部 土木課長	岸浪良二君	生活環境部長 下水道課長	久保田良雄君
教育部副部長 兼生涯学習課長	岩瀬幹雄君	教育委員長	木村多恵子君
農業委員会長	服部和悦君	監査委員	河内初光君

事務局職員出席者

事務局長	飯田健	書記	坂本武志
書記	石川肇	書記	中繁尚之

開会・開議

午前10時開会・開議

議長（引間サチ子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。定足数に達しておりますので、平成22年第4回大泉町議会定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、かねてご通知したとおりでございます。これより日程に従って順次議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（引間サチ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名でございます。

会議規則第119条の規定によりまして、議席2番山口将議員、議席3番浅野正己議員、以上の両議員を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（引間サチ子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの15日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月16日までの15日間と決定をいたしました。

日程第3 諸報告

議長（引間サチ子君） 日程第3、諸報告を行います。

議会側の諸報告を申し上げます。

1番、例月出納検査結果報告について、お手元に配付のとおり、平成21年度5月分及び平成22年度5月分、6月分、7月分の検査結果が監査委員よりなされておりますので、ご報告をいたします。

以上で諸報告を終わります。

日程第4 報告第2号 平成21年度大泉町健全化判断比率及び資金不足比率について

議長（引間サチ子君） 日程第4、報告第2号 平成21年度大泉町健全化判断比率及び資金不足比率についてを行います。

事務局長をして、報告第2号を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 提出者より報告を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） おはようございます。

それでは、早速ですが報告第2号を朗読させていただきます。

平成21年度大泉町健全化判断比率及び資金不足比率について申し上げます。

本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会に報告するものでございます。

健全化判断比率につきましては、4つの指標から構成されておりますので、順にご報告を申し上げます。

まず、実質赤字比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による本町の標準財政規模に対する実質赤字額の割合をあらわす指標で、本町における対象会計が一般会計及び公園墓地事業特別会計となっており、これらの会計は実質収支が黒字であるため、実質赤字比率は算定されておられません。

早期健全化基準については、各比率について、各都道府県及び市町村の標準財政規模に応じて定められるもので、この比率を超えた場合においては、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに当該年度を初年度とする財政の早期健全化のための計画を定めなければならないとされております。本町の実質赤字比率における早期健全化基準は13.77%でございます。

次に、連結実質赤字比率でございますが、本町における全会計が対象となり、標準財政規模に対する実質赤字額の割合をあらわす指標でございます。本年度は全会計が黒字となっていることから、連結実質赤字比率についても算定されないこととなりました。連結実質赤字比率における早期健全化基準は、18.77%でございます。

次に、実質公債費比率でございますが、一般会計等が負担する借入金の返済額やこれに準ずる額の標準財政規模に対する比率の3カ年平均値で算出された比率は、4.4%でございます。

本町の実質公債費比率における早期健全化基準は、25.0%でございます。

次に、将来負担比率についてですが、一般会計等に加え、公営事業会計、一部事務組合及び西邑楽土地開発公社などを含めた全体が負担する借入金の返済額や将来支払っていく可能性のある実質的な負担額の標準財政規模に対する比率で、本年度は20.9%でございます。

将来負担比率における早期健全化基準は350.5%でございます。

続きまして、資金不足比率でございますが、本町における資金不足比率判定対象会計は、

公営企業会計である下水道事業特別会計及び水道事業会計で、両会計とも資金不足が発生しておらず、算定されないこととなりました。

資金不足比率における経営健全化基準については、早期健全化比率同様、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、当該公営企業について、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに当該年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画を定めなければならないとされているところでございます。本町における経営健全化基準は20.0%でございます。

この健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、その算定の基礎となる数値を記載した書類とあわせて監査委員に審査していただき、別紙のとおりいずれも適正に作成されているとの意見を付していただきました。

以上、平成21年度大泉町健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

議長（引間サチ子君） ここで河内監査委員より平成21年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見についてご報告をお願いいたします。

河内監査委員。

〔監査委員 河内初光君登壇〕

監査委員（河内初光君） 皆さんおはようございます。

監査委員の河内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、本年4月1日付の機構改革におきまして、監査委員事務局を設けていただきましたこと、まことにありがたく、お礼申し上げます。委員、事務局ともども、さらに質の高い監査を目指して、今後とも鋭意努力させていただきたいと思っております。どうか今後ともよろしくご指導、ご鞭撻のほどをお願いいたします。

では、早速でございますが、平成21年度財政健全化判断比率及び資金不足比率審査の結果をご報告申し上げます。

審査の期日は、8月23日でございますが、それに先立って、新井典夫監査委員さんとともに8月11日に事前審査を行い、担当課より書類の提出と説明を受けました。

健全化判断比率審査は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか、また資金不足比率審査は、水道事業会計及び下水道事業特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に審査いたしました。

提出された書類は、いずれも数値に誤りがなく、適正に処理されていることを認めました。

一般会計等の実質赤字比率、企業会計等を含めた連結赤字比率はいずれも赤字額はなく、実質公債費比率は1.2ポイント、将来負担比率では10.0ポイント前年度より低下し、基準を大幅に下回っており良好な状態であることを認めました。

水道事業会計及び下水道事業特別会計での資金不足比率審査では、両会計とも資金不足

が発生しておりませんでした。

以上、審査結果の報告といたしますが、なお詳細につきましては、お手元に配付してあります意見書のとおりでございますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上でございます。どうもありがとうございました。

議長（引間サチ子君） 以上で、報告第2号を終わります。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 先ほど報告の中で一部誤りがあったので、訂正させてください。

将来負担比率における早期健全化基準350.0%を350.5%と読み上げてしまいましたので、350.0%が正しいと訂正させてください。

議長（引間サチ子君） 皆さんに申し上げます。

ただいま町長より報告がございました。

将来負担比率です。平成21年度健全化判断比率の関係で、将来負担比率の数字ですけれども、早期健全化基準が350.0%ということでございますので、資料のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

日程第5 報告第3号 平成21年度大泉町一般会計継続費精算報告書について

議長（引間サチ子君） 日程第5、報告第3号 平成21年度大泉町一般会計継続費精算報告書についてを行います。

事務局長をして報告第3号を朗読をしていただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 報告第3号 平成21年度大泉町一般会計継続費精算報告書について、ご報告を申し上げます。

本報告につきましては、平成19年度から21年度までの3カ年で進めてまいりました大泉町保健福祉総合センター設置事業と平成20年度から21年度までの2カ年で進めてまいりました西児童館第二学童棟設置事業に係る継続費が精算となりましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、行うものでございます。

事業内容でございますが、大泉町保健福祉総合センター設置事業につきましては、平成19年度に実施設計を終え、本体工事は平成19年度から20年度の2カ年で64.84%を終えて、平成21年8月に完成いたしましたものでございます。

3カ年の支出済額の合計は5億7,532万6,500円となり、財源内訳といたしましては、まちづくり交付金が22.6%、地方債が39.4%、公共施設等整備事業基金繰入金が3.7%、一般財源が34.3%でございます。

なお、全体計画の事業費合計5億8,511万9,000円と実績の支出済額を比較しますと979万2,500円の差額が生じますが、予定された事業が完了しましたので不用額といたしました。

次に、西児童館第二学童棟設置事業につきましては、平成20年度に設計業務、建設工事及び監理業務の14.8%を終え、平成21年7月に完成いたしましたものでございます。

2カ年の支出済額の合計は2,527万3,500円となり、財源内訳といたしましては、児童厚生施設等整備費県費補助金が51.2%、地方債が28.9%、一般財源が19.9%でございます。

なお、全体計画の事業費合計2,730万8,000円と実績の支出済額を比較しますと203万4,500円の差額が生じますが、予定された事業が完了しましたので不用額といたしました。

以上、よろしくお願ひ申し上げまして、報告といたします。

議長（引間サチ子君） 以上で報告第3号を終わります。

日程第6 議案第44号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について

議長（引間サチ子君） 日程第6、議案第44号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 議案第44号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本規約の変更につきましては、東毛広域市町村圏振興整備組合の共同処理が、臨海学校、東毛歴史資料館、群馬の水郷の譲渡等によりまして、現在、管理運営する施設は林間学校のみとなり、縮小したことから、事務局組織の見直し等を図ってきたところでございます。今般、組合議会につきましても、その議員定数等の見直しを図るべく規約の一部を改めるものでございます。

変更の内容でございますが、1点目が、規約第5条に規定いたします議員定数を、「24人」を「10人」に改め、その選出区分につきましては、「太田市9人、館林市5人、板倉町2人、明和町2人、千代田町2人、大泉町2人、邑楽町2人」を「太田市3人、館林市2人、板倉町1人、明和町1人、千代田町1人、大泉町1人、邑楽町1人」に改め、2点目といたしまして、組合議員の選出方法について規定した規約第6条第1項の「関係市町

の議長をもって充てるほか」を削除し、組合議員につきましては、関係市町の議会において、それぞれの議員のうちから選挙によって選出することと改めるものでございます。

なお、附則につきましては、改正後の東毛広域市町村圏振興整備組合規約を、平成22年12月1日から施行する旨を定め、施行日の前日において組合議員であった者は、施行日においてその職を失う旨を規定するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（引間サチ子君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第44号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第45号 平成22年度大泉町一般会計補正予算（第3号） について

議長（引間サチ子君） 日程第7、議案第45号 平成22年度大泉町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 議案第45号 平成22年度大泉町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,827万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億9,152万1,000円といたしたい次第でございます。

主な内容について申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰越金、諸収入及び町債を追加

し、繰入金を更正減するものでございます。

歳出につきましては、前年度剰余金の確定による基金積立金を初め、補助金等の確定等に伴う人権政策推進補助事業、各種障害者対策事業、教育振興事業、施設修繕等に伴うし尿処理施設維持管理費、道路橋りょう費施設保守管理事業、学校管理運営事業、公民館管理運営費、代位弁済に伴う金融対策事業等を追加するものでございます。

詳細につきましては、築比地財務部長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（引間サチ子君） 築比地財務部長。

〔財務部長兼会計管理者 築比地正昭君登壇〕

財務部長兼会計管理者（築比地正昭君） 命によりまして詳細説明を申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正、あわせて参考資料をごらんいただきたいと存じます。

まず、1の歳入でございますが、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金につきましては、障害者自立支援法へ移行する施設の利用見込者数の増加に伴う追加でございます。

第2項国庫補助金につきましては、補助単価の改正に伴う追加でございます。

第15款県支出金、第1項県負担金につきましては、国庫負担金と同様、利用見込者数の増加に伴う追加でございます。

第2項県補助金につきましては、交付決定・単価改正等に伴い、知的障害児（者）総合福祉推進事業費等補助金、地域生活支援事業補助金、農業委員会費補助金、尾瀬学校補助金、緊急雇用創出基金事業補助金等の追加でございます。

第3項県委託金につきましては、交付額の確定及び事業認定に伴い、統計調査委託金、人権啓発活動委託金等の追加でございます。

第17款寄附金、第1項寄附金につきましては、社会福祉関係、保健衛生関係への指定寄附金の受け入れに伴う追加でございます。

第18款繰入金、第1項特別会計繰入金につきましては、各特別会計の過年度剰余金精算に伴う追加でございます。

第2項基金繰入金につきましては、今回の補正により剰余金の発生に伴う更正減でございます。

第19款繰越金につきましては、前年度剰余金の確定に伴う追加でございます。

第20款諸収入、第5項雑入につきましては、心身障害者扶養共済年金受給者増に伴う心身障害者扶養共済年金委託金等の追加でございます。

第21款町債につきましては、臨時財政対策債発行可能額の確定に伴う追加でございます。

次に、2の歳出でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費につきましては、財産管理費として、地方財政法に基づき基金積立金の追加、国際協働費として、人権啓発活動委託金の事業認定に伴う講師派遣委託料を追加するとともに、講師謝礼を講師派遣委託料に予算を組み替え、多文化共生コミュニティセンターのエアコンの修繕料を追加するものでございます。

第2項徴税費につきましては、資産税税務事務臨時職員の事務量の増加に伴う賃金及び社会保険料の追加でございます。

第5項統計調査費につきましては、委託金の確定に伴う追加でございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費につきましては、社会福祉総務費として、国民健康保険事業特別会計繰出金及び保健福祉総合センター施設改修工事費の追加、障害福祉費として、単価改正による障害者育成事業、年金受給者増に伴う心身障害者扶養共済事業、法改正及び地域活動支援センターのバス修繕に伴う障害者自立支援事業を追加、老人福祉費としては、ボイラー修繕料及び業務委託料の追加でございます。

第2項児童福祉費につきましては、保育所費として、落雷による火災報知器修繕料及び指定寄附に伴う備品購入費を追加、児童館費として、遊具の寄贈に伴う事務手数料の追加でございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費につきましては、指定寄附に伴う備品購入費の追加でございます。

第2項清掃費につきましては、し尿処理費として、アルミ架装及び脱臭装置設置に係る補助金の追加、し尿処理施設費として、廃棄物処理施設技術管理者講習受講のための各種経費及び衛生センターのエアコンの設置工事費の追加でございます。

第5款農林水産業費、第1項農業費につきましては、農業委員会費として、県補助金に係る会議録作成委託料の追加、農業総務費として、生命をはぐくむ農業のまち邑楽館林推進協議会に対する負担金の追加、農地費として、用水路除草委託料の追加でございます。

第6款商工費、第1項商工費につきましては、金融対策費として、代位弁済の発生に伴う損失補てん金の追加、観光費として、群馬デスティネーションキャンペーン全国宣伝販売促進会議事業の町観光協会への事業委託料の追加でございます。

第7款土木費、第1項道路橋りょう費につきましては、道路橋りょう総務費として、小泉町駅袴線橋の電灯用分電盤修繕料及び南小学校歩道橋外灯取りかえ工事費の追加、道路新設改良費として、電柱の移転補償金の追加でございます。

第8款消防費、第1項消防費につきましては、防火水槽の撤去費の追加でございます。

第9款教育費、第1項教育総務費につきましては、県委託金に係る研修会等の諸経費及び小・中学校の公仕について、10月より委託から町の直接雇用とするための賃金ほか諸経費の追加でございます。

第2項小学校費につきましては、学校管理費として、学校公仕業務委託料を更正減し、南小学校の受水槽の修繕料、印刷機購入費及び南小学校校庭のスプリンクラー改修工事費の追加、教育振興費として、昆虫の森・天文台自然学習教室事業に係るバス借上料の追加でございます。

第3項中学校費につきましては、学校管理費として、学校公仕業務委託料を更正減し、尾瀬学校補助金に係る現地ガイド手数料ほか諸経費の追加でございます。

第5項社会教育費につきましては、町公民館のエアコン改修工事費及び古氷公民館、第

5 区公民館の施設整備費補助金の追加でございます。

第 6 項保健体育費につきましては、体育協会への補助金の追加でございます。

次に、第 2 表地方債補正をごらんいただきたいと存じます。

発行可能額の確定により臨時財政対策債を追加したことに伴い、限度額を変更するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

議長（引間サチ子君） これより審議に入ります。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。

直ちに質疑を行います。

渡邊明議員。

〔 8 番 渡邊 明君発言〕

8 番（渡邊 明君） 議席 8 番渡邊明です。

ただいま説明がありました補正第 3 号の 21 ページから 24 ページにかけて、9 款教育費について、都丸部長に質問いたします。

2 項小学校費及び 3 項中学校費の学校公仕業務委託料の更正減として、1 項教育総務費の臨時補助職員配置事業の新たな補正計上についてであります。この件についてはかねてより関係者から強い要望もあり、その要望を受け、私からも教育委員会に再三にわたり事業の見直し、是正をお願いしてきた経緯がございます。この事業は、自公政権の当時、行政改革の一環として教育委員会で直接関知していた公仕の仕事を経費の節約を理由に、小・中 7 校の公仕の業務をすべて民間委託したことによるものであります。その後、情勢の変化もあり、当初見込んでいたメリットよりデメリットのほうが多くなっていることを指摘されて、教育委員会に改善、見直しをお願いした事業であります。時間がかかりましたが、ようやく改善に踏み切った教育委員会の努力と今回の補正予算については一定の評価をするものであります。今回の関連事業の補正によってどのようなメリットがあるのか、投資効果について、教育委員会の事務方の責任者である都丸部長に質問いたします。

議長（引間サチ子君） 都丸教育部長。

〔教育部長 都丸 隆君発言〕

教育部長（都丸 隆君） 渡邊議員さんの質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

直接雇用のメリットというお話でございますが、いわゆる公仕の方の待遇が改善された。これについては、すべて 7 名の方の賃金について把握してございませんが、一部の公仕の方の賃金について改善されるのではないかなというふうに思っております。

2 点目でございますが、いわゆる委託契約の状況でございますと、学校現場で直接公仕

さんに指示、お願いをするということがなかなか難しい状況でございます。そういった意味で、直接雇用することによって、さまざまな面で公仕さんと学校現場で協力体制ができるのではないかなというふうに思っております。

続きまして、3点目でございますが、先ほど議員さんもお指摘されましたとおり、いわゆる委託と直接雇用の予算上の差額がございまして、今回の補正につきましても半年分でございますが、約160万円ぐらいの経費の節減ができるのではないかとということでございます。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） ただいま部長より説明がありましたが、今回あえて質問をさせていただいたのは、補正予算は当初予算に対して進行状況を見ながら増減の補正、修正をする予算計上としてという内容が主な点であったわけですが、今回の補正予算はただいま都丸部長よりご説明がありましたように、極めて重要な内容が含まれているということで指摘をさせていただきます。それは、国や県、そして町の方針によって、当初はよしとして計上した事業、予算が時には運用、実施する中で、目に見えない形で問題点が生じる場合があります。今回補正されたこの事業がその一つの例であります。この問題が現場の声と議会のチェック機関として、議員の行動で問題点を指摘し、お互いに勉強を重ね、調査、研究する中で見直し、改善が今回導いた大きな教訓であります。その結果は言うまでもなく、先ほど部長がご答弁されましたように、事業の見直しで事業経費の大幅な削減が図られた。半年で約163万4,000円、年間にすれば326万8,000円であります。そのことによって業務の円滑化が図られ、なおかつ従事者の雇用が守られ、その上、労働条件が今までよりよくなった。まさに一石三鳥以上の投資効果が発揮されたと、ただいま部長からも報告されたとおりであります。

今回の補正の内容であります。関係者の皆さんから、この改善に対して、教育委員会都丸部長を初めとする改善に対して感謝を申し上げるところであります。あわせて今後は国の方針が必ずしも正しいとは言えないことが、事実と体験をもって証明されたわけですから、みずからの町はみずからが守る、こういう立場から厳しい財政状況のもとで今回の補正の教訓に学んで、最小限の投資で最大の効果を発揮できるという地方自治の本旨の姿を発揮すべき施策を講じていただきたいと、強く思う次第であります。このことから、あえて質問させていただきました。同じ問題が二度と起きないように強く要望して、質問を終わります。

議長（引間サチ子君） ほかにございますか。

河田敏勝議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） 議席7番河田敏勝です。

付属書類の10ページ、第2款総務費、1項総務管理費、9目国際協働費の中の多文化共生コミュニティセンター事業について、大塚企画部長にご質問いたします。

先ほどのご説明で、空調機器の修繕ということでしたが、もう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

議長（引間サチ子君） 大塚企画部長。

〔企画部長 大塚勝美君発言〕

企画部長（大塚勝美君） 河田議員さんのご質問にお答えいたします。

多文化共生コミュニティセンター、エアコンの修繕でございまして、修繕箇所といたしましては屋外機の基盤の交換等でございます。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 河田議員。

〔7番 河田敏勝君発言〕

7番（河田敏勝君） 異常なまでの記録的な猛暑が続いておる中でエアコンが故障したということで、速やかに修繕対応いただいたという部分では、コミュニティセンターで実施しております外国人住民への情報提供や相談対応等に支障を来さずに済んだということで、安心したところでございます。

この多文化共生コミュニティセンターにつきましては、言葉や文化、習慣の異なる外国人に本町に住むために必要な情報を正しく伝えるということを目的に、民間の建物をお借りして平成19年4月にまちづくり交付金を活用して設置したわけであります。設置当初は事業の進捗経過を見ながらということ、場所につきましては22年2月までの3年間の契約期間の中で進めていきたいということだったと思いますが、現在も引き続き同様の場所で運営いただいておりますが、契約状況はその後どのようなになっているのか、お伺いしたいと思います。

それと、3年半経過した中でこの事業をどのように評価し、今後どのように事業展開していくお考えなのか、お伺いいたします。

議長（引間サチ子君） 大塚企画部長。

〔企画部長 大塚勝美君発言〕

企画部長（大塚勝美君） お答えいたします。

施設の賃貸契約期間につきましては、平成22年4月1日から24年3月31日までの2年間でございます。また、現在の場所につきましては、町なかで駅に近く、国道に面していてわかりやすいというメリットがありますが、反面、施設が民間の賃貸のため、借上料等の経費が必要となること、研修や視察の使用に当たってはやや手狭であるなど、デメリットがあると感じているところでございます。今後の場所につきましては、対費用効果や運営状況を踏まえて、より安定的な利用ができる施設が必要だと考えております。

運営状況といたしますと、多文化共生コミュニティセンターは相談や問い合わせのほか、ハローワークや大泉警察署の相談会場にも利用されておりますし、さらに文化の通訳講座

等の会場としても使用されるなど、本町に暮らす外国人に必要な情報を正しく伝えるための施設として大切な役割を担っていると評価しております。これからも町民の皆様がより利用しやすい施設となるよう管理運営に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 河田議員。

〔 7 番 河田敏勝君発言 〕

7 番（河田敏勝君） 場所の部分でございますけれども、ちょっと手狭になってきているんじゃないかなというのが実感でございます。保健福祉総合センターの完成に伴いまして、社会福祉協議会が同センターに移転し、その跡地を公民館別館としてシルバー人材センターとともに現在有効活用を図っておるわけでございますけれども、改めて跡地利用につきまして再考いただいて、多文化共生コミュニティセンターの移設を考えたほうがよろしいんじゃないかなと思うわけでございます。場所的にも役場に近いということで、その支援体制も強化を図れるんじゃないかなと。それと、国籍や世代を超えた共生、協働の場としても有効的に活用ができるんじゃないかなということから、ぜひその辺はもう一度見直したほうがよろしいんじゃないかと思っておりますけれども、見解を最後にお聞かせいただきたいと思っております。

議長（引間サチ子君） 大塚企画部長。

〔 企画部長 大塚勝美君発言 〕

企画部長（大塚勝美君） 先ほど申し上げたとおり、現在の多文化共生コミュニティセンターにつきましては、民間施設であること、研修などの利用に当たって若干手狭であることなど、運営に当たっての課題があるところでございます。また一方、河田議員さんよりご提案いただきました公民館南別館につきましては、現在 1 階がシルバー人材センター、それとロビー、人権啓発コーナー、人権ルーム、災害用備品庫として活用されているところでございます。また、コミュニティセンターの設置に当たりましては、河田議員さんのほうからもお話がございましたが、まちづくり交付金の対象事業として行われておりますので、施設の変更につきましては補助事業として関係機関等との調整が必要になってくるものと想定されているところでございます。幾つか課題があるということでございます。

短期的には難しい課題もございますが、ご提案いただきました公民館南別館は、今後移転先として重要な選択肢になると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（引間サチ子君） ほかにございますか。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第45号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第46号 平成22年度大泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（引間サチ子君） 日程第8、議案第46号 平成22年度大泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 議案第46号 平成22年度大泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,672万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億372万6,000円といたしたい次第でございます。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、額の確定により前期高齢者交付金、一般被保険者前年度繰越金等を追加し、療養給付費等負担金、県財政調整交付金を更正減するものでございます。

歳出につきましては、国民健康保険基金積立金、国庫支出金等精算返還金、一般会計繰出金等を追加し、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金等を更正減するものでございます。

詳細につきましては、持田健康推進部長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（引間サチ子君） 持田健康推進部長。

〔健康推進部長 持田健司君登壇〕

健康推進部長（持田健司君） 命によりまして詳細説明を申し上げます。

議案書とあわせ、参考資料をごらんいただきたいと思います。と存じます。

まず、歳入でございますが、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金につきましては、前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金等の確定に伴う更正減でございます。

第2項国庫補助金につきましては、特定健診・特定保健指導の受診率向上のための経費

及びレセプト審査支払システム最適化経費に対する特別調整交付金の追加でございます。

第4款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金につきましては、退職被保険者等に係る前年度精算分の追加でございます。

第5款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金につきましては、交付金額の確定による追加でございます。

第6款県支出金、第2項県補助金につきましても、国庫負担金と同様に前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金の額の確定による更正減でございます。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金につきましては、事務費分としての職員給与費等繰入金の追加でございます。

第10款繰越金、第1項繰越金につきましては、前年度の繰越金を一般被保険者分として追加するものでございます。

次に、歳出でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費につきましては、レセプト審査支払システム最適化経費負担金の追加でございます。

第2項徴税費につきましては、非自発的失業者や被扶養者の税額軽減や7割、5割、2割軽減の実施に伴う電算業務委託料の追加でございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第2項高額療養費につきましては、財源振替でございます。

第3款後期高齢者支援金、第1項後期高齢者支援金につきましては、支援金額の確定による更正減でございます。

第4款前期高齢者納付金、第1項前期高齢者納付金につきましては、額の確定による事務費拠出金の追加及び納付金の更正減でございます。

第5款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金につきましても、額の確定による医療費拠出金の更正減でございます。

第6款介護納付金、第1項介護納付金につきましても、額の確定による更正減でございます。

第8款保健事業費、第2項保健事業費につきましては、特定健診・特定保健指導の受診率向上対策のための委託料の追加でございます。

第9款基金積立金、第1項基金積立金につきましては、医療費の増加等による不測の事態に備えまして、繰越金から所要額を追加するものでございます。

第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金につきましては、前年度分の療養給付費等負担金、出産育児一時金補助金等の精算返納金の追加でございます。

第2項繰出金につきましては、平成20年度、21年度分の法定外の繰入金を一般会計に繰り戻すための追加でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

議長（引間サチ子君） これより審議に入ります。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。
よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。
直ちに質疑を行います。
渡邊明議員。

〔 8 番 渡邊 明君発言〕

8 番（渡邊 明君） 議席 8 番渡邊明です。
持田健康推進部長に 2 点質問いたします。

1 点目は、9 ページから 10 ページにかけて、3 款後期高齢者支援金について、全体で 5,740 万 5,000 円の更正減となっております。この額の中には国保の被保険者が拠出した支援金、一般財源として 3,389 万 2,000 円の更正減が入っておりますが、わずか半年でこれだけの額が減額されたということは、同じように推移した場合、ことし下期、今後 6 カ月間で同額ぐらいの減額が見込めるのか、今回の減額の主な要因について何なのかを質問いたします。

2 点目については、13 ページから 16 ページにかけて、9 款基金積立金及び 11 款諸支出金についてですが、国民健康保険基金積立金に 1 億 5,544 万 3,000 円、一般会計繰出金 1 億 8,092 万 6,000 円、合わせて 3 億 3,646 万 9,000 円が歳出として補正されております。この金額について、当初予算より各種療養給付費が少なく済み、その分、現時点で積立金や繰出金に回せるという金額で、関係者の努力の成果として理解をしております。国保特別会計はこの項の補正額を見る限り順調に推移しており、健全財政であると評価してよいのか。持田部長に質問いたします。

議長（引間サチ子君） 持田健康推進部長。

〔健康推進部長 持田健司君発言〕

健康推進部長（持田健司君） 渡邊議員さんのご質問にお答えします。

まず、1 点目の後期高齢者支援金の更正減の理由についてでございますが、これにつきましては平成 20 年度の精算分がマイナスに作用したことによりまして、当初見積もりより確定額が減額となったことによるものでございます。それに伴いまして、その財源となります国・県支出金につきましても減額となっております。

次に、基金積立金、一般会計繰出金が合わせて約 3 億 3,600 万円ほど追加となったことにつきましては、平成 21 年度決算におきまして 2 億 5,630 万 7,000 円の繰越額となったことに伴うものや、前期高齢者交付金の精算分がプラスに作用した結果によるものでございます。

今後の下半期収支見込みにつきましては、歳入面では保険税の調定の額が低下が予想され、また歳出の保険給付費につきましては予測が大変難しく、医療費の状況によりましては歳入が不足し、基金の活用や一般会計からの財政支援に頼らざるを得ないことも考えられますが、できる限り国保税の収納率向上等の財源確保に努めてまいりたいと存じております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔 8 番 渡邊 明君発言〕

8 番（渡邊 明君） ただいま持田部長より答弁をいただきました。行政側担当者としては、今後の推移といたしますが、慎重に対応していきたいというお気持ちはよくわかります。しかし、今後においても被保険者の健康予防に努めて、できる限り療養給付金の支出を抑え、無駄をなくして、なお一層の健全財政に向けて関係者の努力をお願いしたいと思います。

今日の長引く不況による年金や給与の受け取り分は毎年のように目減りをしている一方で、各種支払い等の負担、支出はふえております。そのことにより、保険料が高くて払いたくても払えないと、こういう方々が町内にたくさんいらっしゃいます。これまた年々こういう方々が不況のもとでふえているわけであります。健全財政を安定化させて、今回のように支援金も更正減、そして積立金と繰出金、これが一定額を計上することができるようになったわけでございます。引き続き、持田部長を初めとする関係者の努力で国保会計の健全化を図り、来年度はこうした基金の拠出によって少しでも国保の保険料が安くなるように、そして被保険者が負担なく支払える保険料に改善すべきだと私は思います。こうした滞納者がふえている中、払える環境づくりも一つの、国保の財政運営にも必要だと私は考えております。担当部長として先ほどの答弁で、一定の成果は得たものの今後の財政見通しは厳しいということでございますが、こうした被保険者、そして今日の諸情勢の中で、国保特別会計が健全財政にさらなる運営ができるように関係者の努力を一層期待して、質問を終わります。

議長（引間サチ子君） ここで議事運営上、午前11時15分まで休憩をいたします。

午前 1 1 時 1 分休憩

午前 1 1 時 1 4 分再開

議長（引間サチ子君） 休憩を解いて再開をいたします。

引き続き質疑に入ります。

質疑のある方、お願いいたします。

村山博茂議員。

〔 1 3 番 村山博茂君発言〕

1 3 番（村山博茂君） 議席13番村山博茂です。

付属書類の15ページ、11款諸支出金、2項1目一般会計繰出金、補正額の1億8,092万6,000円について、及びその関連で3点、持田健康推進部長にお伺いをいたします。

1点目、平成21年度一般会計から国保会計に2億6,972万4,000円を繰り入れて1年間国保事業を行った結果、2億5,630万7,000円の残金が出たため、その残金の中から1億8,092万6,000円を一般会計に繰り戻すと、このように理解してよいのかどうか。また、このことは一般会計からの拠出金在实际には8,879万8,000円、一般会計の繰入金の3分の1程度で

済んだということで理解をしてよいのか、お聞きをします。

2点目、国保会計で残金を一般会計に繰り戻したというのは、私が議員になってから初めてのことだというふうに思っています。このことは国民健康保険事業が一般会計の財政状況を勘案して、極力圧縮していく方向で改善や改革が図られたのか、要はその1億8,000万の繰り戻しができた理由についてお伺いをいたします。

3点目、一昨日の上毛新聞では、群馬県内の国保の税負担の引き上げ、引き下げの記事が掲載をされておりました。大泉町は平成8年度以降14年間、国保税については値上げをしていないというふうに聞いていますが、モデル世帯の平成21年度の国保税額は29万2,300円で、群馬県内35市町村の中で7番目に高い額となっています。今後、国保事業全体を見たときに、この税額について、加入者の負担を減らすために引き下げの方向なのか、逆に収納率が悪いので引き上げの方向なのか、現時点での国保税額について、持田担当部長としてのお考えをお聞きしたいというふうに思います。

以上3点、お願いします。

議長（引間サチ子君） 持田健康推進部長。

〔健康推進部長 持田健司君発言〕

健康推進部長（持田健司君） 村山博茂議員さんのご質問にお答えいたします。

まず1点目の一般会計に繰り戻す件についてでございますが、村山議員さんのおっしゃるとおり、平成21年度決算におきまして2億5,630万7,000円の繰越額となったため、平成20年度、21年度分の法定外の一般会計繰入金につきまして、一般会計に繰り戻すものでございまして、結果として8,879万8,000円で済んだということでございます。

次に、2点目の繰り戻しができた理由でございますが、平成21年度は歳入におきまして、平成20年度の税政改正によりまして、原則退職者医療制度が廃止されたことに伴い、減収となった額の2分の1の額、約1億円でございますが、これが国の調整交付金により補てんされ、増額となっております。歳出におきましては、医療給付費が前年度実績を約9,200万円ほど下回ったことによるものでございます。これは被保険者の減や、就学前の子供たちの医療費の減によるものでございます。

次に、3点目の今後の国保税額の引き上げ、引き下げの方向性でございますが、平成21年度に大きな繰越額となったのは、今申し上げました理由によるものでございまして、毎年度このような結果になるものではございません。国保事業は医療費に対していかに歳入を確保するかが課題でございますので、このような状況や町民負担、昨今の社会経済情勢を考慮し、当面は現状の保険税率のままでいきたいと考えております。

なお、歳入の中の国保税につきましては、ご案内のとおり、収納率が年々下がってきており、国保財政は大変厳しい状況に変わりはありませんので、今後とも収納率向上に努力してまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（引間サチ子君） 村山議員。

〔 13番 村山博茂君発言 〕

13番（村山博茂君） 税政改革と子供たちの医療費がかからなかったということで一般会計へ繰り戻せたということですが、単年ということで、毎年こういったことが行われるわけではないということで理解をいたしました。

それから、その税の関係なんですが、収納率も悪いということで、現行のままいきたいという持田部長のお考えも聞いたところでもあります。今、持田部長も収納率について触れましたけれども、平成20年度の大泉町の国保税の収納率、現年度分が79.8、過年度分も含めると61.2%と、群馬県内でワースト、一番収納率が悪いという大変不名誉な実績でありました。ちなみに、トップの上野村は98.35というすばらしい収納状況であります。本町の職員も知恵を出して汗をかいて頑張っていますが、平成21年度の実績についても、改善どころか、さらに悪化したということでもあります。平成22年度、要は本年度も9月に入りまして約半分が過ぎようとしていますけれども、収納状況は大変心配であります。収納が進まない原因は何なのか、対策、改善がしっかりと図られているのか、持田部長にお聞きいたします。

議長（引間サチ子君） 持田健康推進部長。

〔健康推進部長 持田健司君発言〕

健康推進部長（持田健司君） お答えいたします。

収納が進まない原因は何か、また対策、改善はということですが、本町の収納対策につきましては、町税等収納率向上対策推進本部を中心といたしまして、担当課による特別班も編成しながら取り組んでいるのが現状でございます。国保税に関しては、4月、5月、10月、11月、12月、2月、3月にそれぞれ約1週間程度、臨戸徴収を実施しております。また、いわゆる分母を減らすための施策として、居住実態調査にも平成20年度から取り組み、居住実態のない被保険者については、資格を喪失させる等の措置をとっております。さらに、滞納処分といたしましては、悪質滞納者につきましては、国税還付金や預金、不動産の差し押さえ等を実施しております。他の市町村に比べても収納対策に厳しく取り組んでいると存じております。しかしながら、成果として結果があらわれないというのも事実でございます。より有効な収納対策を考えながら、地道に努力してまいりたいと存じております。

以上です。

議長（引間サチ子君） 村山議員。

〔 13番 村山博茂君発言 〕

13番（村山博茂君） 持田部長から、現状についてお話をいただきました。

最後に、太田副町長に質問いたします。

本町には、今、持田部長からもありましたけれども、大泉町町税等収納率向上対策推進本部が設置をされておまして、本部長に太田副町長、副本部長に築比地財務部長が当たり、収納率向上に向けて職員と一丸となって、夜間も土曜、日曜も頑張っているというこ

とを、我々議員も認識をしております。本当に頭の下がる思いであります。

しかし、結果として成果があらわれていないというのも事実でありまして、本当に仕事をしている職員にとっては達成感というのが味わえないのかなど。やってもやっても成果が出ない。具体的には21年度決算調査がこれから行われますが、先日いただいた決算書を見ますと、町税も国保税も収納率実績が20年度よりもさらに落ちているということで、多分国保税の収納率の57%というのは、また群馬県でも最下位のポジションになってしまうのかなというふうに、大変残念であります。ぜひとも平成22年度、今年度においては行政改革大綱に沿って、それぞれの部署で掲げた目標値を達成していただきたい。収納率向上対策推進本部長として、太田副町長の決意のほどをお聞きいたします。

議長（引間サチ子君） 太田副町長。

〔副町長 太田吉易君発言〕

副町長（太田吉易君） ただいま決意のほどはというご質問でございますが、持田健康推進部長が申し上げましたとおり、国保税につきましては、悪質な滞納者には滞納処分を実施していくということでございます。また、臨戸徴収や居住の実態調査等も滞納対策というものも行っていきたいということでございます。今後も、これらの施策を継続しながら実施するとともに、税全般につきましては、税の公正公平な負担、そういった面から収納率の向上が図られるように全庁一丸となって取り組んでまいりたいと、こんなふうに考えておりますので、よろしくご指導いただきたいと思います。

議長（引間サチ子君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第46号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第47号 平成22年度大泉町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（引間サチ子君） 日程第9、議案第47号 平成22年度大泉町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 提案者からの説明を求めます。
斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 議案第47号 平成22年度大泉町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ260万5,000円といたしたい次第でございます。

今回の補正予算は、前年度の医療費の確定に伴い、国庫負担金等の精算を行うためのものでございます。

まず、歳入でございますが、前年度繰越金の追加でございます。

次に、歳出でございますが、諸支出金のうち、償還金につきましては、前年度の医療費の確定に伴い、支払基金及び国・県への返還金を追加するものでございます。

繰出金につきましては、一般会計への繰出金の追加でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（引間サチ子君） これより審議に入ります。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。

直ちに質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第47号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第48号 平成22年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（引間サチ子君） 日程第10、議案第48号 平成22年度大泉町後期高齢者医療事業

特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 議案第48号 平成22年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ484万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,594万2,000円といたしたい次第でございます。

まず、歳入でございますが、前年度の繰越金の追加でございます。

次に、歳出でございますが、総務費のうち徴収費につきましては、税制改正等に対応するための電算業務委託料を追加するものでございます。

諸支出金のうち繰出金につきましては、一般会計への繰出金の追加でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（引間サチ子君） これより審議に入ります。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。

直ちに質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第48号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第49号 平成22年度大泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（引間サチ子君） 日程第11、議案第49号 平成22年度大泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 提案者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 議案第49号 平成22年度大泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,404万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,494万3,000円といたしたい次第でございます。

まず、歳入でございますが、前年度繰越金の追加でございます。

次に、歳出でございますが、保険給付費のうち、高額医療合算介護サービス等費につきましては、支給額の確定により追加するものでございます。

基金積立金につきましては、本補正の歳入総額から歳出に必要な金額を差し引いた額を追加するものでございます。

諸支出金のうち、償還金及び還付加算金につきましては、国庫及び支払基金への平成21年度分の精算による返納金でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

町長（斉藤直身君） ただいま読み上げた中で誤りがありましたので、訂正させていただきます。

歳入歳出2,204万3,000円が正しいので、訂正をお願いいたします。

議長（引間サチ子君） 以上、よろしく願いいたします。

これより審議に入ります。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。

直ちに質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第49号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第50号 平成21年度大泉町一般会計歳入歳出決算認定
について

日程第13 議案第51号 平成21年度大泉町国民健康保険事業特別会計
歳入歳出決算認定について

日程第14 議案第52号 平成21年度大泉町老人保健事業特別会計歳入
歳出決算認定について

日程第15 議案第53号 平成21年度大泉町後期高齢者医療事業特別会
計歳入歳出決算認定について

日程第16 議案第54号 平成21年度大泉町介護保険事業特別会計歳入
歳出決算認定について

日程第17 議案第55号 平成21年度大泉町公園墓地事業特別会計歳入
歳出決算認定について

日程第18 議案第56号 平成21年度大泉町下水道事業特別会計歳入歳
出決算認定について

日程第19 議案第57号 平成21年度大泉町水道事業会計決算認定につ
いて

議長（引間サチ子君） ここで議案の上程についてお諮りをいたします。

日程第12、議案第50号から日程第19、議案第57号までの8議案は、いずれも平成21年度の決算認定についてでございます。

この際、以上の8議案を一括上程したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまから議案第50号から議案第57号までを一括議題といたします。

事務局長をして議案を順次朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） ここで議事運営上、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時40分休憩

午後12時57分再開

議長（引間サチ子君） 休憩を解いて再開をいたします。

これより8議案につきまして提案者からの説明を求めます。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） ただいま一括上程となりました議案第50号から議案第57号までの平成21年度大泉町一般会計歳入歳出決算を初めとする各特別会計決算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

我が国の経済は、世界同時不況による個人消費の減退により、多くの企業で業績の悪化が顕著となっております。

その結果として、本町におきましても基幹産業を中心に不況の波が押し寄せ、中小企業の経営悪化や労働者の雇用問題など景気の低迷による税収の落ち込みなど、財政を取り巻く状況は一段と厳しさを増している状況でございます。

さて、平成21年度でございますが、安全・安心のまちづくりを初めとする各種事業の充実に努め、町民の幸福度を高めるよう、町民と行政が連携した協働のまちづくりを進めることができたと考えております。今後も町民福祉のさらなる向上を目指すとともに、行政改革を積極的に推進し、引き続き健全財政を堅持するため、一層の努力をしてみたいと存じます。

これから主要事業等を皆様にご報告し、審議の参考にさせていただきたいと存じます。

初めに、平成21年度当初予算一般会計及び特別会計の総額から申し上げます。

予算総額201億5,695万4,750円に対し、歳入総額は196億5,265万9,774円、歳出総額は193億5,199万8,312円、差し引き3億66万1,462円の黒字決算でございます。この額は、前年度に比べ、歳入において3億6,276万円余、歳出におきまして1億9,103万円余それぞれ増額しております。率では、歳入でプラス1.9%、歳出においてはプラス1.0%となりました。

各議案について申し上げます。

初めに、議案第50号 平成21年度大泉町一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

予算総額125億2,254万9,750円に対し、歳入総額は124億2,629万7,201円、執行率99.2%、歳出総額は120億8,597万7,745円、執行率96.5%、差し引き3億4,031万9,456円の黒字決算となり、この額から翌年度へ繰り越すべき財源が2,490万6,000円あることから、3億1,541万3,456円が実質収支額となります。

主な内容について申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、財源の中心となる町税全体につきましては、厳しい経済情勢の影響を受け、前年度対比4.3%の減となっております。

個々の税について見ますと、町民税法人44.6%の減、固定資産税1.4%の減、町たばこ税5.9%の減、都市計画税1.8%の減となりましたが、町民税個人1.2%の増、軽自動車税3.7%

の増となりました。

その他歳入項目では、地方譲与税、利子割交付金、自動車取得税交付金、財産収入、繰入金などが減収になっておりますが、地方消費税交付金、国庫支出金、県支出金、諸収入、町債などが増収となりました。歳入総額を前年度と比較いたしますと4.0%の増となり、自主財源は前年度比3.4%の減でしたが、70.5%と、今年度も県下において高い水準を維持することができたのではないかと存じます。

次に、歳出について申し上げます。

安全・安心のまちづくりでございますが、防犯対策につきましては、犯罪抑止のための防犯カメラの設置、安全・安心パトロール隊による町内パトロールの実施、及び東小泉駅前安全センターでの警備員による防犯活動を実施する一方、各地域において活発に自主防犯パトロールが実施されるなど、行政と地域が一体となり防犯に努めてまいりました。

消防防災につきましては、避難所となる町内各小学校に防災倉庫を設置して、万が一の災害に備えるとともに、住民参加の総合防災訓練の実施や防災マップを更新して、全戸配布を行い、町民の防災意識の高揚を図ってまいりました。

生活環境でございますが、環境対策につきましては、水質・大気・騒音の定点測定を実施し、現況把握や環境保全に努めてまいりました。

河川浄化対策につきましては、廃食用油の回収や浄化槽の設置促進、単独浄化槽撤去費の補助も行ってまいりました。

また、新たに悪臭防止対策として、「臭気指数規制」の平成22年度からの導入に向けた分析調査を行い、地球温暖化対策として、太陽光発電システムや太陽熱利用温水器の設置補助事業を推進してまいりました。

廃棄物対策につきましては、資源ごみの回収の奨励や「クリーン大作戦」を実施し、ポイ捨て防止と環境美化に対する啓発を図り、ごみの減量化とリサイクルを推進し、循環型社会の構築に努めてまいりました。

健康づくりと社会福祉でございますが、健康づくり対策につきましては、「元気タウン大泉健康21計画」の第3年次とし、メタボリックシンドロームの予防・改善を図るため、定期的に運動・食に対する事業を実施するとともに、精神保健事業として、自殺予防のための啓発事業及び家族教室・ボランティア育成研修会等を実施してまいりました。

母子保健対策につきましては、各種健康診査及び訪問指導等事業を実施してまいりました。

感染症予防につきましては、新型インフルエンザ予防対策といたしまして、社会福祉施設関係等へ空気清浄機の配布、公共施設に消毒液の設置、新型インフルエンザワクチン予防接種費用負担の軽減を図るための補助事業等を実施してまいりました。

予防対策では、各予防接種の接種勧奨に努め、がん検診事業としては、新たに女性特有のがん検診推進事業として子宮がん・乳がん検診を実施し、受診率の向上に努めてまいりました。

高齢者福祉につきましては、地域包括支援センターや関係団体等と連携し、総合的な支援に努めてまいりました。

介護保険事業につきましては、地域包括支援センターを核とし、高齢者ふれあいセンター等と連携を図りながら、介護予防事業に積極的に取り組み、保険給付の抑制及び制度の適正な運営に努めてまいりました。

社会福祉につきましては、保健・福祉・医療が連携しながら、健康で生きがいのあるまちづくりのための拠点施設となる大泉町保健福祉総合センターを開設いたしました。

児童福祉につきましては、子育て支援として福祉医療費の対象年齢を引き上げ、通院につきましても中学校卒業まで無料化し、保護者の負担軽減に努めてまいりました。また、児童館にあっては、児童の安全と健全育成の充実を目指し、西児童館第二学童棟、及び南児童館第二学童棟を設置し、次代を担う子供たちのための子育て支援施策を推進してまいりました。

また、すべての子育て家庭を支援し、安心して子育てができる環境整備を進めるため、アンケート調査の結果を踏まえて、「大泉町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定いたしました。

障害福祉につきましては、第2期障害福祉計画に基づき各種サービス提供と充実に努め、さらに従来法律体系にある施設が障害者自立支援法に基づく施設へスムーズに移行できるための支援に努めてまいりました。

教育振興でございますが、学校教育につきましては、新学習指導要領の移行期を踏まえ、3学期制への制度改革やマイタウンティーチャーの配置、意欲化推進計画の実践により、確かな学力の定着と心豊かでたくましい児童生徒の育成に努めてまいりました。

教育施設面では、南中学校校舎改築工事実施設計、小・中学校耐震2次診断の実施、各小学校への校務支援用パソコンの設置、全小・中学校に空気清浄機の導入など、教育環境の充実に努めてまいりました。

生涯学習につきましては、「心を育てる大泉町ルールブック」を作成し、全児童・生徒に配布して子供たちの心の育成を図ってまいりました。また、公民館・図書館・新たに開館した南別館などを拠点に、多様な学習ニーズにこたえる学習機会と学習情報の提供をするなど、循環型の生涯学習の確立に努めてまいりました。

青少年の健全育成につきましては、青少年の「創造する心」をはぐくむとともに、各種青少年体験活動を実施してまいりました。

人権教育につきましては、町ぐるみ人権教育推進大会などを開催し、町ぐるみで差別の解消に向けた啓発活動を推進してまいりました。

スポーツ・文化の振興につきましては、各種団体等と連携を図り、町民体育祭を初め、各種スポーツイベントを開催するとともに、芸術文化に接する機会の提供と発表の場を設定し、文化的環境の育成に努め、文化財の保護・伝承とその活用に努めてまいりました。

産業振興でございますが、商工振興につきましては、商工会を初め、国・県等との緊密

な連携を図りながら、制度融資や経営相談会、各種支援事業を通して、商工業者の経営基盤の安定と振興に努めるとともに、新たに「中小企業経営安定資金融資制度」を創設することで、中小企業者の経営安定を図ってまいりました。

また、本町の産業振興及び雇用機会の拡大を図る目的に、「産業立地振興奨励金交付事業」を導入いたしました。

雇用対策につきましては、平成21年度におきましても、引き続き緊急雇用等対策本部の設置を継続し、関係する機関とも連携を密にしながら、緊急雇用対策事業等に取り組んでまいりました。

農業振興につきましては、水田経営所得安定対策を実施し、農業経営の安定を図ってまいりました。さらには、農業委員会、JA邑楽館林などの関係機関と連携を図りながら、担い手の育成・確保を図り、地域農業の振興に努めてまいりました。

都市基盤の整備でございますが、基盤整備関係につきましては、町民生活に密着した道路・側溝の整備を初め、踏切道の拡幅整備、ゲリラ豪雨対策として吉田地内において排水ポンプの設置工事を実施いたしました。

河川改修整備につきましては、休泊川にかかる柳橋が完成し、供用開始となっています。なお、国道354号線にかかる泉大橋についても、先日開通となりました。

都市整備関係では、懸案の東毛広域幹線道路の整備が進捗し、足利千代田線以西の大泉工区では、一部4車線化となり、現在全線4車線化の工事が行われています。また、足利千代田線以东の大泉邑楽バイパスについても、工事が順調に推移しており、早期全線開通に向けた取り組みを進めてまいります。

公園管理につきましては、老朽化した木製遊具の更新や公衆便所の改修等を行ってまいりました。

坂田古氷土地区画整理事業については、区画道路や上水道等の工事を行うなど、事業の早期完了に向けた整備を進めてまいりました。

町営住宅につきましては、施設の適正なる維持管理に期するとともに、悪質滞納者等に対する収納対策の強化を図り、収納率の向上に努めてまいりました。

行財政運営でございますが、大変厳しい社会経済状況の中で、質の高い行政サービスと自立したまちづくりを維持していくため、行政改革大綱に基づき、事務事業の継続的な見直しを行い、健全財政の堅持に努めてまいりました。

外国人住民との共生推進につきましては、「秩序ある多文化共生」を基本理念に、外国語による情報の提供や文化の通訳養成講座を開催するとともに、多文化共生コミュニティセンターの活用を図りました。

協働のまちづくりの推進では、だれもが暮らしやすいまちづくりを目指すために、協働のまちづくり講演会を開催しました。

人権・男女共同参画関係では、人権啓発活動の推進を図るために、「町ぐるみ人権教育推進大会」と男女共同参画推進セミナー等を開催しました。

広報活動につきましては、「広報おおいずみ」、エフエム放送による「みみより大泉」、そしてホームページを利用した身近でわかりやすい情報提供を行ってまいりました。

広聴活動につきましては、各種団体の皆さんとの意見交換会を通じてお聞きした提言、意見を反映させてまいりました。

職員の意識改革と資質の向上につきましては、「大泉町人材育成方針」に基づき、各種研修事業を通して職員の自己啓発や職務の専門性等の充実を図るとともに、定員管理及び給与の適正化や機構の見直し等につきましても、行政改革大綱に基づき、最少の経費で最大の行政効果が得られるよう継続的取り組みをしてまいりました。

以上、主な内容について申し上げましたが、歳出全体の性質別割合は、義務的経費32.3%、経常的経費・その他の経費58.9%、投資的経費8.8%でございます。

次に、議案第51号 平成21年度大泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、申し上げます。

予算総額36億2,246万円に対し、歳入総額は36億6,829万3,758円、歳出総額は34億1,198万6,567円で、差し引き2億5,630万7,191円の黒字決算となりました。

この要因につきましては、歳入において平成20年度の制度改革により、原則退職者医療制度が廃止されたことにより、減収となった額のおおむね2分の1程度の額が国の財政調整交付金で補てんされたことと、歳出においては、保険給付費が前年度実績を下回ったこと等によるものと存じております。

それでは、まず歳入でございますが、国民健康保険税につきましては、町税等収納率向上対策推進本部を中心に収納部門とも連携し、積極的に収納強化に取り組みましたが、現年度分の収納率については、前年度に比べ1.7ポイント、全体では3.9ポイント低下し、額にして4,818万円余り減少いたしました。これは、世界的な経済不況や本町の特殊事情によるところが大きいと考えております。

退職被保険者等に係る療養給付費交付金は、65歳到達の退職被保険者等が一般に移行するという制度により、前年度対比で25.8%の減となっております。

国庫支出金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金は増となっており、国民健康保険税、療養給付費交付金、繰入金、繰越金等が減となったものの、歳入総額では、前年度と比較して2.2%の増となった次第でございます。

一方、歳出につきましては、全体の61%を占める保険給付費が、前年度と比較して4.2%の減、金額にして9,220万円余りの減となっております。

老人保健拠出金につきましては、後期高齢者医療制度に移行したことにより前年度対比70.6%の大幅な減となりました。

後期高齢者支援金、共同事業拠出金、特定健康診査の実施による保健事業費等は増となりましたが、保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金、諸支出金等が減となったことにより、歳出総額は前年度対比4.4%の減となりました。

次に、議案第52号 平成21年度大泉町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について、

申し上げます。

予算総額597万5,000円に対し、歳入総額は626万4,714円、歳出総額は435万8,314円で、歳入歳出差し引き190万6,400円の黒字決算となりました。

本事業につきましては、平成20年度から後期高齢者医療事業に移行したことにより、精算分のみ決算となりましたので、前年度に比較して歳入で97.5%、歳出で98.2%の大幅な減となりました。

老人保健事業は、医療費の支払いを支払基金からの交付金と国・県・町で負担する仕組みとなっております、精算が翌々年度にわたりますので、平成22年度で終了の予定でございます。

次に、議案第53号 平成21年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

予算総額 2億3,930万7,000円に対し、歳入総額は 2億3,414万7,665円、歳出総額は 2億2,930万4,199円で、歳入歳出差し引き484万3,466円の黒字決算となりました。

まず、歳入から申し上げますと、後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者2,810人からの保険料でございまして、特別徴収、普通徴収合わせた収納率は98.8%となっております。

繰入金につきましては、事務費及び保険基盤安定繰入金でございます。

諸収入につきましては、広域連合から委託を受けて実施いたしました健康診査に係る受託事業収入等でございます。

歳出につきましては、人間ドック補助金や健康診査負担金並びに歳出全体の91.3%を占める広域連合納付金等でございます。

次に、議案第54号 平成21年度大泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

予算総額17億5,940万5,000円に対し、歳入総額は17億5,326万6,575円、歳出総額は17億3,122万2,524円で、差し引き額は2,204万4,051円の黒字決算となりました。

主な内容につきましてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、第1号被保険者の介護保険料につきましては、前年度対比3.4%の増となりました。要因といたしましては、被保険者数の増加によるものでございます。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、あわせて歳入総額の61.6%を占めております。

繰入金につきましては、年間標準給付費の12.5%相当分及び職員人件費等につきまして、一般会計から繰り入れたものでございます。

基金繰入金につきましては、給付費の不足分及び介護従事者処遇改善臨時特例基金を繰り入れたものでございます。

次に、歳出でございますが、前年度対比で5.1%の増となりました。要因といたしまして

は、歳出全体の93.2%を占める保険給付費の増加によるものでございます。

次に、議案第55号 平成21年度大泉町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

予算総額3,469万円に対し、歳入総額は3,604万2,489円、歳出総額は3,247万7,543円で、差し引き356万4,946円の黒字決算でございます。

歳入につきましては、墓所の使用料、手数料及び前年度からの繰越金、一般会計からの繰入金でございます。

歳出につきましては、植栽等管理委託料及び公債費が主なものでございます。

次に、議案第56号 平成21年度大泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

予算総額 8 億49万3,000円に対し、歳入総額は 8 億488万7,042円、歳出総額は 7 億9,208万4,644円で、差し引き1,280万2,398円の黒字決算でございます。

歳入につきまして、下水道への接続増加による使用料金の増、国の経済危機対策第1次補正の追加による国庫補助金及び西邑楽水質浄化センター水処理施設の増設による町債の増でございます。

なお、受益者負担金、一般会計繰入金につきましては減となり、歳入総額では対前年度比7.6%の増となりました。

次に、歳出につきましては、流域下水道維持管理費負担金、国の経済危機対策第1次補正の追加により管渠整備費、西邑楽水質浄化センターの水処理施設増設に伴う建設負担金が増となっております。

公債費につきましては減となり、歳出総額では対前年度比7.6%の増となりました。

なお、平成21年度の整備面積は14.6ヘクタールの面整備工事を行うなど、予定の事業を執行することができました。

整備面積の累計は、207ヘクタールとなり、事業認可面積257ヘクタールに対し、80.5%の整備率となりました。

最後に、議案第57号 平成21年度大泉町水道事業会計決算認定について申し上げます。

初めに、収益的収支でございますが、平成21年度は景気後退による水需要の減少により、前年度に比べまして年間使用水量が5.7%の減に、給水収益は5.2%減となり、収入の総額は 6 億8,333万6,880円となりました。

対する支出の総額は 6 億5,327万6,002円となりまして、収入支出の差し引き3,006万878円が収益となり、これを消費税抜きで経理した純利益は1,893万8,463円となりました。

この純利益につきましては、企業債元金償還の原資となる減債積立金及び建設改良費の財源となる建設改良積立金にそれぞれ積み立てました。

続いて、資本的収支でございますが、収入の総額は4,012万3,450円、支出の総額は 4 億1,131万774円でございます。支出に対する収入の不足額 3 億7,118万7,324円につきましては、積立金や損益勘定留保資金の取り崩しなどにより補てんをいたしました。

資本的支出につきましては、計画的な配水管の布設替えや浄配水場の井戸ポンプ取りかえ工事など、生活環境の基盤整備に係る経費でございます。

以上で、一般会計から水道事業会計までの提案理由の説明を申し上げた次第でございますが、冒頭申し上げたとおり、平成21年度も財政的には厳しい年でございますが、予定した諸事業は順調に執行することができました。これも議会の皆様を初め町民各位のご理解、ご協力のたまものでございまして、その結果、このような決算ができたということをご感謝申し上げる次第でございます。

なお、各会計の内容につきましては、今後、各常任委員会でご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、一括上程の提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（引間サチ子君） ここで河内監査委員より決算審査結果についてご報告をお願いいたします。

河内監査委員。

〔監査委員 河内初光君登壇〕

監査委員（河内初光君） 河内初光でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、早速でございますが、平成21年度大泉町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計、さらには基金の運用状況につきまして審査を行いましたので、その経過と結果の概要を報告させていただきます。

審査は、新井典夫監査委員とともに、去る8月18日から8月23日にかけて4日間で行いました。

審査当日は、提出された各会計決算書及び付属書類、これら関係諸帳簿と照合いたしまして、あわせて関係する職員の皆様より説明を聴取するとともに、例月出納検査の結果を参考として、計数の正確性、事務処理の正否、予算執行の適否、これらを主眼に審査いたしました。

各会計の決算書及び付属書類は、関係諸帳簿と照合した結果、適正に処理され、計数も正確であると認めました。また、各基金につきましても安全かつ適正に管理され、会計経理は適切でございました。

平成21年度大泉町一般会計予算規模は、125億2,254万9,750円、歳入総額は124億2,629万7,201円、歳出総額は120億8,597万7,745円となりまして、歳入歳出差し引き3億4,031万9,456円でございます。翌年度への繰り越すべき財源が2,409万6,000円ということでございまして、3億1,541万3,456円が実質収支額となりました。

大変厳しい経済状況の中で、町民ニーズを的確にとらえて、諸施策において調和のとれた事業の推進が図られ、ソフト関係事業も着実に進められており、有効適切な予算執行によって、町民の福祉の向上と地域社会の発展に努力され、行政目的を達成されましたことを高く評価いたします。

今後ともさらに事務事業を見直し、経費節減を行い、堅実な運営と弾力ある行政運営に

努められることを望み、審査の意見といたします。

なお、各会計の審査及び基金の運用状況の結果につきましては、別紙意見書のとおりでございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、決算審査結果の報告といたします。どうもありがとうございました。

議長（引間サチ子君） 河内監査委員。

監査委員（河内初光君） どうも大変失礼いたしました。

翌年度へ繰り越すべき財源の金額がちょっと間違っておりましたので、訂正させていただきます。正しくは2,490万6,000円でございます。どうも失礼いたしました。よろしくお願いたします。

議長（引間サチ子君） 以上で、決算に関する説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

平成21年度決算の8議案につきましては、休会中の各常任委員会において所管部門の決算調査を行い、本定例会最終日の本会議において審議を行うことにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、さよう決定をいたします。

散会の件

議長（引間サチ子君） ここで、今後の日程についてお諮りをしたいと思います。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日9月3日午前10時より会議を再開し、一般質問を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、9月3日午前10時より会議を再開し、一般質問を行うことに決定をいたしました。

ただいまから書記をして本定例会の会議日程表を配付をいたさせます。

〔書記配付〕

議長（引間サチ子君） 配付漏れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 配付漏れなしと認めます。

散 会

議長（引間サチ子君） 本日はこれにて散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時45分散会

平成22年第4回

大泉町議会定例会会議録

第 2 号

(9月3日)

平成22年第4回大泉町議会定例会会議録第2号

平成22年9月3日(金曜日)

議事日程 第2号

平成22年9月3日(金曜日)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	田邊信雄君	2番	山口将君
3番	浅野正己君	4番	津久井明人君
5番	新井典夫君	6番	青木満君
7番	河田敏勝君	8番	渡邊明君
9番	平田昌利君	10番	森昌彦君
11番	金井茂夫君	12番	村山俊明君
13番	村山博茂君	14番	安田博敏君
15番	引間サチ子君	16番	川島洋君
17番	久保田一郎君	18番	金子光国君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	斉藤直身君	副町長	太田吉易君
教育長	千葉優君	総務部長	入谷祐司君
企画部長	大塚勝美君	財務部長兼 会計管理者	築比地正昭君
社会福祉部長	大塚治男君	健康推進部長	持田健司君
住民経済部長	大野節雄君	都市建設部長	神谷隆夫君
生活環境部長	川島正一君	教育部長	都丸隆君
総務部長 契約検査課長	高野敏彦君	企画部長 国際協働課長	糸井昌信君
財務部長 税務課長	川島千枝子君	社会福祉部長 子育て支援課長	河内三幸君
健康推進部長 長寿支援課長	木村隆一君	住民経済部長 商工課長	岩瀬寿夫君
都市建設部長 建築課長	松本恵夫君	生活環境部長 環境課長	對比地良明君
教育部副部長 兼生涯学習課長	岩瀬幹雄君		

事務局職員出席者

事務局長	飯田健	書記	坂本武志
書記	石川肇	書記	中繁尚之

開 議

午前 10 時開議

議長（引間サチ子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。定足数に達しておりますので、平成22年第4回大泉町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。これより日程に従って順次議事を進めてまいります。

日程第1 一般質問

議長（引間サチ子君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告を受理しておりますので、これより一般質問を行います。

一般質問の通告内容

平成22年第4回定例会

（9月3日）

通告順	質問者	質問事項	要 旨	応答者
1	8番 渡邊 明	1. 町内企業の動向と町の対応策について 2. 「子宮頸がん」の予防対策について 3. 保育行政について	(1) 大手企業の動向と問題点について (2) 今後の町の対応策について (1) 先進地の調査・研究の内容について (2) 「子宮頸がん」予防ワクチンの全額公費助成について (1) 保育行政の現状と問題点について (2) 国の「子ども・子育て新システム」について、町の考え方について	町 長 町 長 健康推進部長 町 長 社会福祉部長 町 長

2	18番 金子 光国	1. 地域医療の現場について	(1)「公立病院改革ガイドライン」について	町	長
		2. 図書館の役割について	(2)「地域医療再生計画」について	町	長
			(3)医師の確保と地域医療を守る運動について	町	長
		(1)官庁刊行物の公開普及について	教 育	長	
			(2)充実した図書館の運営について	教 育	長
3	17番 久保田一郎	1. 環境政策について	(1)環境フェアの開催について	町	長
		2. 高齢政策について	(1)熱中症対策について	町	長
			(2)救急医療情報キットの配布について	町	長
3. エコスクールについて	(1)校庭の芝生化について	教 育	長		

議長（引間サチ子君） 通告1番、議席8番渡邊明議員。

〔8番 渡邊 明君質問席登壇〕

8番（渡邊 明君） 皆さん、おはようございます。議席8番渡邊明です。

議長より発言の許可がありましたので、これより通告に従い順次質問をさせていただきます。

私の本日の質問は、3件です。質問方法は、一問一答方式で行います。よろしく願いいたします。

最初に、件名1、町内企業の動向と町の対応策について、斉藤町長に質問いたします。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君答弁席着席〕

8番（渡邊 明君） それでは、早速質問をさせていただきますが、町長も十分認識されておりますように、2008年秋のリーマンショック以来、日本の経済は大変厳しい状況となり、いまだに明るい見通しがつかないのが現状であります。本町も例外ではありませんが、町内企業の動向を見ますと、一部ではありますが、印刷関係企業や食品関係企業で売上げが伸び、経営状況が好転し、工場の拡大計画を考えている会社もあるとのことでご

ざいます。

こうした明るい話がある一方で、最近、新聞等の情報によりますと、町内企業S社が同業大手企業のP社の傘下入りに伴い、大規模な合理化リストラ計画が発表されました。私は、企業の経営方針にとやかく立ち入る気持ちはございません。しかし、計画の内容が大変大きい問題だけに、S社で働く従業員の皆さんはもちろん、S社を既に退職されたOBの方々、町内外の多くの関係者の方が驚きの声と、今後の会社と町の動向について大変心配されております。私のところにもいろいろな問い合わせも入っております。議会と行政が力を合わせて、この難局を切り開いてほしいとの訴えもありました。

1点目の質問は、こうした背景の上に立って質問させていただきますので、よろしくご理解の上、ご答弁をお願いいたします。

以上の立場から、要旨1、大手企業の動向と問題点について質問させていただきます。

最初にお聞きしたいのですが、たしか8月2日付で町内企業S社は労働組合あてに事業の譲渡に関する申し出を書面で提出し、組合幹部に説明がなされたとお聞きしております。その後、S社の会社代表の方が本町に来町され、今回のS社の合理化リストラ計画について、斉藤町長に報告されたとのことでございます。そして、この件につきましては、即日、議会側にも正副議長に町長及び副町長より概略説明がありました。計画の内容が予想以上に大きかっただけに、私自身も大変ショックとともに不安を感じたわけでございます。

この件につきましては、内容の重大性を考え、この際、全議員にS社から説明を受けた内容について、公表できる範囲で結構でございますが、お話をしたほうがよいのではないかと、こう考えております。改めて、町長からの答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。まず1点目の質問といたします。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君発言〕

町長（斉藤直身君） お答えいたします。

大手企業からの情報提供と今後の問題点について、渡邊議員さんのご質問にお答えいたします。

議員さんのご質問の内容でございますが、町内大手企業の動向について、企業側から情報提供があったと思いますが、その内容は、また今後の問題点は何かといった趣旨のものであろうかと思えます。

ご案内のとおり、町内大手企業の動向については、本年7月30日付の新聞報道のとおりで、企業からの情報提供も同様のものがございます。その内容は、関西資本大手企業による町内大手企業完全子会社化というものと、完全子会社化によって従来の社名も変更し、関西資本の大手企業名に変更するというものがございます。また、同時に、町内大手企業の一部事業の拠点及び人員の再配置等に関する報告も受けております。

これらの情報提供を受けた後、報道機関から問い合わせがあり、町としては、「町内大

手企業のブランド名がなくなるのは非常に寂しい思いがしますが、今後は、町内の大手企業と関西資本の大手企業双方の強みを生かし、相乗効果を期待し、さらに発展することを願っています」とコメントをさせていただきました。

次に、今後の問題点についてでございますが、やはり本町の大手企業の雇用が縮小することなく現状のまま維持されるかどうかということが最も重要な問題だと認識しております。

以上であります。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔 8 番 渡邊 明君発言 〕

8 番（渡邊 明君） ただいま町長から、S社からの説明に対しての報告いただきました。ありがとうございます。

私もいろいろと調べたり、情報収集してまいりましたが、今回の計画の対象とされる事業はアメリカの企業に売却され、大泉の工場で稼働している一つの事業が新潟工場に集約される、その関係事業は完全に閉鎖されるとのことでございます。

社員は事業の移転先である新潟工場に転籍されますが、全員が新潟工場に転籍できないようでございます。約300人の社員が余剰人員として職を失うということになるとのことです。会社は、早期退職制度を利用して、希望退職を募る考えであります。転籍予定の1,400人の社員も全員新潟工場に転籍できるかといえば、健康問題や家庭の事情で断念しなければならぬ社員も生まれます。その社員の保障はどうなるのかも大変心配です。

また、別の事業の移転計画もあり、2012年までに新たに400人程度の人員削減計画も予定されていると言われております。

全盛期のころは、ご承知のように、1万人以上いた従業員が、売上高、社員数ともに、ここ5年前の半分になってしまったと言われております。そして、今回の合理化計画によって、大泉の工場の従業員は2,000人ぐらいいしか残らないのではないかと関係者の間でささやかれております。これでは、会社の将来、町の将来が大変心配されます。

ここで、要旨2、今後の町の対応策について質問させていただきますが、町長は日ごろ、この件を含めて町内企業の動向について、常に心配され、努力されていることはよく知っておりますが、事の重大性と緊急性を踏まえ、改めて町長に、町のトップとして一汗かいていただきたいと思いますが、対応策について何かよい策があるのか、今度の対応をどうお考えなのか、町長に質問いたします。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔 町長 齊藤直身君発言 〕

町長（齊藤直身君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、本年7月30日付で町内大手企業の今後の動向について新聞報道がございましたが、町では、その日の午前中、臨時庁議を開始し、今後の対応を協議いたしました。その内容は、町内大手企業の動向を注視する中で、何かあったらすぐに協議

できるような体制を確立することと、常に執行部内で情報を共有し、問題解決に向け、迅速に対処することを庁議メンバーで確認いたしました。

町にとって、町内の大手企業の存在は非常に大きなものでございます。関西資本の大手企業によるＴＯＢが進む中、今後は工場や人員の再編ということになるかと思えます。

しかし、本町の工場が縮小でなく充実することが望ましいわけで、そのため、現在の雇用を確保し、本町の工場が生産拠点として今までどおり活用していただけることが最善の方法であると考えております。

本年５月、町内大手企業の社長と直接、会社の状況をお伺いすることになり、雇用の確保についてお願いしておりますが、改めて今月、定例会中でございますが、休会日の９月１５日、町内大手企業の本社に、町、町議会、町商工会の３者で出向き、本町の工場を生産拠点として十分活用していただけるとともに雇用の確保をしてほしい旨のお願いをしております。

以上、渡邊議員さんに対する答弁といたします。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔８番 渡邊 明君発言〕

８番（渡邊 明君） 斉藤町長の町民と町を思う熱い決意と意気込みを感じさせていただいた答弁でございます。

以前から町長は、企業のトップと会い、会社の考え方、そして町の将来について話したい、こう語っておりました。このたび、先ほど答弁の中でもありましたように、Ｓ社に対しては９月１５日にお会いできるということでございます。定例会中、大変忙しい中、いろいろとご苦勞をかけますが、よろしく願い申し上げまして、しっかりと今後の対応について話し合っ、町の、そして関係者の明るい方向性が出ることを願っております。

Ｓ社との会談は、当面の会社の動向については、一定の情報交換ができるかと思えますが、しかし、Ｓ社の大泉町にある工場についての今後の事業計画については、親会社のＰ社が権限を持っているようでございますので、引き続き、Ｐ社とのトップレベルの話し合いの場が今後実現できるように努力をしていただきたいと思います。

斉藤町長のトップセールスで、一日も早く町民を初め関係者の心配と不安を取り除くためにご尽力を改めて心からお願いを申し上げます。そして、従業員の雇用と家族の生活が保障され、本町の地域経済の活性化が図られることを強く期待するものであります。私も微力ながら、全力で応援をしてみたいと思っております。斉藤町長のご活躍を心から期待して、この件についての質問を終わります。ありがとうございます。

次に、持田健康推進部長に質問いたします。

議長（引間サチ子君） 持田健康推進部長。

〔健康推進部長 持田健司君答弁席着席〕

８番（渡邊 明君） 早速ですが、件名２、子宮頸がんの予防対策について。要旨の１、先進地の調査・研究の内容について質問いたします。

この件につきましては、本年3月の定例会で質問した経緯がございます。要旨の2で具体的な内容と方向性については、斉藤町長に質問させていただきますが、持田部長もご承知のように、子宮頸がん予防ワクチン接種費用の助成制度については、全国はもちろん、県内でも実施自治体が急増しております。今思えば、3月の私の質問はタイムリーで、全国的にも評価され、支持された大変意義ある内容であったことが証明されたと思っております。改めて、町民要望の強いテーマとして、今回、再度質問させていただきます。

3月の質問に対する町の答弁は、国の動向や先進地等を調査し、検討したいとなっておりますが、この間の調査した内容について、まず持田部長に質問いたします。

議長（引間サチ子君） 持田健康推進部長。

〔健康推進部長 持田健司君発言〕

健康推進部長（持田健司君） 渡邊議員さんのご質問にお答えいたします。

国の動向といたしましては、子宮頸がんワクチン公費助成について、厚生労働省は、地方の要請を受けた形で、来年度の予算案の特別枠にワクチン接種の助成費用150億円を要求する方針を決め、国・都道府県・市町村で負担し合う仕組みを想定しているようで、対象とする年齢なども詰めているというお話を伺っております。

また、県町村会は、8月24日の理事会で県に対し、子宮頸がんワクチン接種の助成制度の創設、国に対する働きかけを求めていくことを決定したというお話を伺っております。

次に、子宮頸がん予防ワクチン公費助成実施状況でございますが、全国では、今年度の公費助成は114市区町村で予定しているということでございます。

県内では、6月29日の県実施の子宮頸がん予防ワクチン公費助成事業実施状況調査によりますと、本年度に実施を予定しております市町村は8、予定していない市町村は7、検討中の市町村が16、その他と答えた市町村が4でございました。また、その後、8月に上毛新聞で実施いたしました調査によりますと、6月の調査以降、4市町村が追加され、現在は12市町村が本年度からのワクチン接種費用を助成する予定ということでございます。12市町村中のみなかみ町、榛東村、上野村の3町村が7月から実施されておりますので、実施状況につきましてご報告いたします。

実施内容といたしましては、接種対象者ですが、みなかみ町は中学2年生、3年生で、対象人数は217人でございます。榛東村は中学1年生で、対象人数は85人でございます。上野村は小学校6年生から中学校3年生で、対象人数は23人でございます。

接種方法といたしまして、みなかみ町は個別接種にて接種料金を1回1万6,000円とし、医師会と契約、榛東村は個別接種にて接種料金を1回1万6,500円とし、医師会と契約、上野村は集団接種及び個別接種にて町の診療所で実施し、個別接種の場合は1回1万5,000円で実施ということでございます。

3町村とも周知方法は広報に掲載をし、通知につきましては、学校を通して配付をしております。また、3町村とも準備に時間がなく、開始までに大変忙しかったということですが、ワクチン接種につきましては順調に進んでいるということでございます。

7月29日には、館林邑楽郡内の市町担当課長及び担当者の会議がございまして、子宮頸がんワクチン接種公費助成に関する管内の実施方向性について協議いたしましたが、その結果につきましては、接種助成に関する明確な方向性は出ませんでした。今後も情報交換をしながら検討をしていくことということになっております。

以上、渡邊議員さんに対する答弁といたします。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） 持田部長より詳細についての答弁いただきました。後ほど、斉藤町長にただいまの答弁をあわせて質問させていただきます。

以上で、持田部長への質問を終わります。ありがとうございます。

次に、斉藤町長に質問いたします。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君答弁席着席〕

8番（渡邊 明君） 要旨2、子宮頸がん予防ワクチンの全額公費助成について質問いたします。

ただいま、持田部長より答弁がありましたように、この6カ月間で大きな変化と前進がされております。本年度より助成する自治体は、前回、3月時点で全国的に4から、先ほど持田部長は114と申し上げたようでございますが、私の調査で、今後予定をしている自治体を含めると140に上っております。3月の時点から約35倍にふえているということでございます。

県内についても、新聞紙上では12の自治体というふうになっておりますが、私の直接の調査によりますれば、市では高崎市、藤岡、安中、渋川等が来年度から実施予定、そうした予定を含めると、県内でも6市6町4村の16市町村が来年度からは実施したいという動向のようでございます。

私は、3月の時点で、できれば県内で一番早く大泉町が実施すると手を挙げてもらいたい、こういう思いで質問をさせていただいたわけでございますが、残念ながら3月の時点では実現できませんでした。その結果、県内では既に約16の市町村が手を挙げているのが現状でございます。

医師である斉藤町長は、この事業の重要性はしっかり理解していただいているというふうに思っております。それがゆえに、陰ながら、先ほど持田部長もお話しされたように、県町村会等を通して、子宮頸がんの接種の助成制度の創設を求める、その実現のために、県や国への働きに積極的にご尽力されているということをお聞きして感銘しております。

今回は、こうした斉藤町長の行動に対し、感謝の気持ちを込めながら質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

町村会のこうした動き、あるいは全国の動きを反映してか、先ほど持田部長もお話しし

たように、来年度からは国の特別枠で約150億円計上されるというふうになっております。町が一番心配されております財源問題も一部クリアできると思います。ぜひ本町も一日も早く、遅くとも来年度から、未来を担う子供たちのための、そして女性の健康と生命を守る立場から、実現をしていただきたいと思います。斉藤町長のお考えを質問いたします。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君発言〕

町長（斉藤直身君） 渡邊議員さんのご質問にお答えいたします。

私が医師資格を持っているからということですが、医師の資格を持っているから、より慎重に対応したいという考えもありますので、その辺を説明させていただきます。

子宮頸がん予防ワクチンの全額公費助成についてでございますが、ただいま持田部長から国の動向及び県内の実施状況等について説明がありましたが、本町の子宮頸がん予防ワクチン公費助成の実施につきましては、ワクチンの副作用、実効性が十分に検証されているとは思われません。今後の国・県の動向を踏まえ、また館林邑楽郡内及び近隣市の状況を把握しながら、慎重に検討をしてみたいと思いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上であります。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） 町長の大変慎重なご答弁でございます。国の動向や近隣市町村の対応を見ながらという前回の答弁でございましたが、町長が心配しております、3月のときにもいろいろなクリアすべき問題、これが指摘されております。私はしっかりと、この間、この情勢、持田部長や町長が指摘、心配されている6つのクリアすべき問題点について、調査研究を、また関係者の話を聞いてまいりましたので、参考までにお聞き願いたいと思います。

まず1点目は、費用の面ですが、部長からも報告がありましたように、政府は、来年度の特別枠として1兆円の中から150億円を子宮頸がん予防事業に充てると発表されておりますので、この点についてはほぼ間違いのないというふうに理解をしております。

2点目について、医師の問題ですが、医師会の了解、協力、理解を得るということでございますが、医師の資格であれば、当然町長も十分ご理解しておりますように、だれでもワクチンの接種はできる、学校側の協力を得て、子供の健康診断や、またかつて私どもが子供のころ行われました水ぼうそう等の接種のように、学校医さんの協力で子供の健康診断と一緒にできるということで十分、また産婦人科でなくても、どの開業医でもできるということで、全く問題がありません。

3点目は、ワクチンの必要数の確保ということでございますが、ワクチンが足りないで対応できなかった例は、最近ではいろいろなワクチンの対応についてございませんので、また企業として当然、営利を目的にした販売網を通して、大量生産を含めてワクチンは十

分賄えるということでございますので、心配はございません。

4点目は、ワクチンの副作用についてですが、世界的には1例でややあるようですが、既に日本は実施がおくれてはおりますが、日本で死亡等、副作用の例は現在のところゼロであるということでございます。それから、またワクチンの接種によって不妊症になる根拠はないと。それから世界的にもワクチンの予防効果が多いことから、世界で100カ国が既に実施、認可されて、26の国が公的補助を行ってまで、この子宮頸がんワクチン予防接種については、国を挙げて実施をしている点から見ても、この副作用についての心配はないということでございます。

次に、5点目でございますが、子供の対象といたしますか選定ラインです。これについて理解を得る点が必要だと、こう申されましたが、一番効果のあると言われる中学1年生を基準に、全国的にもやっているようでございます。また、理解については、学校と保護者の性教育を十分行い、子供たちにワクチン接種の目的と効果を事前に理解させることであります。子供の将来を案じない親はいないと思います。ワクチン接種に反対する人は、万人に一人いるかもしれませんが、私はゼロだというふうに考えておりますので、心配は要らないと。

最後に、ワクチンの効果の有効期間について心配されておりましたが、一生の間の抗体は期待できませんが、およそ約20年間は有効であると専門的医師が立証されておりますので、11歳、中学校1年で受ければ、20年間ということは30歳、いわば結婚適齢期、そして子育て、子供を生む期間はクリアできるのかなと。こうした20年間も、わずか5万、あるいは3回で6万と言われる費用で体が守られる、子育て、あるいは子供を生むことが保証されるということであれば、こんなに安い投資はないのではないかと、少ない投資で多くの効果というのは、このことを私は言うのではないかなというふうに思っております。

以上のクリアすべき6つの問題点については、既に町長も当然、専門医でございますから、承知だということは十分承知で、失礼なことも指摘したかもしれませんが、すべてクリアできる、国の予算や医学的な専門のお話ししても、こうしたマスコミの報道でも立証済みであります。しかし、何といたっても、ワクチン接種に当たっては、助成金の財源が一番気になることであるということとは私も同感です。くどいようですが、政府の概算要求のとおり、来年度よりワクチン予防事業費が計上されれば、本町も対象者に対して、国・県・本町との負担割合等があらうかと思いますが、全額助成するというお考えがあるのかどうか、要は町長の心配されている国の動向ということでございますが、国が補助する、国が一部ではございますがお金を出す、そしてさらに心配とされるクリアがすべて裏づけがされれば、来年度から本町の子供たちにも全額補助でされるお考えがあるのかどうか、もう一度確認の意味でご答弁をお願いします。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） お答えいたします。

8つばかりの検証事例を渡邊議員さん、よくお調べになっていただいております。

私は、健康については、自己管理、自己責任がすべてであると思っています。子宮頸がんは、すべて性交渉によって発生するものです。中学生に接種して、日本は非常に性教育がおくれている国であります。これによって、セックスフリーだという誤った認識が一番怖いのであります。それによって、誤った妊娠による育児放棄という事例もあります。正式な、まともな婚姻によって性交渉による子供はいっぱいつくってもらいたい。そういうための助成は、大いにすべきだと思います。しかし、少子化対策に対しての効果、この予算のメリットはかなり薄いと思っています。私は、この予算は今後、これから冬になって、猛毒性の鳥インフルエンザが発生しないとは限りません。恐らく、それが発生した場合は、これは自己管理というわけにはいかないんです。非常に危険なウイルスが発生する可能性が将来予想されます。そのための費用は十分保存しなければならないので、そちらに公費を充当する、今のところはありません。それと、検証効果は4割しか、その効力はありません。6割は、そのワクチンをして子宮頸がんは防げません。いずれにしても、性交渉以外には感染しません。これは感染症なんです。はっきり言えば性病なんです。性病というのは、今言ったようなことをしなければかからないんです。

ですから、慎重に対応しなければいけないということと、副作用はないと言われましたけれども、死亡例はないと思います。たしか1例とか言いましたけれども、私は、その効果というのは、やったグループとやらないグループの妊娠率を、非常に危惧しているところなんです。不妊になることはないと言われましたけれども、そのデータはとられていないと思います。私は、妊娠することを、正常な婚姻による子供をつくる場合は、それによって妊娠率がもし落ちたら、これはどうなるんだと、性病よりもそちらのほうが重大社会問題じゃないかという危惧を抱いているから、十分に慎重に対応しようということは何も言っていないと思います。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） 専門の医師に反論するのは大変恐縮でございますが、町長も勘違いしているのではないかなと。要するに子宮頸がんは、性行為、これは子供だからできるのではなくて、大人でも当然結婚すれば性交渉をするわけですから、その点について、性交渉によって発生する頸がんであるということは、これは十分私も理解をしているし、そのために、事前に効果のある年齢に予防ワクチンをする、今後、子宮頸がん防止、あるいは子宮がん防止に大きな役割が果たせまると。ということは、町長の言わんことだと、性交渉をしなければ、この子宮頸がんになりませんから、性交渉をするなということになると、これからの子供の少子化対策、子供を育てていく点でいかな問題が起きるのかなと。

やはり、そうした安心して性交渉をし、子供ができる環境づくり、これが今度の子宮頸がん予防ワクチンが大きな役割、効果を発揮するということで、世界的に認証されて日本で認可された経過があるわけでございますから、その防止策を講じたほうが、より子供をつくり、また不妊をとというような、いろいろな子宮頸がん等の手術、あるいは子宮がんの手術、取り除く手術等で誤った手術、あるいは再び子供ができなくなってしまう、こういう心配をなくすために、事前にしっかりとワクチンで予防したらいいよと、そのためには町長も心配されているように、子供たちの性教育はしっかり、あわせてやらなければいかんことは、私も先ほどクリアしなければならない問題の中で申し上げたとおりでございます。この点について何か、性交渉がすべて、この子宮頸がんの汚染するもとは、全くそのとおりなんですよ。

ですから、それをどんな年齢になれ、性交渉をやればそうした感染するおそれがある、病原体といいますか、そういう菌であるがために、その予防の対策を講ずることがより効果が出ますよと、こういう認識でありますので、そういう心配がクリアされ、さらに財政的に国が来年度からは一定の、恐らく2分の1、県が4分の1、町が4分の1というふうな配分になるかなと、あくまでもこれは予測でございますが、そんな町の自主財政の切り出しも少なく済むと、こういうことから、ぜひ町長にもう一度念のため、県・国がそういう財政的な裏づけを一定の助成するということになれば、本町も取り入れるという考えが、性交渉は別問題として、対応策としてお考えがあるかどうか。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） もちろん、国・県の動向に一致させて実施するつもりであります。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） 大変、本来予定していた町長もかなり慎重論なので質問もふえてしまった関係で、時間がたってしまいました。

いずれにしても、子宮頸がん予防接種の全額助成の実施に対する、町長はそれなりに頭の中にはあるというふうに理解をしておりますので、今後、具体的な問題点、心配される点をクリアして、本町でも、東毛地区では、まだ正式には手を挙げているところはないわけですが、少なくとも全県では1番ということになりませんでした。決して1番にこだわらない、2番ではだめかということでございますが、2番でも結構ですから、東毛地区では早く本町大塚が子供たちのために、あるいは女性のために子宮頸がんの予防ワクチンの接種に町を挙げて助成するよと、こういう方向が出ることを期待して、齊藤町長への質問を終わります。

次に、大塚社会福祉部長に質問いたします。

議長（引間サチ子君） 大塚社会福祉部長。

〔社会福祉部長 大塚治男君答弁席着席〕

8番（渡邊 明君） せっかく部長に準備されたと思いますが、ちょっと予定より時間が過ぎてしまっているのので、多少最後は急ぐ、省略する点があるかと思いますが、ご理解をお願いいたします。

それでは、件名3、保育行政について。

要旨1、保育行政の現状と問題点について質問いたします。

まず、現状について最初に質問いたします。本町の保育行政は、現場の保育士や職員の方々の努力もあって、大変評判はよいと理解をしております。こうしたすばらしい保育が長年続けられた本町の保育の保育状況など、国が定めている最低基準をどう生かして保育しているのか、その内容について、現場サイドから見た保育行政について質問いたします。

議長（引間サチ子君） 大塚社会福祉部長。

〔社会福祉部長 大塚治男君発言〕

社会福祉部長（大塚治男君） 渡邊議員さんのご質問にお答えいたします。

現場サイドから見た保育行政ということですが、保育園のまず定数、それから園児数についてお答えさせていただきたいと思います。

本年8月1日現在で、町立の保育園でございますが、定員数と園児数の順に申し上げます。南保育園が122人に対し111人、北保育園が150人に対し114人、西保育園が定員数90人に対し89人でございます。私立保育園につきましては、同様に申し上げますが、みよし保育園で120人に対し156人、坂田保育園が90人に対し99人、エンゼル保育園が90人に対し108人でございます。全保育園の合計では、定員数660人に対しまして園児数が677人となっております。

次に、保育士の人数でございますが、やはり8月1日現在でございます。町立保育園の保育士につきましては、正規の職員が25人、8時間勤務の臨時職員が32人、合計57人でございます。このほかに早朝や居残り等への対応のため、パートタイムの臨時職員がおります。私立保育園の保育士は51人で、やはりこのほかに早朝や居残りの保育士がおります。

それから、国が定めます床面積の最低基準、これがございまして、乳児室の面積は乳児等1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室は3.3平方メートル以上、2歳児以上の幼児につきましては、保育室、または遊戯室ということで1.98平方メートル以上、屋外遊技場は3.3平方メートル以上でございます。

また、保育士の配置の基準でございますが、乳児については、おおむね3人につき1人以上、1・2歳児については、おおむね6人につき、また3歳児がおおむね20人、4・5歳児がおおむね30人につき、それぞれ1人以上ということで定められており、現状ではすべてクリアしております。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） 大変、詳細についてありがとうございます。

次に、保育に関する問題点について質問させていただきます。

本町は、一般で言う保育の待機児童は何人いるのか。国の待機児童解消策として、規制緩和をして、定員を超えても子供を受け入れてもよいという指導があり、本町の保育所のスペース、先ほど部長より説明をいただきましたとおり、大変広いわけですが、当然ながら、待機児童は本町はゼロであると受けとめております。保育の最低基準との関係で、こうした保育内容は、保育現場では問題がないのかどうか、これは私立のほうは定員にかなりオーバーをして、もちろん規制緩和の許されている範囲でございますが、こうした中での現場サイドでそうした問題、負担がないのかどうか、子供たちにとって望ましい保育環境と保育の最低基準について質問いたします。

議長（引間サチ子君） 大塚社会福祉部長。

〔社会福祉部長 大塚治男君発言〕

社会福祉部長（大塚治男君） 本町の待機児童の関係についてお答えさせていただきます。

保育所の定員を超えた子供の受け入れについて、保育所の面積や保育士の人数などが国が定める基準内であれば、可能でございます。

平成21年度までは、年度の当初、あるいは5月という時期によりまして、その定員の増加割合に一定の制限を設けていましたが、それも平成22年度からはなくなりました。この目的は、待機児童の解消が主なものでございます。

本町でも、先ほど申し上げましたが、私立保育園において定員数を超えているのが現状でございます。ただ、国の基準内であり、これによる問題点はないと認識しております。国の最低基準にはまだまだ、楽々クリアしているというのが現状でございます。

そういったことで本町につきましては、待機児童につきましては、この制度の利用によりまして、8月1日現在ではございません。なお、入園希望保育園を指定した場合には、その園の状況によりまして入園できない場合もございます。そういった場合、入園まで長期間を要するというのもございます。窓口に入園申し込みに来た場合に、1次希望保育園だけでなく2次・3次希望保育園も申し込まれるように指導はしております。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） 大変ありがとうございます。

大塚部長への質問を終わります。

次に、斉藤町長に質問いたします。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君答弁席着席〕

8番（渡邊 明君） 要旨2、国の子ども・子育て支援システムについて質問させてい

たきます。

大変時間がないので、この件に関しては担当部署よりいろいろな資料を承って、町長もご承知のことと思いますので、時間がないので、このシステムについての町長の見解を一言伺いして、あとは次にまた改めて質問させていただきますので、新システムに対する町長の見解をお願いします。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 渡邊議員さんのご質問にお答えします。

子育て支援システムについては国や県からの通知や説明などが全くございませんので、詳しい内容についてはわからないのが現在の状況でございます。

議長（引間サチ子君） 以上で、渡邊明議員の一般質問を終了いたします。

ここで、議事運営上、午前11時5分まで休憩をいたします。

午前10時50分休憩

午前11時5分再開

議長（引間サチ子君） 休憩を解いて再開をいたします。

通告2番、議席18番金子光国議員。

〔18番 金子光国君質問席登壇〕

18番（金子光国君） 議席18番金子光国です。

議長の許可がございましたので、これから一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、2件です。地域医療の現状についてと、図書館の役割についてでございます。

一括質疑方式で、町長と教育長に質問いたします。

まず、公立病院改革ガイドラインについて、町長に質問いたします。

2009年度末を提出期限とした公立病院改革ガイドラインの目的は、過日の一般質問等で指摘したとおりでございます。認識を一つにするものと考えております。

全国の自治体の対応策を見ると、数年後には半数近くの自治体病院がなくなっているか、診療所になっているとの予測がされております。それと同時に、厚生労働省の医療法人改革答申では、自治体病院の受け皿として、非営利民間病院として社会医療法人を既に準備しているのが現状であります。

全国の自治体病院が経営的に行き詰まっていることについては、館林厚生病院の運営に携わる町長ご案内のとおりだと思います。その大きな要因は、2つあります。低診療報酬と医療数抑制政策にあることは、だれの目にも明らかでございます。

また、この改革ガイドラインは、自治体財政再建法を受け、経営の再建を目的としているために、政策医療を全く無視した民間病院化路線でございます。つまり、民間病院経営を見習い、努力をすればするほど、民間病院に近づき、たどり着いてしまう、これが自治

体病院改革ガイドラインのねらいであると私は考えますが、町長、どのようにとらえておられるのか質問いたします。

次に、地域再生計画について質問いたします。

旧政権、自民党・公明党の政権が、総選挙対策で突如として補正予算化された地域再生計画、2009年12月18日に発表された厚生労働省の資料によると、私たち群馬県では、西毛地域、東毛地域がこの指摘に内示されている、これについては、さきの一般質問でも明らかにしましたが、主な問題点として、まず地域医療縮小型の病院再編に利用される危険があります。2つ目は、地域医療再生計画策定までの日程が非常に短過ぎて、住民、関係者の皆さんの意見が反映できていない、これも現実だと思います。対象地域が一部に限定され、日本の地域医療全体をどのように再建、充実するのかという政策も計画もないのが、この現状だと思います。

医療の専門家として、斉藤町長、どのようにとらえて、どのようにこのような事態を見ているのか、質問いたします。

次に、医師の確保と地域医療を守る運動について質問させていただきます。

病院を守ることは、地域を守ること。住民、病院関係者が一緒になって、運動が今始まっています。また、地域によっては、行政当局も一緒に立ち上がり、地域ぐるみで地域を守る運動に立ち上がった地域も出てきております。運動によって、当初計画を変更させたり、中止させたりした例も出てきているのが現状であります。また、地域で医師を確保し、地域医療を守り育てる活動も、新たな広がりを見せている現状もあります。また、住民と医師との対話、連帯の場づくりとして、地域医療を育てる会等、各地で生まれているのも現実であります。

このような今の事態、町長、どのように考えておられるのか質問いたします。

次に、質問事項の2、図書館の役割について千葉教育長に質問いたします。

私の質問は、2点です。官庁刊行物の公開普及についてと、充実した図書館の運営についてでございます。

それでは、要旨1の官庁刊行物の公開普及についてより質問させていただきます。

ご承知のように国内で出版された刊行物、このすべてが国立国会図書館に納本することが法律で義務づけられておることは、ご承知のとおりだと思います。毎年、80万点以上が納品されていると言われております。官庁刊行物は、そのうちの3割程度、官庁刊行物納本率が低いことが常に指摘されているとのことでございます。

行政資料は、市販されているものとは別に、一般には頒布されず、部局のみ配付されているのが現状だと思いますが、図書館は、収集方針に従って資料を収集し、保存するだけでなく、容易に活用できるよう目録を整備すること及び利用者の資料相談要求にこたえ、適切な情報資料を提供する役割があるのだと私は思いますが、大泉町図書館の現状はどのようになっているのか質問いたします。

次に、充実した図書館の運営について質問いたします。ここでは、今問題になっている

図書館の指定管理者制度について質問させていただきます。

2009年4月の総務省調査によると、指定管理者制度が導入された公の施設は7万22施設、何と6割もの公共施設が民間委託されているのが現状であります。まさに公的責任放棄のすさまじさを物語っていると私は感じます。

それでは、公立の図書館はどうなっているか。文部科学省の調査によれば、2008年10月現在で3,140館のうち203館、6.5%が指定管理者制度を導入したとのことでございます。

大泉町では、指定管理者制度の導入はしておりませんが、このような今の流れ、千葉教育長、どのようにとらえているのか、また指定管理者制度についてはどのようなお考えを持っているのか、質問させていただきます。

また、充実した図書館の運営を進めるため、積極的な司書の採用が必要だと考えますが、教育長の見解を求め、1回目の質問をさせていただきます。

議長（引間サチ子君） ここで暫時休憩をいたします。

午前11時15分休憩

午前11時16分再開

議長（引間サチ子君） それでは、休憩を解いて再開をいたします。

斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君答弁席登壇〕

町長（斉藤直身君） いろいろ、多岐にわたりましてご質問がありましたけれども、逐次、その案件についてお答えさせていただきます。

まず、地域医療の現状の件名と、公立病院改革ガイドラインについてのご質問にお答えしたいと思います。

現在、多くの公立病院が直面している最大の問題は、経営の悪化と医師不足等による医療機能の低下でございます。公立病院がその地域で担うべき医療の提供に支障が生じ始めていることは認識しております。その背景には、医師の過重勤務、経営感覚の欠如、高コスト体質等の問題点も指摘されており、これらを解消して公立病院を立て直し、地域医療の中で適切な役割を果たしていくことが喫緊の課題と考えております。

国は、この問題に対応すべく、平成19年に策定いたしました公立病院改革ガイドラインにより、公立病院が地域において必要な医療を安定的に提供していけるように定めた公立病院改革のためのガイドラインであると認識しております。

病院経営を安定化させ、地域医療を堅持するためには、館林厚生病院を初め、他の公立病院におきましても、公立病院改革ガイドラインの考え方に従って、各病院で策定されました改革プランにより病院経営の見直しを行い、抜本的な改革が図られるよう努力していただきたいと考えております。

町といたしましても、町民に医療の現状及び抱えている課題等を正しく認識していただくよう、今後とも啓蒙及び啓発を図ってまいらる必要もあるかと思っております。

続きまして、要旨2の地域医療再生計画についてお答えいたします。

地域医療再生計画でございますが、医療の確保、地域の医師確保など、地域における医療の課題の解決を図るため、都道府県が独自に策定する計画でございます。計画の対象地域は、2次医療圏が基本でありまして、群馬県におきましては、東毛地域、西毛地域が選定され、地域医療再生計画は策定されております。計画の期間は、平成22年4月1日から平成25年度末までの期間でございます。

東毛地域医療計画につきましては、桐生保健医療圏及び太田・館林保健医療圏から成り、地域内には桐生厚生総合病院、総合太田病院、館林厚生病院のほか29の病院と329の診療所が存在しております。

人口10万人当たりの医師数は、県平均が208.6人であるのに対し、桐生保健医療圏が191.6人、太田・館林保健医療圏が136.1人で、地域全体では153.2人であり、県内では医師の数が最も少ない地域となっております。まさに、ここは医療過疎地域だと思っております。

また、当地域では、医師不足により、平成18年1月から館林厚生病院の分娩取り扱いの休止、平成19年4月から桐生厚生総合病院神経内科の新規患者受け入れ休止、産科・小児科を中心に地域内基幹病院の診療が休止等、縮小が相次いでいる状況であると伺っております。

さらに救命救急センターは前橋市、高崎にありますますが、当地域からは遠いため、当地域の3次救急患者は搬送に時間がかかっている状態であります。

他に、小児・周産期医療の体制再整備、新型インフルエンザ等感染症の対応のための施設整備等を早急に行う必要があるということも確かであります。

これら早急に改善が必要な方策を進めていくための地域医療再生計画であると認識しております。

町におきましても、小児救急を含む救命救急センターや地域周産期医療施設の高度医療体制の整備に対しまして、平成22年度から平成24年度にかけて支援してまいります。

また、館林厚生病院につきましては、病院の耐震化整備に関する建築及び運営に対し、構成市町村として負担をしてみたいと考えておるところでございます。

町民の安心・安全を担う自治体といたしまして、でき得る対策は講じてまいりたいと思っております。

続きまして、要旨3、医師の確保と地域医療を守る運動についてお答えいたします。

医師不足問題につきましては、小児科、産婦人科などの特定診療科ばかりなく、内科や整形外科等においても医師不足は生じているという、緊急かつ喫緊の問題であると認識しております。この問題を解決することは大変難しいことではございますが、自治体といたしましては、できる限り対策は講じてまいりたいと考えております。

何分、個々の自治体での対策は限界がございますので、館林邑楽郡内の市町村と協議しながら、機会あるたびに県や国にこの問題につきまして、要望及び陳情をしてみたいと考えております。

以上、金子議員さんに対する答弁といたします。

議長（引間サチ子君） 千葉教育長。

〔教育長 千葉 優君答弁席登壇〕

教育長（千葉 優君） 件名2、図書館の役割。

要旨1、官庁刊行物の公開普及について、金子議員さんのご質問にお答えいたします。

町立図書館では、乳幼児から高齢者までの幅広い学習ニーズにおこたえできるよう、資料の収集・充実に努めるとともに、だれもが気軽に利用できる魅力ある図書館を目指しております。

さて、ご質問の官公庁の刊行物の閲覧でございますが、現在、図書館では、国で発行している官報を初めとして、白書、法規類、大泉町議会議事録をいつでもごらんいただけるよう用意しております。

また、窓口でのレファレンスの現状についてですけれども、レファレンスサービスにつきましては、図書館利用者が必要な情報や資料などを求めた際に、図書館員がこれを助ける業務のことを言いますが、平成21年度には5,280件ございまして、その内容につきましては、図書等の調査相談が主なものでございます。

近隣の図書館の連携システムにつきまして、第1点目は、オンライン化がございまして、これは、県内における図書館がオンライン化されており、それぞれの図書館に所蔵されている全図書が検索可能となっております。

第2点目として、相互貸借制度がございまして、この制度につきましては、県内にある図書館、大学図書館等も含まれますが、相互貸借に加盟している図書館等を県立図書館が拠点となり、県立図書館の協力車が県内各地区ごとに週1回巡回しております。事前に相互貸借を申請しておきますと、お互いに貸し借りができるようになっており、その図書資料等を協力車が運ぶ仕組みになっており、多少の時間はかかりますが、大泉図書館は県内の全図書館と相互貸借ができるようになっております。

さらに、国立国会図書館や県外の図書等資料がごらんになりたい場合は、大泉町立図書館が相互貸借の窓口になり、送料は自己負担となりますが、ごらんになることも可能でございます。21年度の相互貸借の利用件数は712冊となっております、多くの皆様が利用している状況でございます。

続きまして、要旨2、充実した図書館の運営について、お答えしたいと思います。

金子議員さんのおっしゃる指定管理者の問題点ということでございますけれども、指定管理者になった場合、図書館関係では、図書館と教育委員会、保健センター、学校等との連携が薄れ、図書館事業が正常に実施できなくなる危惧があり、同時に図書館ボランティアや利用サークルの育成等に支障を来すことも考えられます。また、図書館活動が貸本業務になるおそれがあるというふうに私は認識しております。

現時点では、指定管理者制度の導入は考えておりませんが、今後につきましても、社会情勢や近隣市町村の状況を把握し、町民ニーズにこたえられる図書館を目指していきたい

というふうに考えております。

資料の充実につきまして、平成21年度の購入図書数は1万384点、視聴覚資料は425点でございます。蔵書数は合計14万9,674点となっております。

職員の専門性につきましては、図書館に対する住民ニーズも多様化しており、図書館サービスの向上を図るためにも、職員の資質の向上が求められております。そのために窓口での、先ほども申しましたレファレンスの対応力の向上、専門性を高めるために職員や臨時職員を積極的に研修に参加させておりますが、今後におきましても、職員のスキルアップを図り、資料の充実に努め、図書館事業を通して本のよさや魅力を啓発し、読書普及を推進してまいりたいというふうに考えております。

なお、司書は現在4名勤務しております。

以上で金子議員さんに対する答弁とさせていただきます。

議長（引間サチ子君） 金子議員。

〔18番 金子光国君発言〕

18番（金子光国君） どうもありがとうございました。

2度目の質問をさせていただきたいと思います。

まず、公立病院改革ガイドラインについての町長の認識ですけれども、全く理解をしていないのかなというふうに私は感じております。

例えば、改革ガイドラインの目的は先ほども申し上げましたけれども、現実には今何が起きているか、まず第1点が、医師不足の現状があります。町長もおっしゃってありました。医療法上の医師不足病院は27%、運営上の医師不足は54%と、半数以上の病院が実態として医師不足になっているというのが公立病院の現状だと思います。その結果、どうなるか。近い将来、3カ年間病床稼働率が70%未満に陥ります。また、70%未満の病院は14%になってしまうというような現実も、数字として出てきております。これは、朝日新聞の調査の資料ですけれども。

2つ目として、病床の削減です。病床削減、無床化の実施が5%、決定済みが11%、検討中が17%で、合わせて33%の病院が病床を削減する、ここに向かってるのが今の現状であります。これは、稼働率未満病院の14%を大きく上回っている。規模別でいくと、割合の高い順に、Aが49%、Bが36%、Dが35%の順で、順次レベルが落ちているというのが今の現状であります。

3番目に、診療所化の問題がございます。診療所化は、全体で有床無床合わせて8%でございますが、規模別では、Aは39%、Bも17%が診療所化する。さらに病院を休み、また閉院する、これが2%。このような現状が今、改革ガイドラインのもとに起きているのが事実だと思います。

また、経営形態の見直しでは、見直しを決定、または検討している病院が59%もあります。約60%の病院が経営形態を変えなくてはならない、こう言っているわけでありまして。内訳を見ますと、民間に売り渡す譲渡が4%、指定管理者が10%、独立法人化、これは公

務員型と言うそうですが、7%、独立法人化非公務員型は18%であり、公営企業法全部適用が33%などであるというのが、今の現状であります。特に独立法人化は、大規模な病院が多いと言われております。

先ほどの、今の調査結果分析を見ていますと、この改革ガイドラインそのものが病院つぶしに直接つながっている、こう言っても間違いのないのではないかなというふうにも思われます。また、近隣の太田病院さんや厚生病院さんの現状などを見ても、これからの医療に対して自治体を挙げて、地域を挙げて、医師を挙げて、住民を挙げて力を合わせてこれを守っていかなければ、地域自体が医療の面からも崩壊してくるというのが現状かなというふうにも心配し、質問させていただきました。

また、2つ目の地域医療再生計画なんですけれども、この再生計画自体は、先ほど指摘しましたとおり、総選挙の人気とり作戦で組まれたのかなというふうにも思われまして、この選挙が終わった段階で新しい新体制、民主党政権を中心にした政権になって、さらにこの手当の額が下げられているというのも現状でございます。私たち自治体病院、公立病院を取り巻く現状は、本当に厳しい状況に全国で置かれているのが実態ではないのかなというふうにも思います。

地域の医療を確保し、守り、地域を守って育てていく、医療の面では安心・安全に暮らせるような地域にしたいという趣旨で質問させていただきましたが、この点について、再度町長の見解を求めたいと思います。

それから、地域の医療を守るもう1点、医師の確保と地域医療を守る運動についてでございますが、もともとこの医師不足は、政治的な流れの中で生まれてきたものでございます。積極的に地方政治も含めて政治が関与して、医師を生み育てる、そういうような方向で頑張る必要があると思いますけれども、この点についても町長の見解を求めたいと思います。

それから、先ほど千葉教育長に質問しました図書館の役割についてでございますけれども、非常に心強い、大泉町の図書館は立派な運営やっているんだなと、そのように感じました。さらにこれを向上させていくというような形をとっていくには、やはり専門家となる司書の方の積極的な登用と、またOBで司書の資格を持った方とか、いろいろな町民の参加のもとに、この運営をさらに発展させていただきたいというふうに考えております。

また、公立図書館の指定管理者制度については、非常に心配をしていたわけですが、全く町としては考えていないということで、本当に安心いたしました。この図書館の役割については、今のご答弁で非常に結構だと思います。頑張ってくださいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 2度目の金子議員さんの質問に答えたいと思います。

館林厚生病院が必ずしも病院改革ガイドラインにのっとってやるとは言っておりません。私は、この方針に従えば病院をつぶすほかはないと、あるいは民間に委託するとか、第三セクターの運営方針でやるかしかしようがないという形ですけれども、現在は、ご案内のとおり、1市5町による広域で医療事務組合として運営している状況であります。行政は、医療についても、これは水や電気と同じように住民のインフラとしてしっかり確保する役目があります。これなくして、住民の生活は安定しません。いずれにしても、医療の問題については、喫緊の問題で、国の政策によって非常に医療が疲弊してしまいました。まさに医療崩壊という段階になっているのはご案内のとおりでございます。したがって、今さらガイドラインに従ってどうのこうのと言うつもりは全くございません。今までどおり、自治体の広域でやる、運営するという方針には変わりはありません。

それから、地域医療の再生計画についてでも、まさに館林厚生病院が非常に粗末にされている現状でありますので、大いにこの産科や小児救急外来を、または入院施設をお願いしているところで、それを桐生厚生病院だけにするという事は、地域的にも非常に不便でございます。住民に非常に著しい不利益をもたらしている現状でありますことからしても、これについても、これには従わないということで、我々は、1市5町は意思統一をしている現状であります。

そんなことで、地域医療を守ることは、即地域全体で考えることで、これは国が無策ということか、小泉内閣の聖域なき構造改革により、社会保障費も一律削減されてきて、医師のなり手がいないと、非常に問題が発生して、ここへ来て簡単にドクターを養成するわけにいきません。何分にも、医学生になって資格を取るまでに10年近くかかります。群大では、地域に就業するという前提で特別奨学金制度も設けたようでございます。いずれにしても、一つのパイから国全体の中で医師を奪い合う状況であるということは、企業誘致の努力と同じように大変なことでありまして、医療は企業誘致とは全く違うんでして、これは国が政策として全国に適正な医師の配置を法律的に決めなければならない問題だ、重要な問題だと私は認識しております。そういうことで、ぜひそういうことを県や国に要望していきたいと思っております。

それから、問題は、今言ったように医療費の削減が、医師になることが魅力のない職業だという認識の中で、医師になり手がなくなったということと、余りにも訴訟社会で、医師になっても訴えられて、賠償金の要求をされればつぶれてしまうんだから、なり手がいない。特に産科はそういう状況になっております。それについても、法律的に訴訟についての一定の保護枠を医療については設けるべきだと私は思っております。そして、やはり魅力ある職種として、優秀な人材が医師になることを私は国策としてお願いしなければいけないと思っております。命を守る請負人ですから、その辺については国が聖域なきということで、一律に削減したことが間違いだったと思っております。

そういうことで、今後、私も首長として、地域医療について全力をもってお願いしている次第であります。大泉町には、ご案内のように産科がありません。小児科も、入院施設

のあるところはありません。そういうことで、企業優遇策ではないけれども、来ていただければ、開業していただければ、そういったことで応援したいということで、医師会の先生方にも情報をぜひ出してくださいということでお願いしているところであります。

そういうわけで、私なりにやれることを精いっぱいやっているつもりで、国の政策や県の医療再生計画のとおりに従っているつもりはありませんので、どうぞご了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 金子議員。

〔 18番 金子光国君発言 〕

18番（金子光国君） ご答弁をいただきました。

3点目の地域医療再生計画について、再度3度目の質問をさせていただきます。

この主な問題点というのは、3つあると思います。

地域医療縮小型の病院再編等に利用される危険があると。

また、2つ目としては、地域医療再生計画策定までの、先ほども申しましたが、日程が短過ぎて、住民関係者の意見反映が十分にできない。

それから、3点目として、対象地域は一部に限定されて、日本の地域医療全体をどのように再建、充実するのかという政策と計画がないことがあるということで、民主党政権になって、この点について新政権は再生基金というのが出ているそうですけれども、当初の総額3,100億円から2,250億円に減額している、これが現状でございます。

ですから、以前に私のほうからも質問した県内のこのような再生計画の動きのときから含めても、国から出てくるお金自体も大幅に減ってきていると、これが現状なんだと思います。小さくまとめて自治体が逃げるといようなやり方には、大泉の町長はそういう方向では行かないということをはっきり言ってもらっておりますけれども、医療の問題等は、やはり避けては通れない大事なところでございますから、現実をよくつかんでいただいて、先ほど申しましたように、行政も含めて地域で運動を起こして、医療の面からもこの東毛地域を守っていこうと、こういう観点で一緒に頑張っていきたいと思っておりますが、よろしくをお願いします。

これで終わります。

議長（引間サチ子君） 以上で、金子光国議員の一般質問を終了いたします。

ここで、議事運営上、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時50分休憩

午後1時再開

議長（引間サチ子君） 休憩を解いて再開をいたします。

通告3番、議席17番久保田一郎議員。

〔 17番 久保田一郎君質問席登壇 〕

17番（久保田一郎君） 議席17番久保田一郎です。

議長より発言の許可が得られましたので、これより通告に従って順次質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、一問一答方式です。

まず初めに、斉藤町長に質問します。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君答弁席着席〕

17番（久保田一郎君） 初めに、質問事項の1として、環境政策について。

要旨として、（1）環境フェアの開催について質問します。

今日、自治体政策が直面する最も重要な政策課題の一つに、地球温暖化問題があります。地球温暖化は、二酸化炭素等の温室効果ガスが大気中で高濃度になることにより、地球の平均気温が上昇し、熱波や異常高温、台風の頻発と巨大化、干ばつ、海面上昇等のさまざまな異常気象を引き起こし、その生命や財産に甚大な被害をもたらす問題であります。

今後も社会経済活動に伴うエネルギー（化石燃料）消費により二酸化炭素排出量は増大し、温暖化による環境影響は危機的になると予測されています。

2007年11月、世界の科学者や専門家が参加するIPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、地球温暖化の要因と将来予測、その影響と被害、対応策等に関して最新データを盛り込んだ第4次報告書を公表しました。その内容は、21世紀末には平均気温は最大で6.4度上昇する可能性があり、基本上昇が2から3度を超えると、生態系や食料生産、水資源等について、すべての地域で負の影響が生じると予測し、温暖化対策の緊急性を打ち出しています。

こうした地球温暖化への新たな展開が求められる状況下で、足元からの温室効果ガス排出対策のイニシアチブを握る地方自治体の取り組みに期待が集まっています。地球温暖化に関して、これまで自治体は、温暖化問題は国際的な課題であり、国と国際社会に任せればよいとし、消極的な対応にとどまってきた側面があります。

しかし、温室効果ガス排出削減の具体策はむしろ、事業活動や市民生活等に直接かかわる地域においてこそ、真剣に受けとめるべきであります。自治体は、現場に近い公共部門であり、地域の自然や産業構造、土地利用等の地域特性を踏まえた対策の構築に絶好の位置を占めています。事業者や住民等の活動の実態に即した具体的な対応を企画、立案、調整し、普及させること、事業者や住民の声を対策に反映しやすいこと等の利点も指摘します。

地球温暖化による影響の深刻化が改めて認識されてきた今日、地域の多様な主体の調整を担う自治体こそが、温暖化対策の推進に重要な役割を担うべきであります。

平成13年3月に作成された第4次総合計画書の環境衛生の現況と課題の箇所では、次のように述べています。「地球温暖化などの環境問題に対処するため、省エネルギーやリサイクルに対する啓発を推進する」。そして、施策・事業の概要では「（4）地球環境問題

に対する意識の高揚」を掲げて、「地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨など、地球規模の環境問題に対処するため、省エネルギー、リサイクルに対する意識の高揚を図る」と述べています。

そこで、この地球温暖化問題に対して、今まで以上に町民意識の向上を図る観点から、環境フェアを開催して、省エネ運動の啓発やPRに積極的に取り組むべきであると考えますが、町長はどのような見解なのか、質問します。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 環境フェアの開催についての久保田議員さんのご質問にお答えいたします。

ご提案のありました環境フェアの開催につきましては、全国各地で活発に開催されておりますが、特色のある呼称や開催方式、開催内容での運営が行われております。

主な開催内容でございますが、地球温暖化防止対策や、住民による河川浄化運動の実践活動報告の紹介、資源ごみのリサイクル方法の展示などが上げられ、住民への意識啓発の機会として、多くの自治体などで積極的に取り組まれております。

群馬県内におきましても同様に取り組まれており、近隣の市町の開催状況につきましては、環境関係事業を中心に単独で開催されるもの以外に、保健福祉・商業振興・地域活動などの共催方式で開催されております。

久保田議員さんご提案のCO₂削減による地球温暖化防止などの啓発活動につきましては、今年度より取り組んでおります緑のカーテン事業などを活用しながら、さらに推進してまいります。

また、消費生活展では、環境コーナーを設け、廃食用油の回収やリサイクルプラザの再生品販売事業の紹介などの取り組みを行っておりますが、ご提案の件につきましても、今後、主催団体や地元企業などと前向きに協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、久保田議員さんに対する答弁とさせていただきます。

議長（引間サチ子君） 久保田議員。

〔17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） ただいま町長から前向きな答弁いただきまして、ありがとうございます。

2007年3月には環境省が、地球温暖化防止対策地域推進計画ガイドラインを改定し、温室効果ガス排出量算定手法や対策のあり方について、都道府県中心の規律であったものが市町村を含むものに改められました。このように市町村が地球温暖化対策を推進する必要性はますます大きくなっていると、このように思います。

ある識者によりますと、自治体における温暖化防止対策のあり方として6つに整理できると、このように言われています。その1つは、家庭からの排出抑制、2つ目は、小規模事業所からの排出抑制、3つ目は、運輸部門からの排出抑制、4つ目は、家庭からの間接

的な温室効果ガス排出の抑制、5番目は、大規模事業所からの排出抑制、6番目は、再生可能エネルギーの普及に、6つに整理できると、このように言われているわけでございます。先ほど町長が答弁したとおり、例えば、現在行っている消費生活展などを一つの事業として合体させて、より充実した事業を行うなど考えてもよいのではないかと、このように思っているわけでございます。

先進地の例を申し上げますと、本町もそうですけれども、環境の問題で、例えば電気自動車、また太陽光パネルの展示、紹介、また町民に二酸化炭素CO₂排出削減の取り組みを呼びかける、例えばふだん着でCO₂を減らそう宣言、そういうような取り組みをやっている自治体もたくさんあるわけでございますが、要するに住民意識の向上を図るためにこの環境フェアというのを開催していると、こう思っているわけございまして、我が町も、そういう生活消費展みたいに行っているわけございまして、ぜひともそれを発展、拡大、拡充というのでしょうか、そういう方向で関係者とお話し合いしていただきながら、我が町の特産品である、企業城下町特産品でありますそういう電気自動車とか太陽光パネル等、あとまた、企業の環境問題に対する取り組み、これをやはり大々的に紹介したり、PRしたり、普及啓発を図る観点からは、私はこれから環境メーンで、そういう取り組みをするべきだという観点でございますので、できれば、新年度あたりから、予算計上等、調査研究していただきながら取り組むべきだという考えでございますので、その点につきまして、もう一度町長の答弁をお伺いします。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） お答えいたします。

ただいまCO₂削減に市民が積極的に取り組む方策として、何点か上げたようでございます。その中で、基幹産業であるS社が、太陽光発電のパネルを生産することが最も我が町にとっても財政的にも豊かになることだと思ひまして、この生産部門についてお願いしようかとは思っています。それから、電気自動車については、リチウムイオンバッテリーをトヨタさんとS社が共同開発して、電気自動車の時代にいずれはなると思ひますので、その電池も生産していただければ、まことにこれから町は明るい方向に行くのではないかと、一挙両得ではないかと、環境政策と企業活性について、あわせて雇用の促進にもなるんですけれども、そういったビジョンを私もえがいております。

いずれにしても、住民一人一人は、できるだけ環境を汚さない、極端に言えばふだん着ということは暮らしを質素なものにしようという生活態度だと思っております。そんな形で啓発活動に取り組んでまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（引間サチ子君） 久保田議員。

〔17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） ぜひとも積極的な取り組みを期待して、終わります。次に、質問事項の2として、高齢対策について。

要旨として、（１）熱中症対策について質問します。

全国の広い範囲で梅雨明けした7月17日から8月30日までに、熱中症がきっかけと見られる死者が全国で少なくとも496人に上ることが、さる8月31日、消防や警察、自治体に対するマスコミの取材でわかりました。気象庁の統計で、8月の平均気温がほぼ全国で戦後最高を記録する猛暑となったことが影響したことによります。この9月も厳しい残暑が続く見通しで、気象庁などは引き続き注意を呼びかけています。この死者数は、2004年の新潟県中越地震や台風23号による死者、不明者をはるかに上回るものであります。日本は、長期的な温暖化傾向にあり、猛暑、熱中症対策の強化が強く求められています。

また県内では、前橋地方気象台によると、7月17日の梅雨明けから8月30日までの45日間で、最高気温が35度を超える猛暑日が、館林で31日、伊勢崎で25日、前橋で20日ありました。県内で記録した最高気温は、7月21日、23日の館林の38.9度でした。1日の最低気温が25度を上回る熱帯夜も多く、館林で29日、伊勢崎で21日、前橋では過去最多の1995年の17日を上回る22日でありました。猛暑日に増して熱帯夜が多いのが、ことしの夏の特徴で、気温が十分下がらないまま夜が明け、再び大気が熱せられる状態が続いております。

総務省、消防庁によると、5月31日から8月29日までに熱中症で救急搬送された人は、全国で4万6,728人で、病院に搬送された直後に死亡を確認された人は158人でした。しかし、死亡状態で発見されたり、入院後に死んだりした場合を含めて、熱中症の死者数を調査している都道府県は少ないのです。東京都監察医務院が東京23区を対象にした調査で、熱中症を直接の死因と判断した127人が最も多く、ひとり暮らしの高齢者が空調設備のついていない窓を閉め切った部屋で夜間に亡くなるケースが大半を占めました。

本町においては、平成21年6月1日の調査では、ひとり暮らし高齢者数は739人、平成22年6月1日の調査では、ひとり暮らし高齢者数は789人と50人増加しています。現在、どのような熱中症対策を行っているのか質問します。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君発言〕

町長（斉藤直身君） 熱中症対策について、久保田議員さんのおっしゃるとおり、ことしは観測史上初めての高温の夏日であります。全国で熱中症による救急搬送される方が急増し、高齢者の割合も高くなっている状況でございます。

大泉町の熱中症予防につきましては、町広報及びホームページによる啓発、各教室開催時の講話、保健福祉総合センター内に熱中症予防を呼びかけるパネル掲示及びチラシ配布等を実施しております。高齢者に対しては、町内12の介護支援施設に熱中症予防のチラシ配布依頼をし、またひとり暮らし高齢者につきましては、各地区の民生委員さんに自宅へ訪問の際、チラシを配布し、熱中症予防を呼びかけていただけるよう依頼をいたしております。

以上です。

議長（引間サチ子君） 久保田議員。

〔 17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） ただいま町の取り組み状況、これについて町長から答弁ございました。一生懸命やってくれていると、大変ありがたいわけでございます。

私は、これからもこの暑さというのはずっと続くと思っています。よくテレビ等では、埼玉県の熊谷市と群馬県の館林、これが日本一暑いまちだということで紹介されますけれども、それは温度計が設置されている土地でありますから、テレビ等に出るわけです。では、その両方に挟まれている我が大泉町はどうなんだということですけども、常識的に考えれば、中間に挟まれているわけだから、もっと暑いのかなと逆に思うわけでありまして、そういう面で、表に出ていないわけでございますが、同等の暑さはあると、こう思っております。

そういうことで、私は具体的な取り組みもこれから考えていかなければならないかなと思っています。やはりひとり暮らし高齢者というのは、孤立しがちだと思うわけです。また、人目につかないという部分もありますから、なかなかわからないところがあります。

私は、まず1点として、日常から、例えば隣近所が声をかけ合う仕組みというのでしょうか、これを早急に検討すべきだと思っています。それは、やはり予防と早期発見、これが一番大事だと、こう思っているわけございまして、家族がいれば異変には気がつくわけです。それで救急を呼ぼうかということになるんですが、これ、ひとり暮らしの高齢者の場合は、だれが発見するんだということになりますと、では、先ほど町長が言ったように、民生委員さんがチラシを持っていった、元気ですかと安否確認をしたと、そのときに初めて異変がわかると、手おくれになる場合もありますよね。そういう危険性があるので、私は、まずは地域というか隣近所が声をかけ合う仕組みを行政が呼びかけて、仕掛けをして、何かそういうのが機能するような仕組みを早急に確立していくべきだという考えでございますが、まずそういう考えがあるかどうか1点と。

2点目は、これも一つの予防対策として、お年寄りには、よく聞くと、きのうもちょっとテレビでやっていましたけれども、若い人と違って感知機能というのでしょうか、例えば暑さ寒さを感知する機能が退化するというか、衰えてきていて、敏感に反応しないというわけですよ。若い人だったら、暑いなと思うんですけども、お年寄りは暑くないって、こう言うわけですよ。それで実は暑いわけですね。そういう部分がありまして、なかなか室温が上がったとか体温が上がったということで反応していないと。水も飲まない。なぜ水を飲まないかという、やはりトイレが近くなって、足腰不自由すると、なかなかトイレに行きづらいと、それで我慢してしまう。では、クーラーがあるじゃないか、扇風機あるじゃないかと。私はそういうのは嫌いだと、クーラーをかけると関節が痛むとか、あちこちを冷やすと調子悪くから私は使わないんだと、こういうことがよくテレビ等で紹介されているわけですけども、私はこのひとつ予防対策として、このひとり暮らし高齢者に対して、町で、温度計というのでしょうか、そういう、昔、例えば薬局なんかで温度計をもらって壁にかけたり、柱にかけて、きょうは何度あるというような、常に部屋の温度が

一目でわかって判断できるようなものを配付したらどうかというような考えも持っているわけですが、なかなか、チラシを持って行って気をつけてくださいと言っても、毎日のことです。そういうことをやはり目に見て判断するというのが私は大事だと思っていますから、テレビのそばに置けば、テレビは毎日見るでしょうから、そこに温度計をどういう形にしても置いて、きょうは何度あると。一説によると、部屋の温度が28度以上になったら危険だと言われてますよ。だから、それを判断できるかどうかといたら、なかなか、今はリモコンだとかそういうので温度は見ますよ。だけれども、温度計が部屋にあるかといいたらないですよ、ほとんど。そういうことも、これからますます暑くなる一方だと私は思いますから、そういう自分で自己管理するような、注意するような方法を、やはり考えてあげるべきでないかなと、町民の生命・財産を守るのは行政の仕事だと、こう私は思っているわけでごさいます、今、余り熱中症で亡くなったというのは本町にないと思いますが、いつ何どき起こるか予測できません。そういう予防対策として、そういう取り組みも私は必要だと、これが2点目です。

3点目は、この猛暑の注意情報の徹底です。やはり猛暑によるひとり暮らし高齢者などの死亡は、注意情報が届かないということがありまして、届いても対応できていない家なのが実態だと思うんです。自分は大丈夫だ、そういう過信というか油断というか、自分は絶対大丈夫なんだということで対応できない、こういうところもあるので、やはり私は安否確認、これは先ほど民生委員さんが訪問すると言っていたけれども、これもやはりもうちょっと内容を変えたり、頻繁に行ったりするということも大事だと思いますので、情報提供を徹底するというのをぜひともやるべきだと、こう思いますので、以上、今言った3点について、町長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） なかなか久保田議員さんは心優しい、お年寄りに対する心、気配りについて、いろいろ考えていただいていることも誠にありがたいことだと思っております。

私は、高齢者の100歳以上の所在不明について質問されるかと思って、今回の議会は気にしていたんだけど、大泉町では、余計なことかもしれないけれども、100歳以上が8名おりました、全員を面接をして確認作業をしていただきました。全員元気であることを確認させていただきました。その中で1人だけ自宅にいます。あとは施設か、または病院だったということで、それがまた年寄りだけの老老介護の状態、きのう、おとといですか、副町長が高齢者の敬老祝いを届けたときに、2人とも寝ていたと、その家庭に行っていたんだけど、ただ、近所の人に聞くと、朝早く起きて庭に水まきしたり、草取りしているようだから元気ですよということで、私は1点目の、日常に民生委員でなく、民生委員ももちろん含めて、地域の方が声かけをしていただけるということ、さる地公連の集まりの中で、公民館活動は元気な人の生涯教育の活動に一生懸命やっていたいてい

るのはまことにありがたいことだと、ただし元気のある人の裏には元気でない人もいるんだということに対する、ひなたの部分ではなくて日陰の部分のサービスも気を使っていたらいいと、それは高齢者ではなく学童の保育の問題も世代間交流を含めて、ぜひモデルケースとして、地域コミュニティとして、地域で世代間の支え合い運動をひとつシステムの的にやってみていただけませんかということを提言させていただきました。

その中で、例えば、今言ったひとり暮らしの高齢者、または老老介護の方に係をつけて、必ず1日1回は御用聞きでもいいし、何か用がありますかとか、用がなくも元気ですかと一言声をかけていただければ、まことに、所在不明の高齢者が発生するなんて不名誉なことはあり得ないということで、そういうことはあながち行政の怠慢ではないんでしょうかということを発表させていただきました。それはまことにしっかりした地域ぐるみの高齢者を見守るという形に、非常にすばらしいことだと思っております。ぜひ積極的に、それを手を挙げて、うちの地域はそれをやっているよという形で思ってくださいありがたいと思います。

2点目の温度計、または高齢者は非常に体感的な能力がありません。見ていると、意外に厚着をして、エアコンをつけると寒いからやめてくれと、関節が痛いとかいろいろ障害があるんですけども、経済的な問題もあるでしょうけれども、エアコンもないところもあります。非常にクーラーを嫌います。そういうことで、水分もトイレに近くなるから嫌だと、とらない。結局、熱中症で、自然に夜寝ているぐらいで亡くなるという事態が発生しやすいということでもあります。

しかし、温度計を設定したからって、一々見ているぐらいだったら心配ないんですけども、私は、その温度計が、気温が38度、要するに体温より超えた場合にブザーが鳴るような、火災報知器的な機能がある温度計を出したら、非常に役に立つというふうに思いますけれども、そんな機能がなければ、私は自分の部屋へ行って40度もあると自分がひっくり返るほどたまげてしまうんですけども、実際、お年寄りはそのことによってどうなるということができないので、火災報知器的な温度計があれば、非常にいいかなというような、今、考えたところでございます。

そういったところ、きめ細かい、いわゆる先端機器としての対応ができればいいかなと。火災報知器はもう既に設置が義務づけられておりますけれども、高齢者に1分間ぐらいブザーが鳴るような温度計があれば、年寄りも、ああ、そんな高いんだから気をつけようというふうに自分で意識するかと思います。そんなことも考えていただければと思います。

それから、注意情報です。これも各公共施設、幼稚園や学校には、熊谷もそういうシステムをやっているんですけども、注意を呼びかけておりますので、いずれにしても、ことしは尋常ではない暑さでございますので、ぜひ被害者が出ないようにしていただきたいと思います。

今入ったデータによると、太田消防署の救急搬送件数で、熱中症によるものが去年の4倍強発生しております。去年の5・6・7・8の実数が24件、熱中症と思われるもので緊

急搬送です、ことしは113件でございます。非常に異常気象でございますので、皆さん方も気をつけていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 久保田議員。

〔 17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） 町長は医療関係の専門家だということで、詳しいわけでございますけれども、私は素人でございますけれども、熱中症は新たな災害だと言われているんですよ。だから、例えば、ことしを熱波元年としてとらえるべきであり、今後、危険な夏が続いていくと認識すべきだと、こう思うわけです。テレビや新聞等では、過去114年間でことしが一番暑い夏だと、このように言われているわけです。だから、昔は温帯地方だと言われていたのが、亜熱帯地方みたいになってしまったみたいな部分で、これがずっと続くのではないかと、そして今の考え方を変えなくてはならない、対応も考えなくてはならないということで、私は、きのうもちょっとテレビ見ましたら、やはり温度計みたいに目で見て判断することが大事だろうと。体感温度はわからないんですよ、年とってくと、暑いのか寒いのか。やはり目で見て判断するというのが一番わかりやすい方法だということで、私は一つの方法として、そういう温度計を配付して注意を促すということか、自分でよく見て判断してもらうということは、一つの予防になると思っているんですね。

そういう、もし熱中症で大泉町から死者が出た場合、では、どういう対応をしているんだということ、必ず行政の対応は出てくると思うんです。だから、そういうことになったら困るので、できればそういう予防策として、こういう注意を喚起しています、促しますよということをやはりやってもらって、プラス、遠くの親戚よりは近くの他人ですから、隣近所で声をかけ合う、そういう見守りというんでしょうか、こういう仕組みを考えて、やはりお年寄りには弱い立場なんですよ。孤立しがちなんですよ。自分から出ていって、交流しようなんていう考えはなかなか持てないと思いますね。そういう面で、やはり周りの人が気を配ってあげる。特に行政は、やはり生命と財産を守る一番最高責任だと私は思っていますから、町民の安全・安心を確保する方策として、私はそういうのが必要だと、こういう思いでございますので、ぜひとも前向きに検討していただきまして、これからも続く暑い夏でございますから、そういう被害者が出ないような取り組みをぜひとも強くお願いしたい、このように思っております。

続いて、要旨の（2）救急医療情報キットの配布について質問します。

平成13年3月に策定された第4次総合計画の高齢福祉の充実の現況と課題の箇所では、次のように述べています。「21世紀半ばには3人に1人が65歳以上になると予想される高齢社会を『豊かでゆとりある成熟社会』とするために、高齢者が住みなれた地域社会の中で、いつまでも健康で充実した生活を送れる社会づくりを推進する」。

そこで、年々増加傾向にあるひとり暮らし高齢者の安全と安心を確保する観点から、救急医療情報キットを無料配付する事業に取り組むべきであると提案します。これは、緊急

時に駆けつけた救急隊員が、患者の情報を正確に把握し、迅速かつ適切な対応ができるようにするためであります。この救急医療情報キットには、かかりつけ医や持病などの医療情報、診察券、保険証の写しなどとともに、地震や災害等の発生時の素早い対応のために地域指定の避難場所が書かれた紙を入れ、冷蔵庫で保管するものです。また、救急隊員がわかるように冷蔵庫と玄関ドアに専用のステッカーを張っておくというものであります。

町長は、この救急医療情報キットの配付について、どのような見解なのか質問します。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 救急医療情報キットの配付についてお答えいたします。

久保田議員さんのおっしゃるとおり、救急医療情報キットにつきましては、高齢者等の安全・安心を確保することを目的に、かかりつけ医、持病などの医療情報や緊急連絡先などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管し、万一の救急時に備えるもので、これらの情報は必要に応じて救急隊員等が救急活動の活用をすることができるものでございます。

町では、高齢者、特にひとり暮らし高齢者の安全・安心を確保するため、緊急通報装置の設置、給食サービス、ひとり暮らし一声かけ運動、民生委員さんの訪問等を実施し、町社会福祉協議会では、ボランティアと協力し、友愛訪問、ふれあい食事サービス等を行っております。

救急医療情報キットの配付につきましては、全国幾つかの市町村でいろいろな形態で配付等を行っていることは承知しております。近隣では、館林がことしの10月から、ひとり暮らし高齢者を対象に配付を予定していると伺っております。

今後、ひとり暮らし高齢者の支援施策として、総合的に調査研究をし、検討してまいりたいと存じます。

以上であります。

議長（引間サチ子君） 久保田議員。

〔17番 久保田一郎君発言〕

17番（久保田一郎君） これも、やはりひとり暮らしの安全・安心を守る観点からの質問でございまして、先ほどもちょっと触れましたけれども、ひとり暮らし高齢者数が平成21年6月1日現在では739人、また平成22年6月1日現在では789人と50人増加しています。これから、毎年増加していくんじゃないかなと、少子高齢化時代ですから、そう思うわけです。

そういう人たちが、やはり安全・安心に暮らすということが一番基本だと思っていますから、そういう面で、行政が住民の生命と財産を守るのが、行政の最も大事な仕事ではないかなと、こんなふうに思っています。町長は長年、歯科医として住民の安全・安心を守ってきたという立場にいた人でもあります。そのような観点からも、一日も早くこの高齢者の安全確保に役立つ救急医療情報キットの配付については、ぜひとも前向きに取り組ん

でいただいて、一日も早く実施できるように、特段のご努力をお願いしたいと、これは要望して、これについては終わります。

これで、斉藤町長に対しての質問を終わります。ありがとうございました。

最後に、質問事項の3として、エコスクールについて。

要旨として、(1)校庭の芝生化について、千葉教育長に質問します。

議長(引間サチ子君) 千葉教育長。

[教育長 千葉 優君答弁席着席]

17番(久保田一郎君) 地球温暖化対策として、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減が求められています。

その一環として、文部科学省は、学校のエコスクール化を進めています。文部科学省は、1996年にエコスクールのための調査研究報告書を発表しました。1997年には、農林水産省、経済産業省、環境省と連携したエコスクールのためのパイロットモデル事業を創設し、太陽光発電パネルの設置費用の2分の1を補助するなどの、積極的に学校のエコスクール化を進めてきました。モデル事業の認定校は、2010年4月現在で1,077校に達しています。これまでの代表的なエコスクール化の例としては、1、屋上・校庭の緑化で太陽熱を調整、2、太陽光発電の導入と利用、3、外壁・屋根の断熱化で室温保持、4、教室・体育館などへの木材再利用、5、ビオトープ設置で自然との共生を学習、6、雨水を貯留してトイレ・散水などへ再利用などがあります。

芝生化事業を温暖化防止や子供の運動能力向上などの目的に、モデルケースとして行っている先進地の例として、ティフトン芝(西洋芝)をポットで育て、苗を移植する鳥取方式を採用して、低コスト化を実現しているところがあります。

ことし6月、児童やPTA、地域住民などが参加して、校庭に芝生の苗のポットの植えつけを行いました。そして、芝生化事業の実施に当たり、地域で育てる緑の校庭を合い言葉に、PTAや自治会、地域住民が中心となって、緑ふれあい運営委員会を設立し、芝刈りや散水などといった維持管理を行うなど、地域と協力して芝生化が進められています。

本町においても、エコスクール化の一つとして、校庭の芝生化に前向きに取り組むべきであると考えますが、千葉教育長はどのような見解なのか質問します。

議長(引間サチ子君) 千葉教育長。

[教育長 千葉 優君発言]

教育長(千葉 優君) 校庭の芝生化についてということでございますけれども、国においても、児童・生徒が楽しく安全にスポーツに楽しめる環境づくりのために、平成7年度から安全・安心な学校づくり交付金における屋外教育環境施設の整備に関する事業で、屋上の緑化やグラウンドの整備などを推進してきたところでございます。

久保田議員さんご指摘のとおり、芝生化の利点としましては、植物によるCO₂の削減、太陽光線の照り返しが吸収され、土のグラウンドに比較して地表温度が下がるなど、環境保全において効果があり、また芝生の弾力性がスポーツ活動に安全性をもたらすこと、強

風時における砂ぼこりの飛散防止や、大雨時における砂の流出防止などが上げられます。

しかし、一方で、工事費用が多額になる、維持管理に多額な費用と、保護者や地域の方々を巻き込んだ多大な労力が必要であることも予想されます。鳥取方式のように、学校、地域、行政が連携して事業を展開することにより、予算や維持管理に負担の少ない方法も提起されていますが、芝生の養生期間に校庭が使えないこと、学校の授業で行うボール運動や陸上競技、運動会、さらには学校体育施設開放事業での少年野球の利用にも影響が出てくることが予測され、またガラス破片等の危険物、猫のふんなどが見えにくいなどの多くの課題がございますので、校庭全面の芝生化につきましては、特に慎重な対応が必要であるというふうに考えております。

議長（引間サチ子君） 久保田議員。

〔 17番 久保田一郎君発言 〕

17番（久保田一郎君） ただいま答弁いただきまして、ありがとうございます。

いろいろとメリット、デメリットもあるような考え方はわかります。

ただ、私は、このヒートアイランド対策や子供の情操教育に役立つことを目的にモデル事業をしている学校もあるわけがございますから、ぜひともそういうことで、なかなか校庭を全面にしるとかというのは難しい部分もあろうかと思いますが、ぜひともその辺は、私、かつて大泉町の北中学校のときに、200メートルトラックの中だけ芝生化にしようというので、私も中学生のときに先生に連れられて、リヤカーで引いて、近隣のおうちというか農道へ行きまして、それを、いいところを切ってはがして、それをまた移植させた、校庭のトラックの中だけをやったような記憶がありますけれども、どうも後で聞いたら雑草が中に入っていたり、段差ができてしまったり、冬場は枯れてしまったりして、なかなかそういう維持管理が容易じゃないというような部分で、いつの間にか撤去されてしまって、またもとの土になってしまったんですね。

そういう時代背景もあったと思うんですが、現在は鳥取方式みたいなやり方で取り組んでいるところもあるし、低コスト化、また地域の皆さんの協力を得ながら、緑あふれる校庭ということで取り組んでいるところもあるわけがございますので、しっかりと調査研究して、例えばモデル校を、小学校は4校ありますから、1校をどこか選定してもらって、実験的に取り組むような考え方ができないものなのかなという思いもするわけでございますので、その辺の調査研究について、また、では取り組んでみようかというような考え方があるのかどうか、再度質問します。

議長（引間サチ子君） 千葉教育長。

〔 教育長 千葉 優君発言 〕

教育長（千葉 優君） 先ほど、北中の例が出ましたけれども、議員さんおっしゃるとおり、その芝生化が撤去された背景には、それなりの課題があったんだろうと、こういうふうに思います。

私が一番課題だなと思っていることは、コストの問題もあるんですけれども、例えば、

鳥取方式にしても、資料等を読みますと、非常に地域の方々の全面協力が必要であるというふうなことが書かれてあります。これについては、なかなか難しい問題があります。私も現職のときに、何年か前に不審者が多発しましたときに、PTAの会長さんが、保護者の方が、例えば買い物に出かけるときに、警備ボランティアさんがしているような、ああいうジャケットを着て、そして防犯の抑止力にしようじゃないかというふうなことで会員の皆さんに呼びかけたんですが、なかなかそれがお金のかかることでもありまして、実現しないというふうな実情がありましたものですから、この地域の人々、また保護者の方たちの協力というのは、口で言うようになかなか簡単なものではないなというふうな実感をしております。

そういう意味で、この全面芝生化については、モデル校のことも含めて、特に慎重な対応が必要ではないかというふうな考えております。

議長（引間サチ子君） 久保田議員。

〔 17番 久保田一郎君発言 〕

17番（久保田一郎君） いろいろ課題があることは十分わかるわけでございますが、ただ、国がエコスクール化ということで、最初言ったとおり、6通りぐらいの代表例があって、それを取り組んでいるということで、先ほども何回も繰り返すわけでございますが、ヒートアイランド対策ということも、やはりあるわけですよ。今のままでいいのかと。やはりもうちょっと環境に優しいというか、もっと環境に対応した学校づくりというんでしょうか、これをやはりやるべきだということだと思ふんです、主眼は。だから、その一つの方法として、そういう方法もあるよということでございますから、いろいろ難しい側面もあると思いますが、私はしっかりといろいろなケースを想定して、やはり調査研究に励んで、資料を取り寄せて、これはやるべきかやらないべきかとか、いろいろな部分で十分時間をかけて検討する必要があるのかなと、こんな思いでいるわけでございまして、ぜひともこれをきっかけに前向きな調査研究に取り組んでもらいたい、このように要望して、終わります。ありがとうございました。

議長（引間サチ子君） 以上で、久保田一郎議員の一般質問を終了いたします。

一般質問を終結いたします。

以上で本日の会議は、すべて議了いたしました。

散会の件

議長（引間サチ子君） ここで今後の日程についてお諮りいたします。

あすから15日までの12日間を休会とし、休会中に各常任委員会において所管部門の決算調査を行い、16日に本会議を再開いたします。そして、決算審議を行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、さよう決定をいたしました。

ただいまから書記をして常任委員会開催通知等を配付していただきます。

〔常任委員会開催通知配付〕

議長（引間サチ子君） 配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 配付漏れなしと認めます。

次の会議は、16日午前10時より再開することにいたします。

散 会

議長（引間サチ子君） 本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時50分散会

平成22年第4回

大泉町議会定例会会議録

第 3 号

(9月16日)

平成 2 2 年第 4 回大泉町議会定例会会議録第 3 号

平成 2 2 年 9 月 1 6 日（木曜日）

議事日程 第 3 号

平成 2 2 年 9 月 1 6 日（木曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 議員派遣について
- 第 2 議案第 5 0 号 平成 2 1 年度大泉町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 議案第 5 1 号 平成 2 1 年度大泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第 5 2 号 平成 2 1 年度大泉町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第 5 3 号 平成 2 1 年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第 5 4 号 平成 2 1 年度大泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第 5 5 号 平成 2 1 年度大泉町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第 5 6 号 平成 2 1 年度大泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第 5 7 号 平成 2 1 年度大泉町水道事業会計決算認定について
- 第 1 0 発議第 6 号 大泉町議会議員の議員報酬等に関する条例及び大泉町議会議員の議員報酬等の支給制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 5 8 号 大泉町特別職の職員の給与及び旅費支給条例及び大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 平成 2 1 年請願第 3 号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願書
(委員会報告)
- 第 1 3 閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	田邊信雄君	2番	山口将君
3番	浅野正己君	4番	津久井明人君
5番	新井典夫君	6番	青木満君
7番	河田敏勝君	8番	渡邊明君
9番	平田昌利君	10番	森昌彦君
11番	金井茂夫君	12番	村山俊明君
13番	村山博茂君	14番	安田博敏君
15番	引間サチ子君	16番	川島洋君
17番	久保田一郎君	18番	金子光国君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	斉藤直身君	副町長	太田吉易君
教育長	千葉優君	総務部長	入谷祐司君
企画部長	大塚勝美君	財務部長兼 会計管理者	築比地正昭君
社会福祉部長	大塚治男君	健康推進部長	持田健司君
住民経済部長	大野節雄君	都市建設部長	神谷隆夫君
生活環境部長	川島正一君	教育部長	都丸隆君
総務部副部長 兼総務課長	鹿沼邦博君	企画部副部長 兼広報情報課長	大越邦夫君
財務部長 財政課長	井達清久君	社会福祉部長 福祉課長	岡田輝美君
健康推進部 健康づくり課長	久保田松江君	住民経済部長 住民課長	川島英一君
都市建設部 副部長 兼都市整備課長	荻野久一君	生活環境部長 下水道課長	宮永幸治君
教育部副部長 兼生涯学習課長	岩瀬幹雄君	教育委員長	木村多恵子君
農業委員会長	服部和悦君	監査委員	河内初光君

事務局職員出席者

事務局長	飯田健	書記	坂本武志
書記	石川肇	書記	中繁尚之

開 議

午前 10 時開議

議長（引間サチ子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。定足数に達しておりますので、平成22年第4回大泉町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

これより日程に従って順次議事を進めてまいります。

日程第1 議員派遣について

議長（引間サチ子君） 日程第1、議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣については、会議規則第121条第1項の規定により、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、派遣することに決定をいたしました。

なお、この件につきまして、この後、一部変更が生じた場合には、議長にご一任いただきたいと存じますけれども、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、さよう決定をいたしました。

日程第2 議案第50号 平成21年度大泉町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（引間サチ子君） 日程第2、議案第50号 平成21年度大泉町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案については、去る3日の会議において説明を受け、さらに休会中の委員会において調査を行ったものでありますから、直ちに審議を行うことにいたします。

お諮りいたします。

審議の方法は、歳入一括、歳出款ごと、最後に総括質疑を行うことにいたしたいと存じますが、ご異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、さよう決定をいたしました。

ここで議長から要望をいたします。

質問者につきましては、質疑事項を簡潔に、そしてページ数並びに答弁を求める当局者を明確にご指示をお願いいたします。

また、答弁者は明瞭に要点をお答え願ひ、審議の促進にご協力をお願いいたします。
これより一般会計の質疑を行います。

まず、歳入全般について行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 歳入全般についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。

第1款議会費の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 議会費の質疑を終わります。

第2款総務費の質疑を行います。

村山俊明議員。

〔12番 村山俊明君発言〕

12番（村山俊明君） 議席12番村山俊明です。

歳入歳出決算書事項別明細書87ページの2款1項10目総務管理費の自治振興費、防犯対策事業の防犯パトロール補助金1,449万3,150円及び東小泉駅前安全センター管理事業410万247円について、実績報告書43ページ、大泉町東小泉安全センターの相談実施について、入谷総務部長にご質問いたします。

東小泉駅前安全センターが設置された当初の目的は、町で交番にかわる施設を設置することでした。さらに、大泉警察署と協議を行い、警察官のパトロールの際は、安全センターに立ち寄りいただき、交番と同様な活用をするということが検討されております。

平成21年度の予算編成方針には、防犯対策につきまして、犯罪の認知件数は憂慮すべき状況にあり、今後も警察を初めとする関係機関や町民皆様と一致協力して犯罪の減少を積極的に取り組んでまいりますと述べており、さらに、安全・安心パトロール及び地域防犯の拠点として設置された東小泉駅前安全センターの充実等もうたっており、同様に、平成22年の編成方針にも記載されております。

群馬県の市町村別人口10万人当たりの犯罪発生状況を見ますと、過去3年間、本町はワースト1位という不名誉な順位につき、数年前に実施されました町民アンケートの一番要望されている安心・安全なまちづくりと相反しているところでございます。

平成17年度に東小泉駅前安全センターを設置する際には、一部まちづくり交付金を利用し、解体施設等の工事費1,204万3,500円を支出し、平成21年度は、防犯パトロール補助金と東小泉駅前安全センター管理事業のトータルで1,859万3,397円の投資的効果が成果としてあらわれていないように思っております。

また、実績報告書では、東小泉駅前安全センター相談事業等の内容におきましては、合計件数892件中、休憩立ち寄りが518件、警察官の立ち寄りには15件しかなく、安全センター自体の役割に対して疑問に思います。

一般町民からは、安全パトロール事業に対しての多少の犯罪抑制にはなっているかもし

れないが、目に見えた成果がないのではないかという声が寄せられており、都内の繁華街等で積極的に声かけや防犯活動をしている例を参考に、パトロール内容について再度事業の検討が必要と考えられますが、21年度におきましては検討されたのか、まず最初にお伺いいたします。

議長（引間サチ子君） 入谷総務部長。

〔総務部長 入谷祐司君発言〕

総務部長（入谷祐司君） 村山俊明議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

安全・安心パトロールと、それから、東小泉駅前安全センターの運営についての、その投資的効果ということでご質問でございますが、安全・安心パトロールにつきましては、ちょうどことしで10年目を迎えているところでございます。それから、東小泉駅前安全センターにつきましては、西小泉からの移設で、西小泉から継続いたしますと9年目ということになります。

こうした中で、いろいろパトロールにつきましては、今まで10年間で、ことしも含めると1億1,000万円ほど経費をかけているわけでございますが、そうした中、緊急雇用創出基金やまちづくり交付金を活用いたしまして、直接の負担は4,200万円ほどになります。

それから、安全センターにつきましては、今まで1,450万円ぐらいかけておりますが、これは相談員の経費でございますが、1,450万円のうち町の負担が1,100万円、こういった投資を行ってきているところでございますが、その効果ということでございますが、町内の犯罪件数は、年によって増加することもございますが、全体的には減少傾向でございます。県下の犯罪件数も減少傾向にあると。このすべてが安全・安心パトロールの成果であると言い切れない面もございますが、それからまた、安全センターの相談員の成果ということでも言い切れない面もございますが、安全パトロール、それから安全センターの相談員につきましては、形にあらわれない、また、目に見えない抑止効果が非常に大きいのではないかと考えているところでございます。

こういったパトロールや駅前安全センターを設置していなかったら、犯罪件数がさらに増加していたかもしれません。また、町民の皆さんの声につきましても、パトロールの皆さんに会うと安心する、また、駅の利用者なども東小泉の相談員さんがいてくれるので喜ばれているという現状もございます。

そうした中で、パトロールの方法について検討されたのかということでございますが、立ち寄り件数、警察官の安全センターへの立ち寄りということでございますが、もともとうちのほうでも警察官に対して、安全センターに立ち寄ってくださいということで、要請に基づいて警察官が立ち寄るようになったところでございますが、昨年は一昨年に比べますと、大分立ち寄り件数が少なくなっているようでございますので、これからまた改めて大泉警察のほうへ立ち寄っていただくよう要請してまいりたい、そう思っているところでございます。

議長（引間サチ子君） 村山俊明議員。

〔 1 2 番 村山俊明君発言 〕

1 2 番（村山俊明君） ただいま入谷総務部長から答弁いただきました。

本町のやはり犯罪件数の中で、私の記憶によりますと、大体40%強が外国人に絡む刑法犯が多いというふうに取り扱っております。そんな中で、100件中約四十数件が外国人ということ、やはり外国人の安全パトロールの隊員というわけでもないですけれども、そういう起用も今後考えなくてはならないというふうには考えておりますが、その点についてもう一度聞きたいと思っております。

また、斉藤町長にこの後1点質問したいと思っておりますけれども、今まで町行政として、警察とどのような連携をとってきたかということをお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（引間サチ子君） 入谷総務部長。

〔 総務部長 入谷祐司君発言 〕

総務部長（入谷祐司君） 安全パトロールの方法の検討ということでございますが、これまで常々パトロール隊につきましては、パトロール中に気がついたことへの臨機応変な対応を指導しているところでございます。村山議員さんご指摘のその検討でございますが、今まで進めてきた対応につきましては、自転車の2人乗りの注意、それから自転車の無灯火、放置自動車の確認と報告、道路の危険箇所報告、ホームレスへの対応、住民からの苦情等の伝達、交通事故における対応等々、現在も行わせているところでございますが、それがもし徹底されていない部分があれば、またこれから今後さらに検討していきたい。

それから、先ほど村山議員さんのお話にもございましたが、犯罪件数にも外国人絡みの件数もかなり多いということで、これからはまたパトロール隊につきましても、そういった外国語が話せるパトロール員が可能かどうか、そういった点も検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔 町長 斉藤直身君発言 〕

町長（斉藤直身君） 村山議員さんのまことに的確なご指摘ありがとうございます。

確かに群馬県内において本町はワーストワン、またはワーストツーという状況にあることは事実でございます。警察官の活動状況についても十分に対応するように、私も大平前署長と、今度新しくかわりました松本署長とも機会あるごとに話をしているわけでございます。人口に対する犯罪件数及び警察官の職員の数が少ないのではないかとということで、私は県知事にもお願いして増員を図っておるところでございます。いずれにしても本町は、議員さんご指摘のとおり、15%強の外国人を抱えている特殊性をかんがみますと、認知件数の40%が外国人であるという事情も考慮に入れていただきたいということもお願いしている状況でございます。少なくともあらゆる機会を、東小泉のセンターにも警察官が折を

見て立ち寄るようにということは、今度、署長さんにお会いしたらお願いするつもりであります。

いずれにしても、全力をもって町民が防犯に対しては取り組まなければならない重要な課題であると思って認識している状態でありますので、議員さんともども、町を挙げて対策・対応に心がけていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（引間サチ子君） 村山俊明議員。

〔 12番 村山俊明君発言 〕

12番（村山俊明君） 今後は防犯に対する意識をしっかりと持っていただき、また創意工夫しながら連携をとっていただきたい。そして、大泉町に警察官の増員という部分に関しては、これは町長とか、やはり議会がしっかりと要望していかなくては、なかなかかなうところがありませんので、その辺も踏まえて、今後ともこのワースト1位という汚名を返上するように、防犯活動は検討していただきたいと要望いたしまして私の質問を終わります。

以上です。

議長（引間サチ子君） 次に質問の方はいらっしゃいますか。

渡邊明議員。

〔 8番 渡邊 明君発言 〕

8番（渡邊 明君） 議席8番渡邊明です。

決算書8ページ、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳、1目戸籍住民基本台帳総務費の住民基本台帳ネットワーク事業について、まず最初に、大野住民経済部長に質問いたします。

最初にお断りしておきますが、この事業の略称を住基ネット事業ということで省略させていただきます。

住基ネット事業についてであります。大野部長もご承知のように、この事業は平成14年8月に第1稼働をされて、その後、16年4月より本稼働され、平成21年度は本稼働されて6年目の決算であります。

この間、一般質問並びに予算、決算で事あるごとに私のほうから指摘させていただいておりますが、さらに今回も21年度決算に当たって質問させていただきますが、事業の決算額が685万2,954円となっております。

私は、この件につきましては事業の目的の効果、これは100%発揮されているのであれば、多少なり許される面があるのかなと、こんな思いでいつも質問させていただいておりますが、21年度決算で、この事業が100%発揮していないのではないかと、こんなふうに思っております。

前年と同じように、この21年度決算が電算機器使用料が621万5,580円、これが業者に支払われておりますが、需用費で住基カード無料発行を含めて63万7,374円を利用しております。この事業の内容については、所管の委員会の決算調査を私自身も傍聴させていただき

まして、ある程度は、この21年度決算状況は、理解をしているわけですが、二、三、傍聴していても理解できない、あるいは数字的に明らかにしたほうがいいのではないのかなと、こんな思いがしておりますので、改めて委員会の皆様には申しわけありませんが、確認の意味で質問させていただきます。

1つは、住基カードの21年度発行枚数は301枚とのことですが、恐らく21年度から3年間の事業の無料発行が、20、21、22年ですか、広報紙やあらゆる機会にPR、発行の推進に、担当職員はもちろんのこと町を挙げて取り組んだにもかかわらず、なぜ前年20年度の307枚より下回ってしまったのか。無料ですから、私はもう何千人も殺到して発行するのかなというふうに、私は基本的には反対というか、賛成できないわけですが、しかし、無料という住民サービスという町の方針である以上は、住民サービスであるなら、住民が喜んで発行をお願いしてくるというふうに理解したが、結果的には、21年度は前年度より下回ってしまったと。町の担当が総力を挙げてやったにもかかわらず下がったと。この原因については何なのかをまず明確にしていきたい。

それから、2点目は、住基カードの1枚当たりの単価は、ある委員さんによると1,000円、ある委員さんに聞くと2,000円とも言われて、私がずっとかねてから質問して、18年の質問のときに単価を確認したときは1,400円だと、こういう説明を受けたわけですが、この点についても明確な数字ではないというようなご答弁をいただいておりますので、改めて正確な住基カードの1枚当たりの本当の単価は幾らなのか、これをここで明確に答弁をお願いしたいと思います。

3点目は、住基カードは原則として500円で、20年度より22年度までは3年間は無料発行ですが、それ以前は500円で貸与する、貸していただいたわけですが、この不平等、不公平さという点で、私は指摘した経緯がございます。最初まじめにいち早く手に入れた人は有料。ところがのんびりして、ま、いいか、要らないかという人には無料と、こんなばかげた事業は、私はないということで、以前も指摘したことがありますが、これがまかり通っている21年度の決算、これは全く納得がいきません。

この点について、カードはあくまでも貸し出しでございます。法的に位置づけられています。返還をしてもらわなければならない。いわゆる不必要になった場合、移転したり死亡した場合は返還してもらわなければいけない、こういう品物でございます。

現在、21年度決算時で966枚発行済みとのことですが、21年度までどのくらい死亡等で返還されているのか。そして、966枚の所持している方の保管状況、当然貸しているわけですから、これはなくなったりなんかしたら届けたり、あるいは、後でまた申し上げますが、不正に使われたら大変なことです。これは管理責任もあるわけです。これがどの程度管理、把握されているのか。

それから最後に、一番大事なことでもあるんですが、先ほど冒頭に申し上げました電算機器使用料約620万円以上が、毎年、毎年投入されているわけですが、100%本稼働していないにもかかわらず、機能が発揮していないにもかかわらず納めていると。

これは、せめて100%離脱でこの事業をなくすことが一番望ましいんですけども、それができないということでございますので、せめて100%稼働するまでは半額にしてくれとか、あるいは3分の1にしてくれとかということで、業者をお願いをして、価格の値下げをする必要があるということをおはかねてから言っていますが、これも4年の契約期間ということもあるので、途中ではなかなか難しいと、こういう説明を受けた経緯がございますので、21年度はどの程度まで業者と交渉し、また値引きの方向で動いているのかどうか。その進捗状況を教えていただきたい。まず最初に4点について質問させていただきます。

議長（引間サチ子君） 大野住民経済部長。

〔住民経済部長 大野節雄君発言〕

住民経済部長（大野節雄君） 渡邊議員さんの質問にお答えいたします。

1点目の昨年度より発行枚数が少なくなった理由でございますが、有料のときは最高で132枚ございました。無料後は20年度が307枚、21年度が301枚でございますので、前年度より6枚少なくなっております。それは、無料後は300枚で安定していると我々は考えております。ですから、今後も300枚を下らないように、それ以上になるように普及に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2点目の住基カードの単価でございますが、住基カードの購入価格は、消費税込みで1枚1,522円でございます。

3点目の住基カードの返却、貸し出し後の管理について申し上げます。

住基カードの返却は、死亡や転出などに返却されます。平成22年度末までに94枚の返却がございました。また、貸し出し後の管理につきましては、住基カード交付簿にて管理しております。

4点目の電算機器使用料の見直しの努力でございますが、現在の契約が平成20年度から23年度までとなっておりますので、委託契約中のため平成21年度は料金の変更はできません。平成24年に向けて、現在21年度においても、今後においても、近隣の調査とか発行枚数とか、近隣における委託契約の金額とかを調査・研究をしておりますので、その際には見直しの努力をいたし、減額するようにと考えております。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） ただいま大野部長から答弁をいただきました。

数字と申しますか、データは正確なほうがいいのかということ、改めて答弁をいただきまして納得しました。

電算機器使用料の見直しについては、契約途中でございますので、今のところは値引きによって具体的な数字はあられないということでございますが、今後、引き続き再契約に当たっては、値下げ、その他の値引き交渉の努力をしていただけるということでございますので、大野部長の一つ采配を十分発揮していただいて、大幅に値下げができるよう強

く要望して、大野部長に対する質問は終わらせていただきます。

次に、齊藤町長に質問させていただきます。

回数の制限がありますので、当初、わかりやすく住基カードと住基ネット事業を分けて質問するつもりでございましたが、これを1と2の2点の質問内容ということで質問させていただきますので、ご了承ください。

まず最初に、住基カードの発行が進まない理由というのは、私は、今部長が説明したけれども、確かに有料から無料にすれば当然ふえる、これは自然の法則かなというふうに思っておりますし、しかし、無料にした中で、次年度の21年度本決算では、それが前回無料にした実績より下回ってしまったと。300枚というのは何を基準にして、部長がなぜその300枚を下回らないということを基準にしたのかちょっと理解ができませんが、私は、本当に住民サービスにつながる住基カードの目的があるならば、もっと目標が高くていいのかなと。やはり、それなりの控え目な根拠、理由が部長にもあるのかなと、こんな思いをしておりますが、町長に認識していただきたい、理解していただきたいのは、こうした無料にもかかわらず進まないということ、いわゆる発行枚数がふえないということ。これは、要は何事もそうですけれども、住民から起きた要望ではないということなんですよ。

住民サービスであれば、それにこたえて町が一定の負担、お金をかけてでも無料化して発行しようというのであれば飛びついてくる、だれだって。例えば、これを窓口での住民票を含めた証明書の無料発行だということになれば、これは必要でなければ来ませんけれども、必要のある方は本当に有効に利用するという。むしろ住基カードを発行する住民サービスをするのだったら、本当の住民のためになる、サービスになる住民票等の証明書の無料発行、これに私は切りかえるべきだというふうに思います。

なぜ進まないのかと、先ほど言ったように、必要性がないからであります。なぜこれを無料化に国がしてきたかという、この根拠、いわゆる裏をしっかりと町長は認識してもらいたい。

これは、私も一般質問や今までの中でもお話ししたように、国の施策、これは当時、自公政権のときでございますが、財界の要望にこたえているんですよ。IT企業の要望にこたえて機器の販売、端末機の販売、カード会社のカードの販売。カードに限っていえば、カード会社の販売は当初の約束と違うのではないかと、こんなに販売できないのでは赤字だよと、何とかしてくれと、こういう圧力に政府は屈して、じゃ無料化、国が交付してでも、無料化してでも販売を促進しましょうと。これが本来の住基ネット、住基カードのねらいであるということをおね、これは要するに、国の要望と財界や企業の要望と、町民の要望とはかけ離れているものだ。ここに最大のカードの発行がなかなか進まない要因であるということなんですよ。

だから、本当に住民サービスということであれば、私が言ったように、窓口の証明書発行を無料にして、住基カードは有料にすべきだということでもありますので、この点をまず認識をしていただきたい。

そういう点で、こうした企業の要望には忠実に従った、これは行政ですから、国の方針ですから、上位法でやらざるを得ないということはわかりますけれども、やはり問題点がはっきりしたら、町のトップである町長から、関係市町村会等を通して国に意見を上げる必要があると思うんですよ。それで、交付団体の場合は1,000円の交付金がありけれども、本町は不交付ですから、出ないわけですよ。全く町単の財源でこれを紹介しているわけですから、1,522円の単価を無料で配布しているわけですから、この点についての見直しは、やはり緊急の問題だと。

それで、またどうしても必要であり、また有効性があったときに改めてやればいいことであって、今必要性がない。これをやることによって、次に何を求めているかという、今度は証明書の自動発行機、これを進めるためにはカードが十分普及しなければできないから、早くカードをまず先行して普及させて、次は、じゃカードを持ったって意味がないじゃないかと、それでは、自動発行機を各自治体、役場に備えつけましょうと……

議長（引間サチ子君） 渡邊議員に申し上げます。

質問の途中でございますけれども……

8番（渡邊 明君） 21年度の決算内容です。

議長（引間サチ子君） もちろん決算ということでわかりますが、質問の内容を要点をもう少し絞ってお願いいたします。

8番（渡邊 明君） はい、わかりました。

住基カードの発行が、要するに21年度の決算で無駄だと、そういう事業だったということの裏づけの説明をしているわけでございますが、全く21年度決算の内容とかけ離れておりませんので、21年度のカードの発行の裏には、そうした企業や財界の要望で機械の販売を促進するねらいがあるという、それを国が金をかけてまで応援しているという、こういう事業をまず見抜いて、町長も対応をしていただきたい。

この点について、私は、住基カードの無料発行は、一応国の方針で3年間ということで、これはやむを得ないかと思いますが、3年後は有料化にもとに戻すべきだと私は思います。

次に、2点目について、住基ネット事業について質問させていただきます。

この住基ネット事業については、サーバーを接続していない自治体が、言うまでもなく東京都の国立市と福島県矢祭町で、接続をしていないわけでございますが、これについても委員会の質疑で明らかになったことは、行政的なやはり勧告、接続の勧告、指導はあるけれども、ペナルティーはないということでございます。これは今までの私の一般質問等の中でも明らかになっていることでございますが、接続しなくてもペナルティーがないんですよ。

そのお金は、各自治体に聞くと、矢祭に私も実際に視察に行って聞きましたけれども、この住基ネット事業のお金を住民サービスに回しているということで、大変有効的であり、また住基ネット事業に接続しなくても、だれ一人住民から意見、あるいは文句は出ていないということでございますので、この点についてもしっかりと検討をしていただければと。

さらに、重視すべきことは、最近の新聞でも明らかなように、名古屋市の市長も離脱を表明して、来年度2011年度の予算からは計上しないという動きになっております。

そして、そうした動きがなぜ出ているかということ、現在の総務大臣、原口大臣でございますが、民主党が野党時代に、この住基ネット事業の廃止法案、これを提出した経過がある。自民党から今度政権交代をして民主党になって、この間、先日新しく代表選でまた改めて菅総理が再選されたわけでございますが、民主党の新しい政権のもとでは、将来、この住基ネット事業は、蓮舫さん等による事業仕分けで当然問題にされて、何らかの手が下される。だから、今のままの状態では済まないよというのは、この今までの民主党の一連の流れから明らかであります。こうした流れをしっかりと行政が踏まえてやらないと、とんでもない先行投資が水の泡で無駄になってしまうと。こういう21年度の決算事業については、厳しく私は指摘をしておきたいと。

そういう点で、政治の流れを無視して、ただ国の事業だからということで永遠に続けていくという、こんな能のない政治がいいのだろうかということで、この点についてはしっかりと関連した自治体、横のつながり等をもって国へしっかりと調査するなり、必要であれば要望をすることが大事だというふうに思います。

この2点について、一応町のトップである、この事業が導入されてから町長になったわけでございますが、大変いろんな点でわかりにくい点があるかと思っておりますけれども、こうした一連の流れ、本町の21年度の決算でこれだけの金額を投資する価値があったのかどうか。この2つの点について、町長の見解をお願いします。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 住基ネットについては、私も町長になってから、問題として考えなくてはならない課題かなということで、いろいろ考えさせていただいております。

国の事業として、私は、これはやはり長期展望に立った施策等の中で取り入れられた事業でございます。極端に言うと、あらゆるサービスを住基ネット台帳によってコントロールできると、保険証1枚もその中に組み入れられるという部分があるので、サービスと効率化ということに関しては、国が住基ネットを使おうという形で進められた事業だと認識しております。それを反対するとか取り入れるということは、国の政策に対して謀反を起こすことになるので、私はあくまで国の政策に対しては従うべきだという考えであります。

できるだけ住民がわかりやすく、この辺については、国が考えることですべての効率化についてこのカードが必要だということに対してご理解いただくという方針を町がとるべきではないかと思っております。なるべく住民に負担をかけないように引き続き無料で取り扱っていきたいと思っております。

そういうことで、今後、そのためのリプレースの経費節減については、契約委託業者との契約期限切れ後の折衝については、十分慎重にというか、前向きに経費節減で取り扱っ

ていただくようお願いするつもりであります。

いずれにしても国の動向、または近隣の町村の動向等を見て、取り扱っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔 8 番 渡邊 明君発言 〕

8 番（渡邊 明君） 改めて町長に質問させていただきます。

行政側の執行する立場とすれば、当然国の方針に従事し、上位法で肅々と従っていくという気持ちはよくわかります。

しかし、今までの事業内容、いろんなことで私も指摘した経緯がございますが、必ずしも国のことがすべてよしというものばかりでないよということも、事実で証明されていることも、ご承知のわけがございますから、この点についても、そういう事業の目的の裏にはそういうものがあるんだよと。それと同時に、政権がかわれば、また今までもいろんな医療制度やいろんな点で、もうはっきりした面もありますが、変わるんだと、その事業の方向性が。

もちろん、それが変われば変わって、上の方針が変わればそれに従うということで、きれいごとで言えばそのとおりなんだけれども、しかし、その前に無駄な投資にならないように、町長もさっき最後にいろんな見直しをして、なるべく経費がかからないように努力するということがございますので、それは当然、一つ大いに進めてもらいたいわけがございますが、21年度でこの事業全般で約680万、もうこの間、準備から7年以上たっているわけですが、約1億円近いお金を投資しているわけですから、その効果を発揮しているのであれば、住基カードを大いに推進しなさいよと。進んでいないものは慎重に対応したほうがいいよと。ばらまきをしてどんどん推進して、それが使えなくなったり、それが無駄だということにならないように、慎重に対応して、無料化までする必要はないよと。

ですから、それは次期は有料化をして、それで必要だと住民から多くの要望があれば、また検討すればいいことであって、100%の事業内容が具体的に効果を発揮するまでは、慎重にぜひ町長が先ほど言ったように、対応してもらいたいなど。

それで、住基カードをみだりに発行するとどういうことが起きるか、これは最近の新聞紙上をにぎわしておりますが、カード詐欺が今起きていると、住基カードの。皆さんもご存じのように、特に千葉県では、最近のわずかの2カ月、7月、8月だけでも、千葉県内だけでも8件被害が起きております。いわば、住基カードを窓口で不正発行してもらって、それを利用していろんなローンを組んだり、あるいは金融貸し出しの証明にいわゆる身分証明にかわるということでもありますから、それを悪用して詐欺行為なり、振り込め詐欺が行われていると、こういう内容です。

ですから、一步間違うと、便利であるけれども、むやみに町が推奨して大幅にこれがふえてはらんすると、こういう問題も起きてくるんだと。当然、発行した側の町の責任も問われるんですよ。ですから、もちろん発行するときには十分説明をして、そういうこと

のないように、窓口で、大野部長のところまで頑張ってもらいたいわけですが、そういうことも含めて、慎重には慎重を期して、むやみに発行すべきではないよと、こういうことでございます。

それで、住基事業につきましては、国の動向も変化しつつありますので、また、名古屋の動きがどうなるかによって、来年度の予算計上の中ではっきりするわけですが、それいかによっては、全国で怒濤のように離脱ということが私は起きると。それはそうですよね、何千万、大きな市は何億の金はその住基ネット事業につき込まれると、住民サービスに回せないわけですから。それが可能であれば、当然そういう動きになるわけですから、余りこれにこだわって、国の方針だからやりましょう、やりましょうということではなくて、そうした全国の、あるいは他の自治体の動向を見ながら対応するために、慎重にも慎重を期して、これを進めてもらいたいなど、こんな思いでありますので、私は決してこれを今すぐ離脱しろということは言いませんけれども、経費については、必要最小限に抑えて慎重に対応してもらいたいなど。そして、国の動向、他の自治体の動向を見ながら、必要に応じて適切な対応を大泉町としてもやってもらいたいと、こんな願いで、一つ町長の最後見解をお聞きして終わります。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 渡邊議員さんのおっしゃるとおり、慎重に対応して、これについては国の動向を見て、少なくとも業者に対しては経費の削減についてお願いするつもりではあります。

よろしくをお願いします。

議長（引間サチ子君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 総務費の質疑を終わります。

第3款民生費の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 民生費の質疑を終わります。

第4款衛生費の質疑を行います。

渡邊明議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） 議席8番渡邊明です。

決算書143ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費と、同じく147ページの3目母子保健費に関連して、最初に持田健康推進部長に質問いたします。

実績報告書が134ページ、がん検診及び144ページ、（10）特定不妊治療助成事業を参考にして質問させていただきます。

健康増進事業のがん検診委託料に21年度決算では2,740万1,880円と、特定不妊治療助成

事業が191万6,287円計上されておりますが、この事業の目的と投資効果について、まず質問いたします。

議長（引間サチ子君） 持田健康推進部長。

〔健康推進部長 持田健司君発言〕

健康推進部長（持田健司君） 渡邊議員さんのご質問にお答えします。

がん検診と特定不妊治療助成事業の事業目的と投資効果ということでございますが、がん検診につきましては、がんを早期に発見し、早期治療につなげるための検診でございます。特定不妊治療助成事業につきましては、不妊症のため子供を希望しながらも恵まれない夫婦への支援をすることを目的に実施している事業でございます。

投資効果といたしましては、がん検診委託料の平成21年度の実績からがん検診の発見数を見てみますと、胃がんの発見数が4人、肺がんの発見数は5人、子宮がんの発見数が2人、乳がん発見数が6人、前立腺がんの発見数が12人でございました。この方々につきましては、早期発見し、早期治療につなげることができたと思っています。

また、特定不妊治療助成事業の関係でございますが、3年間の利用状況を見てみますと、平成19年度が17人、平成20年度が18人、21年度が24人でございます。この事業を利用されました方の中で、妊娠されました方々につきましては、平成19年度7人、平成20年度で2人、平成21年度で7人となっており、担当といたしましては、この事業につきまして効果があったと考えております。

以上です。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） 2回目の質問を引き続き持田部長にさせていただきますが、ただいま具体的な数字、投資効果についての説明をいただきました。

21年度は、所期の目的を達成するために、保健センターを中心にした関係の皆さんが大変努力されたということについては理解をしております。

しかし、その結果は、検診率の一定の前進は評価できますが、先ほど持田部長も具体的な発見数を挙げていただきましたが、一つの指標として、このがん検診の受診した方の要精密検査、これは疑いといいますか、影があるとかいろんな点で、もう一度精密に調査したほうがいいですよと、専門の医者に行って診てもらったほうがいいですよと、こういう所見をいただいた、注意をいただいた、通知をいただいた方の数、これを一つ参考に見ていただきたいわけですが、この要精密検査と判定された方が前年対比で、21年度は肺がん検診を除いてすべて大幅というか、数字が小さいですから大幅と言いますが、かなりふえている、努力にもかかわらず。

これは、やはり町長の言う自己管理の問題も含まれますけれども、こうした検査の結果はこういうことで、20年度より21年度のほうが若干、また一定の数ふえていますよと、こういう指摘が専門医からされているわけでございます。

特に、注目すべき点は、子宮頸部がんについては、19年度は10人、20年度は15人、そして21年度の本決算書では21人という実績が示されております。この3年間で子宮頸がんにかかる疑いを持たれた方が2倍にもふえている。この2倍ふえているのは、子宮頸部がんの検診だけであります。ここを一つ念頭に置いて聞いていただきたいのですが、まさに異常なふえ方があるわけです。

その影響もあって、2つ目の参考に出している不妊治療助成を受けた方、この数字も見ていただくとその裏づけがわかります。19年度は17人、20年度は18人、21年度は24人、要するに、この3年間毎年不妊治療の助成を受けている、もちろん不妊で悩んでいる方で助成を受けない方もたくさんいらっしゃると思いますが、実際数字で明らかになっているだけを見ても、この3年間でも1.5倍くらいふえているということでございます。

これは一つの例ではありますけれども、この子宮頸がんの発生率と不妊の問題は無関係ではないということを数字的に私は私なりに理解しているわけですが、数字的に示しているのではないかなと、こんなことを思います。

がん対策は検診を受けるのが目的ではなくて、がんでの死亡率を下げる、町民の命を守る、こういうことから1つは所期のねらい、目的があるわけでございますから、こうしたがんによって後の被害を未然に防ぐ、そういう点での大きな役割をこのがん検診事業は示しているのかなと。

それであるならば、効果的な手だても必要だと。こうした子宮頸がんの実績が3年間で2倍にもなってしまう。それに比例して不妊治療を受ける方がふえてしまうと。これはもちろん町の助成で1人当たり1回当たり10万円、不妊治療については補助しているわけですが、ふえればふえるほどこの支出がふえるわけでございますが、この点も踏まえて、必要なきときには必要な手だてが必要かなと。

こんな思いがするわけで、こうしたがん予防をするために、必要な手だては、できるものはいち早く手だてを加えて、そしてさらに、なかなか頑固ながん、なかなか難しいと言われるものは、それはいろいろと今後検討しながら対応して、一日も早く町内の善良なる町民が健康で長生きができるような、そうしたがんで家族が苦労しないような、悲惨な目に遭わないような、こういう町をつくってやりたいなと、こんな思いから、21年度の決算の実績を見て質問をさせていただいているわけですが、できることはいち早く、防げるものはいろんな手だて、お金が多少かかるけれどもこれもまさに先行投資であって、先ほどのカードの発行の金額からすれば、最も効果があって有効な投資を発揮できる先行投資でございますから、そういう無駄を排して、必要なところに必要なお金をかけると、こういう考えで、担当部長としてどのようにお考えなのか。がんの撲滅といいますか、がんの発生を防ぐための必要な手だてをこの21年度決算の数字を見てどのようにお考えなのか。担当部長として質問いたします。

議長（引間サチ子君） 持田健康推進部長。

〔健康推進部長 持田健司君発言〕

健康推進部長（持田健司君） 渡邊議員さんのご質問にお答えします。

議員さんのおっしゃるご指摘のとおり、各がん検診の要精密検査数につきましては、平成19年度から21年度、増加傾向でございます。また、各がんの検診結果といたしましては、がんの発見数もふえてきております。要精密検査数につきましては、ただいま渡邊議員さんのおっしゃるとおりの数でございます。また、要精密検査の結果からがんが発見された数につきましては、20年度に2人、21年度に2人と発見されてきております。

がん撲滅対策といたしましては、今後がん検診の重要性や各がんの検診事業のPRを図りながら、受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

また、子宮頸がんの予防の中で、子宮頸がんワクチン接種につきましては、先日一般質問でもご説明させていただきましたが、今後、国・県の動向を踏まえ、また館林・邑楽郡内の状況、また近隣市の状況を把握しながら、十分に検討してまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） 部長から前向きな答弁というか、部長みずから、やはり町を預かるがん対策といえますか、検診の担当、また保健の担当の課長もいらっしゃいますけれども、この際、ぜひ町長にもお願いをしたいと思っておりますけれども、未然に防げるものは、その投資は決して無駄ではないわけでございますので、大いに町民の生命、健康を守る立場で、惜しみない投資がこの21年度の決算を見て感じますので、町長としても医師の立場で、こうした点では我々以上に切実に感じているし、人間の生命を守るのが第一の職務として最前線で戦ってこられたわけでございますから、そういう気持ちをぜひ酌んでいただいて、本町からがんて悩む当事者はもちろん、家族が苦しまないような、そうした手だてをやはりぜひとも、他の動向とかいうことではなくて、大泉は大泉で、大泉の町民のためにやるんだよと、体を張ってやるよと、こういう姿勢が町長に、私は、前町長にはなかったやはりすばらしい斉藤町長だなということで、町民から拍手を受けるようなそういう決断をぜひやってもらいたいなと、こんな思いを常に私は持っているわけですが、医師だから慎重なんだよという気持ちもよく理解できますし、医師だからこそ決断も必要だと、私はそう思います。裏づけは財源の問題、あるいはいろんなクリアしなければならない問題もありますけれども、このがん対策、がん検診、そしてがん撲滅のためにひとはだ町長にこれからも一汗かいてもらいたいなと、こんな思いでございますが、町長のご見解をお聞きしたいと思っております。

議長（引間サチ子君） 斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君発言〕

町長（斉藤直身君） 渡邊議員さんのご説明はごもっともなんです。先行投資というのは無駄ではないということ、早期発見、早期治療が病気の対応には10分の1の経費で済むのは事実でございます。

それで、私はがんに対しては、まず第一に生活習慣をしっかりすると、規則正しい生活をする事。それと、定期健診を必ずすること、そういうことが、まず2つの大きな自分の意識改革をしていただかないと、がんというのはなかなか予防できません。

しかし、高齢になるとだれでも80歳を過ぎるとほとんどの人ががんでなくなるのが事実です。人間は枯れてくると抵抗力がなくなります。それで、がんで亡くなるのが当たり前の人生でございます。その辺はご認識いただきたいと思います。若い人ががんで亡くなるとか、倒れるということは非常に不幸なことございまして、したがって、若い人に対するその予防政策、投資は惜しまないつもりであります。

しかし、子宮頸がんに関しては、前回でも申し述べましたように、これは国の予防接種法にも入っておりません。そこで予算化はなかなかできませんけれども、150億円を国がそのための予算を概算要求するということでもありますので、国の動向を見ながら、その予算計上を取り入れていきたいと思っております。いずれにしても、これは接触感染による性病でございますので、認識をひとつ別にいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ないようでございますので、第4款については質疑を終わります。

ここで、議事運営上、午前11時15分まで休憩をいたします。

午前10時56分休憩

午前11時13分再開

議長（引間サチ子君） 休憩を解いて再開をいたします。

引き続き質問のほうをお願いいたします。

第5款農林水産業費の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 農林水産業費の質疑を終わります。

第6款商工費の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 商工費の質疑を終わります。

第7款土木費の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 土木費の質疑を終わります。

第8款消防費の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 消防費の質疑を終わります。

第9款教育費の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 教育費の質疑を終わります。

第10款公債費の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 公債費の質疑を終わります。

第11款諸支出金の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 諸支出金の質疑を終わります。

第12款予備費の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 予備費の質疑を終わります。

以上で款ごとの質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。

津久井明人議員。

〔4番 津久井明人君発言〕

4番（津久井明人君） 議席4番津久井明人です。

平成21年度一般会計決算の総括質疑をさせていただきます。

今決算の全体を見ますと、財政力指数1.17、実質収支比率4.0%、公債費比率5.4%と一定の評価ができる決算であり、無事21年度決算が上程できましたことは、執行部各位のご努力のたまものであると敬意と感謝を申し上げます。しかし、決算内容で将来に向けて気になる点がございまして、質問させていただきます。

それでは、築比地部長のほうに収納対策と公金管理について、2点質問いたします。

厳しい経済環境の中で、収納対策として、土曜、日曜、また時間外による訪問徴収、窓口の対応、さらには、滞納処分の差し押さえなど、職員一丸となった献身的な取り組みには改めて敬意と感謝を申し上げ、高く評価をするところです。

しかし、厳しい財政状況の中で、収納率の決算状況は目標を下回っています。今後においても円高や株安など不安要素が多く、そのような状況でなかなか課税額の大きな増加は期待できないわけでありまして、自主財源の確保には収納率の向上がより一層重要になります。収納対策については、収納率低下の要因や今後の対策等、十分審議が行われたと理解をしておりますが、今後も収納対策の充実をお願いいたします。

そこで、今年度も5カ月が経過したわけでありましたが、その状況について、まずは伺います。

続いて、2点目の質問ですが、中小企業向けの融資を専門的に行っていた日本振興銀行が経営に行き詰まり破綻しました。今回の破綻処分で、初めてペイオフが実施されることになりました。ご案内のとおり、ペイオフは金融機関が破綻した場合に、預金保険制度に

基づきまして、預金保険機構に積み立てた保険金で、元本1,000万円とその利息を上限に預金者に払い戻すわけであります。

そこで、本町の公金管理の方法と、公金はペイオフの対象になるのか伺います。

議長（引間サチ子君） 築比地財務部長。

〔財務部長兼会計管理者 築比地正昭君発言〕

財務部長兼会計管理者（築比地正昭君） 津久井議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目の収納対策、本年度の収納状況でございますが、町税全体で8月31日現在で、前年比で現年度で2.5%、滞納分で1.1%、合計で1.8%の昨年から比べると同時期で増という形になっております。当然、昨年は非常に落ち込みをしたという形の中で、ことしは昨年を今の時点では上回っていると、これをできるだけもう少し伸ばしていきたいという形の中で、今後も収納率の向上のほうに努めていきたいという形で考えております。

続きまして、2点目のペイオフ関係でございますが、議員さんのご指摘のとおり、町の公金につきましては、1点としては普通預金という形、また基金等を定期預金という形、また、これは預託金という形で銀行等で貸し出しをしていただくという形の中で、銀行に預託をしている部分があります。そのうちの3種類という形の中で公金を管理しているわけでございますが、一応今度ペイオフの対象となるものにつきましては、これは普通預金と定期預金、これについては万が一破綻した場合はペイオフの対象になってくる。貸付金等の形で銀行に預託してある部分につきましては、これはペイオフの対象外という形でございます。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 津久井議員。

〔4番 津久井明人君発言〕

4番（津久井明人君） ありがとうございます。

1点目の今年度の状況、頑張ってくださいプラス方向だということで引き続きお願いしたいと思います。町県民税の収納率については、町民税、県民税を賦課したものであり、町の収納率低下というものは、県の収納率低下に直結をいたします。法人も県税、町税があり、自動車関係でも軽自動車は町、普通自動車は県ということですが、滞納者については共通する部分があると推測をします。地方税は県と町との関係が非常に大きいと考えますが、現在、県とはどのように連携し、取り組んでいるのかを伺います。

それから、続いて2点目ですけれども、ペイオフでは保護措置がなくなって、金融機関が破綻した場合、自治体も預託金以外は元本の1,000万円とその利息までしか保証されないということでもあります。自治体の場合は個人とは異なりまして、その預金額も巨額でペイオフによって引き起こされる影響というものはかり知れないわけでもあります。

本町でも公金を預託金、普通預金、定期預金等で管理しているということでしたけれども、それぞれそれはどの程度あるのか伺います。これはわかる範囲で結構なんですけれど

も、また、金融関係などに預金する場合、選定基準や対策なども伺います。

議長（引間サチ子君） 築比地財務部長。

〔財務部長兼会計管理者 築比地正昭君発言〕

財務部長兼会計管理者（築比地正昭君） 津久井議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の徴収に関する県との連携という話でございますが、県との連携につきましては、差し押さえ物件の合同公売、合同の税の徴収、また滞納処分や徴収等の相談や研修等という形のところを現在連携をしているところでございます。

2点目のペイオフの関係でございますが、まず1点目、どのくらい現在、現金があるかという形の中で、これは現金は日々流動性がありますので、一応動いておりますが、現実的には、今8月31日現在で、普通預金のところに約19億5,000万程度、定期預金のところで約14億程度、それと預託金という形の中では約6億円、これは日々どんどんお金は入ってきて出ていくという形なので、合計するとかなり大きなお金というのを一応運用させていただいているわけでございますが、その点の中で、まずどのような観点の中でやっているかという形の中では、まず指定金融機関等につきましては、これはお金を預けるとか定期預金をする場合には、1点目としては自己資本比率、これを参考にさせていただいています。2点目というのは、それぞれの金融機関の格付会社というのがありまして、そこが発表している各金融機関の格付、また3点目としては、株式を上場している会社等につきましては、その株式の株価の動向、そんなようなところを総合的に勘案した中で一応管理をしているという形の中で、一部分は各機関のお金のほうも必要に応じたところで移動をさせているという形ですが、現在におきましては、大泉町がお金を預けている各金融機関等につきましては、問題がないというような形では認識しているところでございます。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 津久井議員。

〔4番 津久井明人君発言〕

4番（津久井明人君） ありがとうございます。

ただいま築比地部長のほうから答弁をいただきまして、県との連携については理解をいたしました。収納率向上のさらなる推進を期待しますが、収納対策の問題については、本町は小さな区域でありまして、徴収職員と滞納者とが友人、知人、親戚などの関係者がおりまして、同じ住民同士によるやりにくさやしがらみがありまして、市町村独自での取り組みといったものは、限界に来ていると考えます。

それで、1点目の収納対策について、最後の質問を斉藤町長のほうにいたしたいと思います。

私の過去の一般質問でも税の公平性と税収確保に向け、滞納整理専門組織の設立を提案した経緯もあります。近年では、多くの自治体で導入をしていますが、新たに、隣の長野県でも長野県地方税滞納整理機構の設立を目指し、現在取り組んでおります。今回、9月

の県、市町村の全議会で規約案を可決し、総務省に申請、そして来年23年度からの始動を目指しています。

そこで、今後の収納対策については、町単独では手に負えなくなり、県との連携がさらに必要な時期に来たと思いますけれども、町長のお考え方を伺います。また、滞納整理機構の設立など、県にも積極的に働きかける考えがあるか伺います。

続いて2点目の公金の管理の部分ですが、金融機関の選定基準については、金融機関の安全性を判断する手法として、格付、自己資本比率、株価などから総合的な判断を行っているということでありました。ほかの自治体では、金融機関の経営基盤について、情報の収集とその安全性について検討するチームを編成したり、安全性が高い債券運用や金融に強い職員の人材育成にも乗り出すなどの対策を行っているところもあります。

今後とも公金管理におけるペイオフ対策については、公金が町民から預かった公の財産であることを踏まえ、その損失をもたらしたくないよう安全性を何よりも優先することを基本としながら、運用の効率を求めていただきたいというふうに思います。引き続き正確な情報などを収集しながら、調査・研究を行い、万が一に備え、安全な公金管理運営をお願いしたいと思います。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） 津久井議員さんの広域での徴収はいかがということの検討ですけれども、長野県で早速それを取り入れているようでございますので、その提言を私も行っていきたいと思います。

金融機関の格付ですけれども、それはよく調査・研究して、公金が安全に担保されることをしっかり対策を行っていきたいと思います。

そのほかいろいろ研究機関、そういうものをつくったらいかがということのご質問だと思いますけれども、そういったことは担当課に言って編成して、できるだけ町民に安全な金融機関の情報を提供しながら、調査・研究しながら、投資的なものもあると思いますので、民間の企業に対しての偏りはなかなか難しいと思いますけれども、そういう中で公金の確保はしっかりと努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（引間サチ子君） ほかにございますか。

渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） 議席8番渡邊明です。

一般会計決算全般にわたって、齊藤町長に総括質問をさせていただきます。

最初に、素朴な質問で申しわけありませんが、本決算は前町長が予算組みをし、新町長、齊藤町長が執行された事業、中身が中心であるわけでございますが、町の行政執行を初めて体験をされて、その責務の責任といたしますか、重大性については大変苦勞をされたのかなというふうに、この1年間を見て感じております。

まず最初に、この初めて体験された21年度の決算の結果を振り返って、町長はどのように評価をしているのか、まず見解を質問いたします。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） お答えします。

21年度の決算については、確かに前町長さんの予算に対して執行している状況でありますので、現在、財政的には非常に厳しい年でありましたが、皆様のご協力でプラスの決算とさせていただきます。行政改革を積極的に推進して、安全・安心のまちづくりを初めとする各種事業の充実に努め、町民の幸福度を高めるよう、町民と行政を連携した協働のまちづくりを進め、予定した諸事業を順調に執行することが、おかげさまでできたと考えております。

以上です。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） 2回目の質問をさせていただきます。

町長もご承知のように、21年度決算は太田市との合併を議論している過程で、前町長が合併ありきの予算編成で当初は組み立てましたが、その後、新町長の誕生で合併予算の一部補正で手直しをした点については高く評価するものでございます。

しかし、住民要求や議会要望、これが十分反映されたかなというふうに、21年度決算の事業を1つ1つ見直してみますと、残念ながらまだ棚上げされたり、先送りになっている面も多々あるのかなと、こんな思いをしております。

しかし、初めての新町長、齊藤町長の行政執行、なかなか1年で実力を発揮することは大変難しいかなということで、それなりに評価をいただいて、ただいま町長から見解をいただいたわけですが、やはりこの21年度の決算を今後の行政執行に生かしていく上で、大変参考になる決算であると私は思いますので、この21年度決算を今後の行政執行に生かす上でもしっかりと町長も分析をしていただきたいなど。

ややもすると、よしとしてやったものが事業内容によっては若干問題があるし、手直しをしなければいけないものがまだまだそのまま残って21年度でも執行されたものもあります。こういう問題点を1つ1つチェックし、また、住民や議会の要望で21年度はぜひやってもらいたいと、こういう要望が出たにもかかわらず、それが反映できなかったのは何でなのかと、なぜできなかったのかということで、その点も含めて町長のほうからもしっかり今後の行政指導をする上で見直していただきたいなど、こんな思いを21年度決算を見て感じたわけですが、その点で、全体的な評価をただいまいただいたわけですが、この21年度が今後の齊藤町長の行政執行する上で、大変大きな参考資料ということになるのかなと。また、手直しする点も不備な点はしっかりとチェックをして手直しをすると。そして、今後の行政に生かすということでは、十分この21年度予算執行である決

算を吟味していただきたいというふうに思いますが、今後の行政執行に対して生かしていただきたいということでございますが、改めて町長の見解をお尋ねします。

議長（引間サチ子君） 齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君発言〕

町長（齊藤直身君） お答えします。

21年度の決算内容につきましては、議員さんご指摘のとおり、いろいろと評価をいただいております。その内容を十分検討し、21年度の現在予算を編成しながら執行しておるわけでございますけれども、その中で検討課題がまたいろいろと出てくると思いますので、執行の中で取り入れながらいきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

今後につきましても議員皆様、また町民の皆様のご要望等を踏まえた中で検討してまいりたいと考えておりますが、いずれにしても厳しい財政状況が続いておりますので、そのような状況の中でもいかにして効率よく住民サービスを執行できるかということについては、十分ご理解していただきたいと存じ上げます。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） 大変、町民にとっても我々議員にとっても温かい前向きな答弁というか、見解をいただきまして、ありがたく思っております。

ぜひ、齊藤町長におかれましては、健康に十分注意していただいて、町民の目線で常に行政を執行されるということで、していただいてきたわけでございますが、これからはやはり2年目でございます。新しい予算もみずからの手で全会一致でつくられたものが今執行されているわけでございます。そういう意味では、21年度の決算の実績をしっかりと先ほど町長からも述べられたように、踏まえていただいて、齊藤カラー、みずから選挙で公約した実現、そして、町民や議会要望が今後の中で生かされるように頑張っていたきたいという、この点について強く要望して終わります。

議長（引間サチ子君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第50号を提案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第3 議案第51号 平成21年度大泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（引間サチ子君） 日程第3、議案第51号 平成21年度大泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。

質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第51号を提案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第4 議案第52号 平成21年度大泉町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（引間サチ子君） 日程第4、議案第52号 平成21年度大泉町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。

質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第52号を提案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第5 議案第53号 平成21年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計 歳入歳出決算認定について

議長（引間サチ子君） 日程第5、議案第53号 平成21年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。

質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第53号を提案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第6 議案第54号 平成21年度大泉町介護保険事業特別会計歳入歳 出決算認定について

議長（引間サチ子君） 日程第6、議案第54号 平成21年度大泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。

質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。
採決を行います。

議案第54号を提案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第7 議案第55号 平成21年度大泉町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（引間サチ子君） 日程第7、議案第55号 平成21年度大泉町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。
よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。
質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。
採決を行います。

議案第55号を提案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第8 議案第56号 平成21年度大泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（引間サチ子君） 日程第8、議案第56号 平成21年度大泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。
よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。
質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。
採決を行います。

議案第56号を提案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第9 議案第57号 平成21年度大泉町水道事業会計決算認定について

議長（引間サチ子君） 日程第9、議案第57号 平成21年度大泉町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案の審議は収入支出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。
よって、本案の審議は収入支出一括にて行います。
質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。
採決を行います。

議案第57号を提案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第10 発議第6号 大泉町議会議員の議員報酬等に関する条例及び大泉町議会議員の議員報酬等の支給制限に関する条

例の一部を改正する条例について

議長（引間サチ子君） 日程第10、発議第6号 大泉町議会議員の議員報酬等に関する条例及び大泉町議会議員の議員報酬等の支給制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読をしていただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 提出者からの説明を求めます。

金井茂夫議員。

〔11番 金井茂夫君登壇〕

11番（金井茂夫君） 議席11番金井茂夫です。

命により、発議第6号 大泉町議会議員の議員報酬等に関する条例及び大泉町議会議員の議員報酬等の支給制限に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

過日の新聞報道によりますと、群馬県内において、議員報酬の日割り支給を導入しているのは県内35市町村中28議会となっており、みどり市においては9月定例会で日割り支給に改正予定でございます。

町民に開かれた議会を目指し、議会改革を推進しております本町議会としては、早急に議会費の削減にもつながる日割り支給に改正すべきと提案する次第でございます。

お手元に配付してございます条例改正案と現行対照表をあわせてごらんいただきたいと存じます。

第3条の支給方法等に定めます現状の月割り支給をその月の現日数による日割り計算方法に改正するものであります。

なお、議員報酬等の支給制限に関する条例についても、議員報酬を日割りにする関係から、その整合性を保つために合わせて改正を行うものです。また、附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（引間サチ子君） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

発議第6号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 5 8 号 大泉町特別職の職員の給与及び旅費支給条例及び大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（引間サチ子君） 日程第11、議案第58号 大泉町特別職の職員の給与及び旅費支給条例及び大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読をしていただきます。
飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 提出者からの説明を求めます。
斉藤町長。

〔町長 斉藤直身君登壇〕

町長（斉藤直身君） 議案第58号 大泉町特別職の職員の給与及び旅費支給条例及び大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、先ほど可決されました議員報酬同様に、町の特別職の職員が月の中途に就退任した場合に、その給料または報酬を日割り等の計算により支給することといたしたく、提案するものでございます。

お手元に配付してございます参考資料をあわせてごらんいただきたいと存じます。

第1条の大泉町特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部改正では、第3条の改正を行い、町長及び副町長が月の途中で就退任した場合は、日割り計算により給料を支給する旨の規定を設け、あわせて規定の整備を行うものでございます。

また、既存の第3条に規定していましたが「通勤手当」に関しましては、新たに第4条として設けるものでございます。

なお、教育長の給料につきましては、大泉町教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例第4条において「町長等の例による」とされておりますことを申し添えます。

次に、第2条の大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正では、第5条の改正を行い、月額報酬、年額報酬のいずれにつきましても、月または年の中途において就退任した場合は、日割りまたは月割りにより計算し、報酬を支給しようとするものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長（引間サチ子君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第58号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（引間サチ子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議事運営上、午後1時まで休憩といたします。

午前11時50分休憩

午後1時再開

議長（引間サチ子君） 休憩を解いて再開をいたします。

日程第12 平成21年請願第3号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学
童保育・子育て支援予算の大幅増額を
求める意見書提出を求める請願書（委
員会報告）

議長（引間サチ子君） 日程第12、平成21年請願第3号 現行保育制度の堅持・拡充と
保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願書（委員会
報告）を議題といたします。

本請願につきましては、付託された福祉・文教常任委員会委員長から審査報告がなされ
ておりますので、事務局長をして朗読をしていただきます。

飯田事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（引間サチ子君） 福祉・文教常任委員会、新井典夫委員長の説明を求めます。

新井典夫委員長。

〔福祉・文教常任委員会委員長 新井典夫君登壇〕

福祉・文教常任委員会委員長（新井典夫君） 議席5番新井典夫です。

議長より発言の許可が得られましたので、これより平成21年請願第3号について、委員
会審査の結果報告をさせていただきます。

本請願は、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を

求める請願であり、平成21年第8回定例会におきまして、福祉・文教常任委員会に付託されたものであります。平成22年8月25日まで計11回、委員会で慎重なる審査を行いました。

まず、国においては、経済財政諮問会議などの制度改革の圧力、厚生労働省の社会保障審議会、少子化対策特別部会から直接契約とも言える新しい保育メカニズムの導入が提案されるなど、保育制度改革にかかわる情勢が大きく転換している中、保育所の直接入所方式の導入反対、最低基準の廃止、切り下げではなく抜本的な改善という請願が衆参両院で採択されたことは大きな意味があると思われまます。

また、第169回国会に政府提出法案として提案されていた家庭的保育事業の制度化などを含む児童福祉法一部改正案が衆議院で採択され、参議院の問責議決案可決などにより付託委員会が決まらず国会が閉会したため、継続審査にすることができずに廃案となりました。

これらの国の経緯を踏まえ、当委員会としては慎重審議の結果、この問題は党派を超えて重要な案件として国で策が講じられようとしているので、もう少し国の動向を見守る必要があるとの意見もあり、また現行保育制度の改革を否定し、制度の問題を抱えたまま予算の大幅増加を求める本請願について賛成少数により不採択となりました。

議員の皆様には、審議のほどをよろしくお願い申し上げまして、委員会報告とさせていただきます。

以上です。

議長（引間サチ子君） これより本案に対する質疑を行います。

渡邊明議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） 議席8番渡邊明です。

ただいまの委員会報告に対して、新井委員長に質問いたします。

請願第3号は、請願趣旨でも明らかなように、現行保育制度の堅持と拡充、そして保育と学童保育など、子育て支援関係の予算を大幅に増額してほしいと国へ意見書を出してください、こういう内容の請願であります。

ただいま委員長が報告されましたように、この請願の趣旨につきましては、既に国会で衆参両院で採択された経緯がございます。国で採択された請願趣旨がなぜ委員会で審議されて不採択になったのか、全く理解できません。我が町委員会は国会を上回る権限、あるいはそういう機能を持ったものかなというふうに疑いが持たれるようなことで、ちょっと理解できないので、二、三、質問をさせていただきます。

現行の最低基準の保育基準や制度を守り、乳幼児期の子供の健全保育と全国的に今ふえております、問題になっております待機児童の解消策として、保育施設の拡充、施設新設等、子育て支援のために予算の増額を国へ求めるのは、現在の保育環境を考えれば当然の要求であると思います。子供を思う親、子供を思う人たちからすれば、決して無理な要望ではないと思います。にもかかわらず、委員会審議で賛成少数で本請願が不採択されたとのただいまの委員会報告であります。審査の経緯と結果について、よく理解できません

ので質問いたします。

その1点目は、現行の保育制度、すなわち保育基準については当然検討され、理解の上結論を出したかと思いますが、委員会が議論された現在の国の保育基準はどうなっているのか。保育士の配置、保育面積について、この請願の審議に当たっての基準は、何を基準にして審議されたのか質問いたします。これは、本請願の可否、これから採択する上で大変重要な参考になる基準でございますので、お示しを願いたい。

2点目は、子供たちの将来を考えた場合、現行の保育環境の充実を求めるのは、先ほども申し上げましたけれども、子育て支援のために予算をふやしてほしいと国へお願いすることは当然のことであり、このような請願の趣旨がどのような中で、こうしたいいわゆる町民、請願者の請願内容について審議されたのか、これについての具体的な審議過程を報告していただきたい。

最後に3点目でございますが、賛成少数となっておりますが、反対は何人で賛成は何人なのか、委員会の構成に基づいて賛否の数を教えていただきたい。最初、第1回目は3点について委員長に質問いたします。

議長（引間サチ子君） 新井委員長。

〔福祉・文教常任委員会委員長 新井典夫君発言〕

福祉・文教常任委員会委員長（新井典夫君） 渡邊議員さんの質問にお答えいたします。

まずもって、先ほど述べたとおりであります。1点目につきましては、現行制度にかわる改正案がはっきりと方向性が提示されていない状況にあり、現在見直しを行っている段階でもありますので、今後の国の動向を見守っていききたいという結論に達したものでございます。

2点目の子育てについては、現在、大泉町の保育に関しては待機児童はゼロであり、請願内容が本町においては現状と一致していないものと考えます。

3点目の賛成少数の賛否の人数でございますが、3対2でございます。

以上でございます。

議長（引間サチ子君） 2点目については審議過程ではございませんでしたか。1点目は保育基準でしたよね。もう一度再質問を、渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） 2回目ではなくて、1回目ね。

1回目の質問で1番目の答弁が不十分なので、再度、第1点目の請願を審議する中で、保育基準の現行基準を堅持してほしいということについて不採択したわけですから、基準は何を基準に審議されたのか、その基準は幾つなのかをお示し願いたい。

議長（引間サチ子君） はい、わかりました。

新井委員長に申し上げます。

現行の保育基準についてどうなっているのか、審議過程を質問しているということでございますので、ご答弁をお願いいたします。

新井委員長。

〔福祉・文教常任委員会委員長 新井典夫君発言〕

福祉・文教常任委員会委員長（新井典夫君） 保育基準につきましては、国の動向を見ながら進めていくというのが結論でございます。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔8番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） 納得しないけれども、要はわからない、知らない、この保育基準は数字的には審議の中では出なかったと、こういうことだというふうに思います。

これで2回目の質問をさせていただきますが、本請願、いわゆる請願第3号の現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願書と、この趣旨の中で、請願理由の中で、先ほど提案説明を委員会報告をした委員長からも出されたように、私も指摘したように、第165回臨時国会、第170回臨時国会における衆参両院で採択された請願、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援施設の拡充と予算の大幅増額を求める請願、どこがまず違うのか、この件についてしっかり答えてください。

それで、国会で採択されている同じ趣旨の請願が、国会で採択してなぜ委員会では不採択になったのか、それは違うのかどうか。これをまず1つ。

それから、やはり審議の過程で、今のここの請願の理由にも明らかのように、現行の保育制度、これを停滞させないでほしい、せめて堅持してほしい。そしてまた保育の待機児童、これは本町の場合は少ないわけですが、全国的には待機児童がたくさんいる。この待機児童解消のためには、保育所をふやしてほしい。そのためには当然予算を大幅にふやしてもらわなければ施設ができないわけだから、こうした母親や住民、国民の声を臨時国会等で採択したけれども、なおかつ改めて請願をしているという内容について、なぜそう言っているかということは、新政権になって、ここにも書いてありますように、いわゆる社会保障審議会、少子化対策特別部会で今議論している内容が、私もちょっと一般質問の中で時間がなくて述べられなかったことですが、民主党政権の中で、子ども・子育て新システム、これを今議論しているわけですね。その議論をしている中身が現行の基準、今委員長が答弁できなかった、恐らく審議の過程でこういう問題、細かい点で調査をしなかったんだと思われませんが、例えば保育面積、私も一般質問でも大塚部長から答弁されて皆さんも知っているはずですが、もう忘れてしまったんではないかと思うので改めて言いますが、この基準が、いわゆる乳幼児、おっぱいを上げるような乳幼児については1人当たり3.3平米、約一坪、畳2枚分、そして、1歳以上については1.98平米、畳1.2枚分ですね。それから保育基準、これはゼロ歳児、乳幼児で3人に1人保育士を配置しなさいよと。1歳児は4人に1人、2歳児は6人に1人、3歳児は20人に1人、4歳、5歳は年長は30人に1人ですよと。こういう保育士の配置の基準、それから保育面積、これは健全に子供たちを健やかに育てる上で最低限必要な基準が今示されているわけです。

それでも、例えば2歳児の場合6人に1人ということになると、畳7畳に布団を敷いて昼寝をさせると。先生が1人加わりますから、畳に子供6人を担当する2歳児の場合は、7畳に7人が昼寝をしたり、そこで遊具をしたり、遊ぶ、これが今の基準なんですよ。これ以上下げたら保育現場は大変だよと。子供たちを持つお母さんも大変だから、これだけはせめて、これ以上悪くしないでくれという心のこもった、願いのこもった請願なんですね。

そういう基準も明確に議論もしないで、どのような審議をされたかということ、国で既に採択しているけれども、国のここの反対理由に、現行保育制度の拡充を否定し、制度の問題を抱えたまま予算の大幅増額を求めることは適当でないと。全く意味不明、理解できない不採択の理由で、当たり前じゃないですか、現行保育の改悪をしないでくれということだから、これを否定する。今の制度は否定していないんです。今の制度は守ってもらいたい。そのためにこの審議会で審議している内容を何とかやめて、現状の制度は維持してもらって、そして待機児童とかの、あるいは保育のさらなる充実を求めて、予算の増額を国にやっていただきたいんだと、これは単なる子供を持つ母親だけではなくて、町だってこのまま行ったら町負担なり、いろんなことでしわ寄せが来るわけですよ、行政側でも。

ですから、これは本当に町を挙げて、この国の今の民主党政権の新しい新システム、この動きは阻まなければいけない。こういう内容を含んだまさに切実な請願の内容であり、なぜそれが、子供を持つ経験を持っている方々が、子育てのために支援して、子育てのしやすい町、国をつくろうという請願者の趣旨を踏みにじるような採択の結論を出したこと自体が、私は皆さんの考えを若干、そういう方々に子育て、子供の支援ということが言えるんだろうかと。子育てのそういう最低基準、子育て現場、保育現場の気持ちを踏みにじるような結論を出していいんだろうかと、こういう思いで私は大変残念に思い、質問をさせていただいているわけでございます。

それで、しかも実績を見れば、参考までに申し上げますが、現在、全国では当然国が採択していますから、この請願が多数採択されているわけですが、本県の場合は、最近みどり市が採択したということですが、近隣でいえば、館林も含めて5市6町5村、16自治体が既にこの請願については採択をし、国に意見書を上げております。ほかに群馬県議会も請願者は違いますが、同趣旨の内容で子育て支援に対する予算の増額を求める意見書を国に上げております。

こうした動き、いわば県内でもそういうふうに半数に近い議会が採択をして意見書を上げている。しかも群馬県議会もこの趣旨の内容は採択し、意見書を上げている。にもかかわらず、何で大泉町が子育てに優しい町ということのをこれからつくろうと、みんなで議論し、頑張っている中で、足を引っ張るような結論が出たのかなと。

こういうことですので、その点について十分委員会で審議されたのか。なぜ紹介議員が2人いるにもかかわらず、わからないことを知ったかぶらないで、いわゆる紹介

議員の説明を求めて、本当に納得して議論を積み重ねて、私は方向性を出してほしかったなど、こんな思いがするんですが、紹介議員を呼ばなくても十分理解しているということで審議されたのか。こうした国の動向、群馬県の動向、そして何よりも子育てしているお母さん方や関係者の気持ちを本当に委員会が念頭に置いて議論させた結果なのか。この点について、委員長の審議内容について説明を求めます。

議長（引間サチ子君） 新井委員長。

〔福祉・文教常任委員会委員長 新井典夫君発言〕

福祉・文教常任委員会委員長（新井典夫君） 渡邊議員さんの質問にお答えしたいと思います。

先ほど述べたとおりであります。委員会の中で慎重審議した結果、報告を申し上げている次第でございます。

以上です。

議長（引間サチ子君） 渡邊議員。

〔 8 番 渡邊 明君発言〕

8番（渡邊 明君） 委員長、ま、議員同士だからそれで済むけれどもね。執行部がもしそんな答弁を委員長はされたら、それではわかりましたと引き下がりますか。

やはりもっと切実な請願者の気持ちに本当に立っていただいて、本当に将来の子供たち、大泉の今後の子育て支援、こういう立場から出された請願の結論に対しての重みというのは、非常に大きいんですよ。

ですから、審議されたとおりです、ただいまの報告されたとおりですだけで済まされない、時にはね。それがあるので、この点については、今後十分審議する場合は、我々地方議員は町民や国民の願いを実現するために汗をかく、その一翼を担うんだということの立場から請願や陳情は我々は受けとめなければいけないのかなと。

国の動向云々、これは今執行部だの町長に任せて、国の方針に肅々と従うということは執行部に任せていただいて、我々議会は町民や国民の声をいかに、切実な要求であれば、正当性があるならば、それを実現するために汗をかくんだと、これが地方議員の役割ではないですか。それをやはり私は今回の委員会については、反対された方は今後子育てについて言える資格がなくなってしまうのではないかという心配をしているからこそ、私はその点について改めてきょう、本会議で常識ある皆さんの判断で、この請願が採択されることを強く望んで、一応要望して終わります。

議長（引間サチ子君） ほかにございますか。

金子議員。

〔 1 8 番 金子光国君発言〕

18番（金子光国君） この点について、同僚議員の渡邊議員もかなり詰めた内容で、皆さんにも現況での理解が得られたのかなというふうに思いますけれども、不採択にする理由を委員長にお伺いしたいと思います。

まず、1点目が現行制度の改革を否定している請願だと、こう委員会としては決定づけたわけですが、先ほどにも出たとおり、2006年以来、第165回の臨時国会、第166回の通常国会、第169回の通常国会、第170回臨時国会において、現行制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援策の拡充と予算の大幅増額を求める請願書が衆議院、参議院、ここで決定されているわけですね。今の保育行政、保育制度、これを否定している内容であったならば、国会で、もし国会議員さんが否定しているとすればとんでもない。決定しているとすれば、とんでもない決定をしていたのかなと、何を考えていたのかなというふうにも思うわけでございます。

この国会での決議の重たい部分、これを当大泉町議会の委員会では否定してしまっている。ここに一つの問題点があると思います。

それから、このような制度の問題を抱えたまま予算の大幅増額を求めることは適当でない、こういう結論づけとなっているわけですが、定例会に出された請願、陳情文書を見ても、今問題になっているのは、厚生労働省が提案した制度改革案、これは議論の俎上にのっていますけれども、結論づけていない。これからこうやっていこうというのは提案がされているわけですが、ここには大きな問題点があるので、このような請願が再度俎上にのって来た、当議会にもものって来た、こう理解していいんだと思うんですけども。

そこで、審議の過程で委員長にお伺いしますが、先ほどの委員会としての決定を出すに当たって、3対2で方向づけをして、否決を決め、方向性を決められたと、こう委員長がおっしゃっておられますが、委員長としての見解はどのようにお持ちか、まずお伺いします。

議長（引間サチ子君） 新井委員長。

〔福祉・文教常任委員会委員長 新井典夫君発言〕

福祉・文教常任委員会委員長（新井典夫君） 金子議員さんの質問にお答えいたします。

委員長としての立場ということでございますが、委員長は委員会をまとめるものであり、委員長としての個人の意見は申すことはできません。

以上です。

議長（引間サチ子君） 金子議員。

〔18番 金子光国君発言〕

18番（金子光国君） このような答えを出されたというのは、委員会はまだ議論が煮詰まっていない、調査も済んでいない、こう決定づけても間違いはないと私は思います。

委員長の苦労は重々承知、他の請願のときにも大変苦労した経験もあります。

しかし、煮詰まっていない問題を定例議会に結論として出してくる、この委員長の心境が全くわかりません。もう一回答弁をお願いします。

議長（引間サチ子君） 新井委員長。

〔福祉・文教常任委員会委員長 新井典夫君発言〕

福祉・文教常任委員会委員長（新井典夫君） 先ほど渡邊議員さんにも申したとおりでございますが、現行制度にかわる改正案がはっきりと方向性の提示がされていない状況にあり、現在は見直しを行っている状況でもあり、今後の国の動向を見守っていきたいというのが委員会の結論であり、また大泉町は、保育待機児童はゼロであり、これらも請願内容とは一致していないので、結論と出た次第でございます。

以上です。

議長（引間サチ子君） 金子議員。

〔 18番 金子光国君発言 〕

18番（金子光国君） 大変残念な調査結果を提案されているのかなというふうにも思います。私もまた先ほど議論した渡邊議員も紹介議員にさせていただいて、この件については理解しているつもりで当委員会に提案させていただきました。一度も呼んでもらえなかったということは、大変残念なことです。

このような内容については、議員の皆さんのお力で否決をして、委員長提案については否決をして、再度また議論してもらいたい。このような内容の請願がまた出ると思います。また紹介します。その際はよろしく願いして、私の質問を終わります。

議長（引間サチ子君） ほかにございますか。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（引間サチ子君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（引間サチ子君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

平成21年請願第3号を福祉・文教常任委員会委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

議長（引間サチ子君） 挙手多数です。

よって、本請願は不採択と決定をいたしました。

日程第13 閉会中の継続調査申出について

議長（引間サチ子君） 日程第13、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付いたしましたとおり、それぞれの所管事務調査のため、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、事務局長をして朗読していただきます。

飯田事務局長。

〔 事務局長朗読 〕

議長（引間サチ子君） お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（引間サチ子君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

町長あいさつ

議長（引間サチ子君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了をいたしました。

ここで齊藤町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

齊藤町長。

〔町長 齊藤直身君登壇〕

町長（齊藤直身君） 一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は、2日から本日までの15日間にわたり開催をしていただきまして、まことにありがとうございました。

本会議並びに各委員会を通じ、慎重かつ熱心なご審議をいただき、平成21年度の各会計決算認定並びに本年度補正予算など議案14件、報告2件、追加議案1件、いずれも原案どおりご決定賜り厚く御礼を申し上げます。

平成21年度決算に当たりましては、本会議及び各常任委員会でたくさんのご提言や貴重なご意見をいただきました。この内容につきましては、今後の執行や来年度の予算編成での検討材料とさせていただきたいと考えております。

さて、気象庁によりますと、ことしの夏の日本の平均気温が1898年からの観測史上一番高い数値を記録し、最も暑い夏となったようでございます。この記録的な猛暑の背景には、地球温暖化の影響があるようでございますが、少しでも地球温暖化を減らすことが我々に課せられた使命ではないかと考えておるところでございます。

ここに来てやっと秋の気配を感じるようになりました。明後日、土曜日の各小学校の運動会も無事挙行されるものと喜んでおります。季節の変わり目でございますので、議員の皆様には体調管理には十分ご留意の上、議員活動にますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

閉 会

議長（引間サチ子君） これをもちまして、平成22年第4回大泉町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 1 時 3 3 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大泉町議会議長 引 間 サチ子

大泉町議会議員 山 口 将

大泉町議会議員 浅 野 正 己